

会 議 録

会議の名称		史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会（第1回）		
開催日時		令和3年(2021年)8月27日 開会 14:40 閉会 16:30		
開催場所		つくば市役所3階 302会議室		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	委員	田中裕、黒田乃生、海野聡、三谷芳幸(以上オンライン)		
		柳原茂男		
	その他	岩井浩介（文化庁文化資源活用課）、栗原悠（文化庁文化資源活用課）、舟橋理（茨城県教育庁文化課） 中田英史、窪田美穂子（有限会社ウッドサークル）		
	事務局	石橋文化財課長、広瀬同課係長、山本同主務、久保田同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		<p>(1) 再整備の方針について(資料1)</p> <p>(2) 市が実施した来場者アンケートの結果報告について(資料2)</p> <p>(3) 史跡の現状確認調査の結果報告について(資料3)</p> <p>(4) (3)に基づく修繕内容の提案について(資料3)</p>		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開会			
	2 挨拶			
	3 議事			
	4 閉会			

3 議事

(1) (2)

事務局：資料に基づき説明。

座長：本日の、メインの議題は再整備の方針という理解でよろしいでしょうか。

事務局：方針までは決まり切らないかと思いますが、方向性だけは確認していきたいと思います。

座長：今日、検討して決めるところまではいかないけれども、最も気を付けなければならないのは、資料1の「第4章 基本方針」でしょうか。

事務局：はい。どういった方針で行くかの方向性だけ決めさせていただけたらと思います。

座長：この部分は非常に大切に、具体的にはウッドサークルさんの御意見をお聞きした上で、しっかり議論していかないといけない点かと思っています。保存活用計画を策定した時のものがほぼ転記されている状態のようですが、基本的には今の正倉をまず安全な状態にして、再整備を行うことが核となっている計画だと理解してよろしいですか。

事務局：そうなります。

座長：復元建物を安全な状態でしっかり活用できるようにした上で、後はプラスアルファでできることをしていく、要約するとこのような感じですか。

事務局：そうです。今回の計画の中で、文言は少し時間をかけて検討していかなければならないかと思いますが、事務局として基本的には復元建物は今の状態のまま維持できるように修理し、それに加えて柱表示や建物の配置など、史跡の特徴も価値に関わってくることで、これを安全な形で長持ちするように表現したい、それに加えて活用のための解説の補助などを加えた整備を考えています。おおむね、保存活用計画の中でその辺りを共有してきたと思っています。

座長：すでに保存活用計画策定段階である程度議論したことでありますが、その時にアンケートを取ったほうがよいと申し上げたのを実現していただいて、お礼を申し上げたいと思います。趣旨としては「今の正倉の復元が好評であるのかどうか」ということの裏付けが欲しい。その上でそれをさらに維持、若しくはもっとうまく活用できる形での整備をしていくことが、方針として根幹にくるというデータとしてアンケートが使えるか…というのが趣旨でした。

ですが、復元建物についての言及はあまりなさそうですが、いかがでしょうか。

事務局：アンケートの「4 平沢官衙遺跡の魅力」で、一番が景観、2番目に立体復元建物、3番目に郡の役所としての歴史性、ときています。回答者の「景観」の内容は分かりかねますが、他の要素と比べて、復元建物は平沢官衙遺跡の顔になっており、それが周辺の景観になじんだものとしているのではないかという推測も取れますので、復元建物が重要な要素であることは、回答の中からも読み取れると考えております。

座長：復元建物が歴史を感じさせるような景観になっているからこそ、背景の山も含めて行く価値があると思っていただいている…ということによろしいですかね。ですから、今回の方針も復元建物を中心とした整備が核になるわけですし、それを安全に活用するために情報発信を含めて景観をどのように見せるのかなどに配慮しながら価値を適切に伝えられる整備をしていく。それを具体的な整備計画として落とし込むのが、今回の目的ということによろしいですね。その上で御質問あれば、よろしく申し上げます。

座員：今回の再整備計画ですが、基本方針に書かれているものというのは本来再整備の基本方針に当たるものですので、遺跡の保存活用計画中期というところを組み込んだものとは、やや異なったテイストになり、そこでは、今、話題になっている正倉の修復・再整備が主眼に置かれると思います。その部分と、バックグラウンドの長期スパンとして必要なものの記述の書き分けや、あるいは問題意識の直近の課題とそうでないものといった切り分けが必要になってく

と思います。今、現状それが混じっている状態のように感じますが、いかがでしょうか。

事務局：ここで挙げているものは、全体的に我々が整備で目指すもの、理想としているものを全体的に盛り込んだ形になっていると思いますので、もう一度整理していきたいと思います。

座員：よろしく申し上げます。

座員：基本方針は、先生方のお話に賛成です。大きく変えられるので、関係ないかもしれませんが、現在「史跡を体感できる場とする」で「復元建物と柱表示などにより史跡の全体像を示す」と書いてありますが、アンケート結果を見ると柱表示が魅力に映っているわけではない、という結果です。それをここに書いてしまうのは、せっかくアンケートを取ったのに…となりますし、その柱表示をそのままにするのかどうか検討することも含めて、あまり決め打ちで書かないほうがよいと思います。

事務局：最終的には基本設計までいく基本計画ですので、整備の手法は定めることになります。そのため柱表示をする・しないというのは決めておくべきことにはなりますが、事務局としては今の応急処置としての柱表示では意味がないと思っています。建物の特徴的な配置を示すというのは史跡の価値を伝える上で必要な整備だと考えておりますので、アンケート結果は別にしても、整備すべきと思っています。それを含めた整備の方針を今回の計画の中では定めておかななくてはいけないので、その点については、案を示すというよりは、決めていきたいと思っています。アンケートで今の状況が魅力とを感じる人は正直いないかもしれませんが、もし先生方の中で柱表示の再現の是非について御意見ありましたら、いただきたいです。

座長：この点については、そこだけを議論しても史跡全体の在り方や、景観に影響してしまいます。計画全体で考えていったらよいのかなと思いますので、今後議論をするという方向で、今日のところはいかがでしょうか。

座員：大丈夫です。

座長：では、方針は大切なところですので、ほかに意見ございましたらお願いします。

座員：よろしいですか。方針というよりはアンケートに関わることですが、ソフト面に関わる話が盛り込まれていることについて、ある程度どこまで具体化させるかはともかく、今回の再整備はハードの面だけでなく、ソフトの面としても考えていくことを期待していると私は受け止めましたが、「7 関連するイベント」で勾玉や火おこしなど、時代が違うものも混在しています。もちろん具体的な立案の時には考えるとは思いますが、通史的に歴史の場として考えるのか、平沢官衙遺跡の特質に即したものとして考えるのか。その点について具体的な考えがあればお願いします。

事務局：体験講座をやると考えていたものの、すぐには出てこなかったのも一般的なイベントを記述しました。平沢官衙遺跡や古代のイベントを考えていく予定です。

座員：あくまで一案とのことですね。情報提供ですが、春日大社さんや東大寺さんたちの御協力で、学生さんたちを集めて、大きな丸太を打ち割りして板をつくるという、実験考古学的な「割り出す」というイベントをしたことがあります。古代の建築のプロセスを知るというイベントです。ただこれは材料の提供なども必要かと思しますので少しハードルはありますが、ほかにも各地の事例を集めるとよいと思います。

事務局：ありがとうございます。

文化庁：よろしいですか。先だって市のほうから御相談がありましたので、私からも少し意見を申し上げたのですが、平沢官衙遺跡は過去 20 年の中で既に大変素晴らしい実績がおありです。今回アンケートも取って方向性を参考にされていて、この 20 年の実績の総括といいますか地域の声、イベント参加者の声を聞く中で、さらに事務局で課題とっていたことがおありかと思しますので、

ぜひそこを資料1～3に追加して、今後の方向性を定めていただければというお話をした次第です。そういった点を踏まえ、資料1の1～3ページの現状はコンパクトにまとまっているものの、保存活用計画をベースにされていると思いますが、保存と活用は基本的な保存の方針の中でさらにステップアップした計画ということなので、やはり今までの実績をより重視されて、より実態としての率直な課題が出てくるとよいのかなと思った次第です。そういった点でいきますと、やはりこの復元建物の再整備、改修が主題となることは当然だと思いますし、アンケートでも復元建物の存在感・景観は大きな魅力につながっているということが分かります。とは言いましても、黒田先生もおっしゃったとおり、官衙というのは建物が立ち並んでいたという当時の古代景観、遺構としての価値があって、その上で表現されているということにあります。アンケートでも、魅力ではないというのは課題です。柱位置表示があまり目立っていないというのは、やはり本質的価値を伝えるに当たって、復元建物は復元建物で大事にして、その一方で復元建物の官衙としての、遺跡としての価値が、この20年間伝わってきたかのかどうか、今後さらに伝えるにはどうしたらよいか、柱表示の素材が傷んでいるが素材は踏襲するのか変えるのかといった技術的な課題も、方針を定めるに当たって、現状や強みを把握した上で導き出されるのが一番の軸になると思います。なので、課題が出てくるのがこれまでの実績に基づくものであっていただければと思います。方針を定めるに当たり、景観ですとか復元建物の価値が大事だから伝えていく必要があるという、整備の方針までを落とし込むに当たって、前段の現況や課題をもう少し具体的にさせていただくとよいと思います。今後具体的な整備手法を検討して意見が分かっていた時には、この方針の議論に立ち戻ってくると思いますので、ぜひ、懇話会でも事務局でも前段の部分を御整理いただきたいです。我々としても補助事業ということもあり、再整備事業が単なる現状維持ではなくて、より高いステップアップする、よりよい方向にもっていくという意味で補助事業として認め

て、よりよく再整備していきましょうという、ぜひそういった方向でまとめていただけたらと思います。以上です。

座長：今までの実績で導き出された課題について、もう少し整理をして、議論をするべきだということですね。事務局いかがですか。

事務局：今お話しいただいた維持管理については、ほとんど入れられていなかったなという点がございまして、根拠と合わせてもう少し重点的に入れて整理していきたいと思います。

座長：調査官がおっしゃったことは尤もです。保存活用計画でも今までどうだったのかということを中心に意識して作ったはずですね。平沢官衙遺跡は史跡公園としては非常に来場者が多く、場所の辺鄙さに比べて来場者が多いので、魅力があると認識を共有して作ったのが保存活用計画で、なおかつその魅力の中心にあるものが復元建物と認識しています。先程黒田先生からお話があったとおり、復元建物に比べて柱表示の魅力は伝わっていないということも、当然課題になることです。どういうふうに表示していくのか、あるいは見学者に歴史的価値が伝わるように工夫をして、なおかつ景観との融合が大きな課題です。若しくはその辺りも保存活用計画に数字を含めて盛り込んでありますし、その中から課題を事務局のほうで書き出していただいて、前段の現状と課題に落とし込んでいただけるとよいかなと思います。

事務局：「現状と課題」のところを整備に向けたまとめ方として、これまでの維持管理のことも含めて書き換えていきたいと思います。「現状と課題」を踏まえた上で、「基本理念と基本方針」に続きますけども、ここは担当の広瀬から説明します。

事務局：資料1第1章の「基本理念と基本方針」の内、上の二つの段落は保存活用計画からの引用です。その後の5項目はそれを受けての今回の整備全体の基本方針、「(2) 整備の方針」は、実際にどのような方針で整備していくか具体的に書いたものです。

事務局：今の文章では、現状と課題のところ、これまでの維持管理についてはあまり盛り込まれていませんが、本来はそれを踏まえて「（２）整備の方針」に直接つながっていくものと思います。また、４章（１）基本方針の部分は理念的な部分なので、ここは今のうちに共通の認識を持っておかないといけないと思います。それらを踏まえて（２）の整備の部分につながっていくと思いますので、今回はまず整備の理念の部分が固まれば、ある程度まとめやすくなるのかなと思います。御意見をお願いします。

座長：基本方針にある４のところは、その前があるということですか。引用のコピーペーストがそのままなのかと思いましたが。

事務局：これは、保存活用計画の「大綱と基本方針」からの引用です。今回新しく書いた部分は、箇条書きの５項目になります。

座長：では、引用が分かるように書いてください。課題がはっきりしたら、ここへ帰ってくる部分も多いと思なので、課題の整理をした上で文言の整理をする必要が出てくるでしょう。今日内容を決めたとしても、文言までは決められないですし、かなりざっくりした方針の決定くらいしかできないのではないのでしょうか。そうすると復元建物を中心に回りの魅力をどう伝えるか、ということにかかってきます。既に５項目を今回上げてもらっていますが、その中でも「史跡を体感できる場とする」「施設の本質的価値を伝える」というところが、整備の中心になってくるのではないですか。

事務局：５項目のうち、上３つが整備工事事業としての主体になってくる部分です。

座長：ソフトの部分、案内板の内容は「周辺史跡等と一体として生かす」にかかってきますし、「広々とした空間を生かす」も、基本的にはイベント関係などのソフト面です。その辺りも、整理できるとよいのかなと思いますが。

事務局：例えば「史跡を体感できる場とする」は、「整備の方針としてはこの内容とこの内容が関連する」などの結び付きが分かりやすいような書き方をする

ということですか。

座長：そうです。その整理をしていただいた上で、細かい文言やさらに整理して出てきた課題を追加して、審議すべきかと思います。

座員：大幅に変えられるということで関係ないかもしれませんが、5ページの「(2) 整備の方針」に書いてありますけども、復元建物の屋根や柱の表示を「耐久性のあるもの」、しかも柱表示は「木製以外の」と決め打ちで書いてしまっているの、あまりここまで書かなくてもよいかと思います。「みんなで管理して維持していく」という参加型でやっていくことも可能だと思いますし、あまり管理がいらぬものにするよ、という雰囲気の記事にはしなくていいと思います。

座長：さらに整備の具体的な計画が別にあるとすると「耐久性を重視する」とかそういった話でもよいような気がしますね。

座員：耐久性の話について。もちろん新しい建築ならそういったことも求められると思いますが、復元建物の場合は実際に作る時から当時の形を再現しているので、建築側から言えばある程度時間が経過したら破損するのは当たり前、むしろ定期的な維持管理自体も時間経過とともに成り立っているの、それを踏まえた上で現代的な要求として耐久性のあるものに変える、というようにするのかしないのかの判断が必要になります。その上で現代的な合理性や経済的な理由から耐久性のあるものにするなら、それはそれで一つの方針です。あくまでそこを考えた上で念頭に置いて、平沢官衙遺跡の整備活用の長い歴史にとってよいのかなと思います。

座長：もっともです。あの正倉の魅力は、真正性といいますか、復元したものだけ当時の有様が伝わってくる作り方をしているからこそだと思いますので、ここは非常に大きな論点になるのではないのでしょうか。

事務局：基本設計に至るまでの過程で、なんらかの方法を選択していかななくてはいけないと思います。実際茅から変えようと考えているわけではないですし、

屋根についても自然でない素材に変えようと考えているわけではないです。防腐剤とかも考えるかどうかなどを含めて、御意見をいただきながら考えていこうと思っておりますので、その辺りの方向性をこの後ウッドサークルさんの提案も含めて考えていく中で、最終的には両方整合性を取りながら考えていくほかはないと思っております。それについて、どういう方法があるかも含めて、書き方については検討していきたいと思っております。

座長：分かりました。この段階で文言を決めるのではなく、御提案いただきながら修正していくという方向でよろしいですね。

事務局：はい、今決められるものでもないなど、お話を聞いていて思った次第です。方法としてどういったものがあるか御提案いただきながら、もう一度振り返って考えていきたいと思っております。

座長：そうすると、具体的なイメージを聞いてまた思うところもあると思しますので議事を進めましょう。今の方針については、随時修正をしていくというようにさせていただきたいと思っております。

(3) ・ (4)

業者：資料に基づき説明。

座長：倉の現状と修復のことでしたけれども、先ほどの議論の中では今の素材感を活かしながら耐久性を高める、というやり方を考えているわけですね。方針にそういった内容が分かるような書き方をしていく、ということではよろしいのではないかとと思いますが、その上で御質問・御意見ございますか。事務局のほうでは、ウッドサークルさんの提案を受けてどのように評価されているのかをお願いします。

事務局：建物の修理の方法についてはおおむねよいかと思っております。基本的には建物本体の部分の木材を一部薬剤で固めるような補修、茅葺屋根については今の状況を継続していく、板葺屋根については基本的には葺替えて、その際

に可能であれば防腐剤などで素材感を活かしながら長持ちさせる方法があれば検討していく、この辺りの方向性は問題ないかと思っています。後は、鳥除けの方法なども、茅にネットをかけたり、屋根の下を網で覆ったり、いくつかの選択肢があるので検討が必要かと思っています。階段については事務局としてのすり合わせはありませんが、アルミでいたしかたないと個人的には思います。おおむね、イメージは伝わったでしょうか。

座長：委員の皆さんも、今日聞いてすぐに御意見や御質問は難しいかと思いますので、後で意見・質問を集約していただいてよろしいですか。その上で、今あればお受けいたします。

座員：ウッドサークルさんの資料はかなりよくまとまっていますが、前回の復元整備の時から仕様を変更するというのは、十分あり得る話ではありますし、意匠上もどの程度まで変更を許容するかというのはありますが、一番大きなところでは、茅葺きが一番の課題かと思っています。というのも、現存する茅葺きだと、葺厚が厚いのに対して、ここでは相当薄い復元をしていて、それにより耐久性の問題が生じています。この辺りも苦労されているところだと思いますが、どう考えていくかが大きいと思います。具体的には、この形でも葺厚が薄いことによる弊害が出てくる可能性が非常に高いと思いますが、この辺りは許容して、今回は整備をするという考えでよろしいですか。

事務局：茅の厚さということですか。これを厚くすることは技術的には可能ですか。

業者：当初整備の設計図書を見ますと、60cm になっていますが、今の状況を見ますと、60cm まで厚さはありません。それは痩せてきたのか、もともとそうだったのかは、分かりません。筑波流という葺き方をされていますが、筑波流というのも軒先の軒積みを厚くするような方法だと聞いていますので、そういうことにすれば、今の茅の高さよりも筑波流にすると厚くなることもあり得ます。それを良しとするかどうかです。

座長：時間も迫っていますので、そこも検討課題としたいと思います。

文化庁：お時間ないところすみません。復元建物というのが、そもそも、もともと非常に検討されて大事にされたものとしてきたと思いますが、あえて申し上げるならば、あくまでも復元建物というのは1分の1模型といいますか、再現物であって文化財建造物ではありませんね。それを建てるということは価値を伝えることが一番の効果であって、それを改修、修理するという自体は「文化財的な価値がないのになぜ修理するのか」という「そもそも論」に戻ってしまいがちです。そうならないよう、この建物がどれだけ効果があったか、この現状の価値を前提としてうたっていただいて、その上で内容を固めていただければと思います。同時に先ほども出ましたが、これまで維持管理とかメンテナンスをどうされてきたかを検証してください。その上で今回のこの方法が効果的であり、今後15年、20年と活かして守り伝えていきたいのだということを含めて、最初の入口と出口のところをある程度年頭において整備方法を具体的に検討してください。一般的に申し上げますと、20年経過したので文化財的に傷んできたので直したい、というだけでは補助事業としては難しいですね。文化財建造物は、文化財的価値を持っているというものなので、今回については、ないといえば、ありません。お金の話になってしまいますが、その部分をしっかりと強調して、コンセプトを固めていただければ、今上がっているような技術的なことについても、メンテナンス費用は市の負担になりますので、しっかりこの計画の中でまとめていただければ。大きな話になりますが、以上です。

座長：模型の位置づけは非常に大事な話です。必要性をうたわないといけないということになりますね。事務局へ意見の集約をお願いします。事務局に説明をしていただいている造園整備のところですね、54ページ以降、かいつまんで御説明をお願いします。

業者：資料に基づき説明。

事務局：事務局のイメージと、それを踏まえたいくつかの検討すべき課題をお話しします。まず柱の位置表示については、現在のボルトなども活かしつつ、腐らない材質で復元というのが基本ではないかと考えています。ただ、黒田先生がおっしゃるように、柱表示の意義付けをどうするか、木材として見えなければならぬのかも検討課題で、それによって方法が変わってくる可能性もあります。正直、擬木などでもよいかと思っていましたが、今提案をいただいた中では合成木材が有力候補かと感じています。また、タマリユウですが、平面表示の軒下範囲の表示はなかなか正直砂利舗装してもそれを維持できないのではないかという点と、もともと軒下の表示をすることにどれだけ意義が大きいのか、それを考えると芝生として表現しないのも一つの方法かと思っています。解説板については、平面の解説板を一部補修しながら使うのはそのとおりでよろしいかと思っています。ただしですが、現在ホーローの解説板と遺構の説明板がありますが、その中間に何か説明するもの、例えば建物一群の平面表示を説明するものだったり、復元建物のブロックを説明するものだったりがあればもしかしたらよいかもかもしれません。説明板の仕組みをどう整理していくかは、検討課題として挙げておきたいと思います。園路は今の説明のとおりでいいかと思っています。

座長：やはり、郡衙の正倉院が非常に密集してきれいに並んでいる様子が一挙に見られるようになったというのがかなり早い段階で学史的にも史跡の価値です。やはり建物表示や柱の表示の仕方は結構本質的なことかと思っています。ここはぜひ構成員の皆様にも何かアイデアなどもあるかと思いますが、ここを出していただくのは少し時間が足りないので、事務局のほうにこんな方法もありますよという意見集約をお願いします。その上で、たたき台に入れていただいて議論できるようにしても、次の会議で大丈夫ですかね。

事務局：お願いします。

座長：ここは、こういった風に見せるのか、説明板や使い方も含めて重要な部

分かと思えます。なので、却下される案もあるでしょうけど、案がたくさんあったほうがよろしいのではないかと思えます。この提案を受けて、委員の方にも意見を集約していただきたいのですが、その期日をいかがいたしますか。

事務局：次回会議を10月上旬に予定していますので、9月10日までにメールのやり取りをお願いします。

座長：その上で、どうしても言っておきたいことはありませんか。はい、長時間ありがとうございました。事務局にお返しします。

事務局：今回いただいた御指摘をもとに検討しまして、まずは9月10日までに御意見いただきたいと思えます。その上でウッドサークルさんと相談して、もう少し具体的な計画案を作っていきたいと思えます。今後とも御意見や御指摘をお願いします。どうもありがとうございました。

閉会：16時30分

史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会 第1回会議

～ 次 第 ～

日時：令和3年（2021年）8月27日（金）午後2時00分～

会場：つくば市役所3階 会議室302

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 再整備の方針について（資料1）
- (2) 市が実施した来場者アンケートの結果報告について（資料2）
- (3) 史跡の現状確認調査の結果報告について（資料3）
- (4) (3)に基づく修繕内容の提案について（資料3）

4 閉会

第3章 史跡等の概要および現状と課題

第1節 史跡等指定の状況

第2節 史跡等の概要

1 発掘調査

第3節 史跡等の公開活用の諸条件の把握

1 見学

- 見学者は、開園以来増加してきたが、ここ数年は頭打ちの状況でおよそ毎年5万人前後である。見学の目的は、アンケート結果によると、ウォーキングなど散策、歴史や文化財の学習の利用者が多く、やや観光が少ない。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
利用者数	29,466	21,578	25,184	28,480	37,688	31,440	52,317	39,498	37,167
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数	49,358	39,080	45,079	55,051	51,346	52,478	46,508	50,689	

- 小中学校の見学については、市内に文化財展示施設などが5館あることや、市所有バスの台数が限られるため、市内全ての小中学校（45校）が見学できる状況にはなっていない。また、近隣の博物館などが行っている見学以外の体験メニューなどの付加価値がないことも見学が増えない要因と考えられる。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
説明団体	22	29	21	11	17	13	15	12	15
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
説明団体					13	22	14	13	

- 見学者への説明対応については、簡単なものは管理員が、専門的な説明対応は依頼を受けて市文化財専門員が、それぞれ行っている。しかし、文化財課職員のみでは限界があり、職員とともに対応するボランティアの育成が必要となっている。
- 平沢官衙遺跡の本質的な価値にもかかわる周辺の古墳や日向廃寺跡などの見学が行われているが、年1件程度と多くはない。また、市観光推進課では「北条・平沢フットパス」として、ウォーキング用マップとそれに合わせた案内道標を設置しており、街歩きができる環境を整えている。

2 イベント

- 平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、史跡の存在とその良さを周知するためのイベントを、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムと協力をしながら、四季毎に年4回行っている。また、実物大復元建物から南へ緩やかに傾斜する地形は、天然の劇場、自

然のキャンパスとしても活用されている。

- 平成 27 年（2015 年）度から生涯学習推進課が行っている、市内の研究施設等を巡るスタンプラリーである「ちびっ子博士事業」での見学対象施設となっており、例年暑さで落ち込んでいた夏季の来場者数が実施前に比べて 3 千人以上増加している。
- そのほか市文化芸術課が協力する美術展「アートセッション」や、同スポーツ振興課が協力する自転車ヒルクライム大会「ツールド・つくば」のスタート会場などとして、活用されている。
- 史跡の価値を伝える学術的なイベントは、年間で 10 日間ほど、実物大復元建物の扉を開けて建物などの説明を行う特別開扉以外にあまり行えていないため、説明会や講座、シンポジウムなどをより積極的に開催していくことも課題となる。
- つくば霞ヶ浦りんりんロードは、令和元年（2019 年）11 月に国がサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために指定するナショナルサイクルルートにもなっている。平沢官衙遺跡歴史ひろばはその沿線に近く、北側の山を越える不動峠もサイクリストに人気であることから、サイクリストの利用が多い観光ルートとしても注目されている。

3 整備状況

① 柱位置表示

- Ⅱ・Ⅲ期の建物のうち、Ⅱ期建物群から 12 棟、Ⅲ期建物群から 8 棟、合計 20 棟を表示した。掘立柱建物は、直径 35cm のタモ材を使用し、高さをⅡ期は 20cm、Ⅲ期は 45cm とした。礎石建物は、10 cm 程盛上げて明示し、散在していた実物の礎石を任意の位置に設置した。
- 実物大復元建物の存在感が大きすぎて、柱位置表示があまり目立たない。Ⅱ期・Ⅲ期の重複関係を示した部分があるが、重複関係がわかりにくい。木材は耐久性の問題があり、木製以外の素材の検討が必要となる。

② 実物大復元建物

- 大溝跡の造られた時期である第Ⅲ期の中から、調査による資料性、遺構の位置・配置を考慮して SB18（土倉（双倉）（2 号建物））、19（校倉（1 号建物））、33（板倉（3 号建物））を原寸大模型として復元した。建築基準法の関係で、実物大復元建物は見学者を入れることができない施設になっている
- 屋根を主とした経年劣化に対して、屋根板等については素材や防腐剤塗布な度を行い、大規模な修理が必要である。復元建物の定期・周期的な点検や小修繕、大規模修理について、予め方針を定めておく必要がある。

③ 説明板

- 総合説明板は、来園者の主導線となる案内所駐車場に 1 か所 1 基を、実物大復元建物説明板は、3 棟分のもの 1 基を、建物群から少し離れた位置に設置した。遺構表示の説明板は、建物毎に 1 基を地面と同じ高さで設置している。
- 個別に設置した遺構表示の説明板は、景観を重視して設置位置が低くほぼ地面と同

じ高さで平らにしたため、見学者に認識してもらい難く、草刈りの影響も受けやすい。説明板の表記が日本語のみであるため、多言語化への対応が必要となる。

④案内所

- 当初 66.3 m²であったものを、平成 17 年（2004 年）に 86.1 m²に増築している。
 - ・面積：86.1 m²（建築面積）。延床面積 72.8 m²+ピロティ(下屋) 面積 13.3 m²
 - ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺(芯木なし)。外壁は杉縁甲板。
 - ・内部：管理人室 6.6 m²、ガイドンスコーナー33.6 m²（増築前 23.7 m²）、トイレ（男・女・多目的）32.6 m²（同 22.7 m²）。倉庫は屋外にプレハブを設置。
 - ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。
- 学校や団体での来園者にとり、面積を微増したものの 20 名ほどしか映像を視聴できず手狭となっている。事務室も 1 名の待機を予期した小規模なもので、解説の応援や収納場所の不足のため、映像視聴場所との区別がなくなっている。繁忙期における駐車場・トイレも不足気味で、トイレの水圧が低くつまることがあり改善が必要である。

⑤便益設備その他

○防犯・防火設備

- ・立体復元した各建物へ避雷針を直接 2 本設置した。また、実物大復元建物群の防犯・防火対策として、施錠できるように門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置し、柵内には消火器も設置した。
- ・柱位置表示の関係で鉄柵内への進入路が確保できないことから、柵に大型作業車両等の出入口を設けられなかったが、維持管理に支障をきたす場合があり検討が必要である。

○植栽

- ・史跡境界の柵の代わりに、南面にハギを、他 3 面にネズミモチを 2 列で囲った。既存宅地との境には目隠しとして高木のシラカシを植えたが、その他の高木は、地下遺構への根の影響を避け、史跡内の見通しを優先させることから本数を少なくした。
- ・高木植栽を少なくしたことで、日陰のくつろげる場所が少ない。

○園路

- ・遺構表示ではないので現代風に設置し、史跡平坦面は透水性カラー舗装、斜面は雨水の通り道にならないよう、洗出平板と芝を組み合わせたものとした。
- ・透水性カラー舗装は、砂利がはがれ路面が荒れていることから、素材の耐久性に問題があり素材の検討が必要。

○休憩施設 ベンチと水飲み場を実物大復元建物が見やすい史跡の端に設置した。

○排水

- ・盛土内には透水管を設置し、表流水や復元大溝の水も含めて、地元の土地改良区と協議のうえ、流末を史跡南西外の柵や道路側溝につなげた。南側は、水田に流出しないよう、1 m 弱の土堤状に盛り上げて、調整池も兼ねるようにした。
- ・史跡内の排水は史跡外の南西隅の柵に集まるが、その先の水路が詰まりやく、大雨の際に溢れることがある

第4章 基本方針

1 基本理念と基本方針

(1) 基本方針

『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』での大綱、整備の基本方針を掲載し、以下に再整備の基本方針を整理する。

平沢官衙遺跡は、『常陸国風土記』などにも登場する筑波郡に所在した、古代筑波郡衙の正倉院跡で、その全体像が分かる遺跡として国の史跡に指定された。平成15年(2003年)には、復元整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばとして開園し、この整備事業により、平沢官衙遺跡は市民の新たな誇りとなった。市は史跡の価値を未来に伝えるために、適切な保存・整備・活用を行うための必要な措置をとる。また、周辺に広がる郡衙関連遺跡についても、学術的調査を行い、市民の協力を得ながら保存措置をとる。

4 史跡顕在化のための復元建物などの適切な維持管理や再整備を行う

復元整備を行った復元建物3棟を含めた平沢官衙遺跡歴史ひろばは、つくば市の新たな財産として定着しつつあり、これを未来に向け伝えることができるよう、適切な維持管理を行う。また、当初の整備事業で足りなかった要素を補いつつ、さらなる付加価値をつけられるよう再整備を行う。

○史跡を体感できる場とする

平沢官衙遺跡は、古代筑波郡衙の正倉院跡で、その全体像が分かる遺跡として国の史跡に指定されており、溝に囲まれ規則的に建物が立ち並ぶ状況を体感できるよう、実物大復元建物と柱位置表示、大溝などにより、その史跡の全体像を示す。

○広々とした空間を生かす

平沢官衙遺跡は、筑波山や平沢の山々を背景として、水田に囲まれた独立した台地上に位置しており、優れた南からの景観や、広々とした芝生を生かし、市民の散策や憩いの場、イベント広場として活用する。

○史跡の本質的価値を伝える

史跡の本質的価値を広く伝えるため、既存説明板を生かしつつ、多言語化や様々な情報に対応するため、インターネット環境を整備し、見学者のニーズに合った情報を提供するとともに、来園できない方へも情報発信を行う環境を整備する。

○周辺史跡等と一体として生かす

平沢官衙遺跡の周辺には、国造の本拠地に官衙が設置されたことがわかる平沢古墳群や北条中台古墳群、官衙と関係する寺院跡の北条中台廃寺、古代から中世への拠点の変遷が分かる日向廃寺跡が位置している。また、その桜川沿いには、中世の拠点を整備した史跡小田城跡や、河内郡の郡衙跡である史跡金田官衙遺跡があり、これらを連携させて活用する。

○地域の資産として地域とともに

古代～中世に地域の拠点であった北条・平沢地区の大切な文化財として、地域のNPO法人平沢歴史文化財フォーラムなどと協力しながら、大切な歴史資産として観光施設・サイクリングの拠点などとしても、活用・情報発信を行う。

(2) 整備の方針

- 実物大復元建物と背景の山地が作り出す風景は多くの人々から好評を得ており、また史跡の本質的価値でもあることから、南からの主要導線を生かしつつ、景観に配慮した実物大復元建物や樹木配置を維持しつつ、安全に見学ができ、さらなる活用に生かせるようにする。
- 実物大復元建物は特に屋根部分に劣化が著しいことから、素材に耐久性があり景観に合致するもので改修するとともに、階段などで内部を安全に見学できるよう、活用を考慮した内容を検討する。
- 大溝で区画した中に規則的に並ぶ建物の存在が、正倉院として平沢官衙遺跡の本質的価値であることから、腐朽した柱位置表示は木製以外の耐久性のあるもので再生し、重複関係などが認識できるよう、表示を検討する。
- その他の説明板や案内板については、破損している部分は修理をするとともに、外国語や周辺史跡の案内を含めて、より詳細な情報や新たな内容を追加できるよう、QRコードを貼るなどして、容易にウェブサイト誘導できるようにする。また案所内でのパンフレット類やパネル設置も念頭に置く。
- 活用や維持管理のために必要な施設の改修・追加については、最も景観に配慮しつつ、当初整備からの不具合や修正点については、活用や維持管理の必要性に応じて改修・追加を行う。

史跡平沢官衙遺跡再整備事業アンケート

1年齢・お住まい

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	2	0	1	1	3	4	0	0	11
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	0	0	0	2	2	3	7	0	14
桜歴史民俗資料館	5	0	0	5	5	4	1	0	20
インターネット	0	0	1	7	3	4	0	0	15
合計	7	0	2	15	13	15	8	0	60

	春日	北条	小野崎	自由ヶ丘	松代	研究学園	平沢	二の宮	筑波	並木	小荃	大形
小田城跡歴史ひろば案内所	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
桜歴史民俗資料館	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	1	1
インターネット	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
合計	2	5	1	1	1	3	4	2	1	4	1	1

	妻木	吾妻	谷田部	竹園	学園南	花園	桜村	上ノ室	島名	市内
小田城跡歴史ひろば案内所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜歴史民俗資料館	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2
インターネット	0	0	1	3	1	1	0	1	1	0
合計	1	1	1	3	1	1	1	1	1	3

	牛久市	龍ヶ崎市	筑西市	取手市	土浦市	阿見町	常総市
小田城跡歴史ひろば案内所	1	1	0	0	0	0	0
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	0	0	1	1	3	0	0
桜歴史民俗資料館	0	0	0	1	2	0	0
インターネット	1	0	0	0	0	1	1
合計	2	1	1	2	5	1	1

東京	埼玉	北海道	無記入
0	1	0	0
0	0	1	2
1	0	0	2
0	0	0	0
1	1	1	4

	つくば市	茨城県	県外	無記入	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	8	2	1	0	11
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	6	5	1	2	14
桜歴史民俗資料館	14	3	1	2	20
インターネット	12	3	0	0	15
合計	40	13	3	4	60

2. 平沢官衙遺跡歴史ひろばの利用頻度はどのくらいですか？

	初めて	複数回	数ヶ月に一度	月に数回	週に数回	その他	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	6	2	2	0	0	1	11
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	1	4	3	5	1	0	14
桜歴史民俗資料館	8	11	1	0	0	0	20
インターネット	0	9	4	1	0	1	15
合計	15	26	10	6	1	2	60

その他

小田 年に数回

インターネット 2. 3度行ったことがある

3.平沢官衙遺跡歴史ひろばの利用目的は何ですか？(複数回答可)

	歴史や文化財の学習	憩いの場	ウォーキングなど散策	観光	サイクリング休憩所	その他	無回答	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	4	3	4	2	0	0	1	14
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	3	5	9	1	0	0	1	19
桜歴史民俗資料館	12	5	6	2	1	0	1	27
インターネット	6	5	7	6	1	0	0	25
合計	25	18	26	11	2	0	3	85

4. 平沢官衙遺跡歴史ひろばの魅力は何だと思いますか？(複数回答可)

	景観(山や田園風景)	立体復元建物	建物の柱表示	郡の役所としての歴史性	周辺の古墳や古代寺院との関係	ジオパークの舞台	憩いの場	広い空間	自然や季節の移り変わり	その他	無記入	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	8	6	3	6	1	0	3	2	3	0	0	32
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	10	9	1	8	1	1	6	2	3	1	1	43
桜歴史民俗資料館	9	6	2	10	7	2	4	3	3	2	0	48
インターネット	12	13	5	8	4	4	7	6	5	0	0	64
合計	39	34	11	32	13	7	20	13	14	3	1	187

その他回答 平沢
桜

- ・自然ゆたか！ドゥいなかがいい感じ
- ・近くの歴史が分かり学習にもつながる。
- ・先日いった際には中を観る事が出来ず残念でした

5. 平沢官衙遺跡歴史ひろばで不足しているものは何だと思いますか？(複数回答可)

	立体復元建物	建物の柱表示	展示場所	樹木	ベンチ	説明版	休憩施設	体験学習施設	外トイレ	照明	防火施設	ビデオ視聴場所
小田城跡歴史ひろば案内所	1	0	2	0	2	1	3	0	3	1	0	0
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	0	0	1	1	9	0	5	1	3	0	0	3
桜歴史民俗資料館	1	0	1	0	4	6	2	2	7	2	0	0
インターネット	3	0	6	2	5	5	3	7	5	2	2	0
合計	5	0	10	3	20	12	13	10	18	5	2	3
	駐車場	駐輪場	その他	無回答	合計							
小田城跡歴史ひろば案内所	1	0	1	2	17							
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	3	1	1	1	29							
桜歴史民俗資料館	2	1	2	5	35							
インターネット	3	3	4	0	50							
合計	9	5	8	8	131							

その他回答 小田 別になし
 平沢 ・夏場に日陰で休めるような場所(施設)
 ・もっとエロくしてほしい
 桜 ・ない
 ・ゴミをもちかえる表示またはゴミ箱の設置
 インターネット ・サイクルラック
 ・市民が施設を愛する気持ち

- ・日陰になるような場所
- ・売店

6. 平沢官衙遺跡歴史ひろばの情報発信について何を望みますか？(複数回答可)

	充実したパンフレット	充実した説明板	講座や体験学習のイベント	インターネットでの写真解説	インターネットでの映像解説	VR(仮想現実)などを活用した展示や解説	解説員による現地説明	その他	無回答	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	5	2	2	2	2	1	1	1	0	16
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	1	3	4	0	3	1	1	2	3	18
桜歴史民俗資料館	2	3	10	9	8	7	1	2	3	45
インターネット	5	8	10	7	6	10	2	2	0	50
合計	13	16	26	18	19	19	5	7	6	129

- その他回答
- 小田
 - ・別になし
 - 平沢
 - ・別になし
 - ・エロ本をおいてほしい
 - 桜
 - ・つくば市の文化や歴史の施設全部に固有のホームページが開設されておらず、情報がさがしにくい。
 - ・イベントや企画展等、SNSでの情報発信
 - インターネット
 - ・休憩施設の営業時間、混雑状況
 - ・屋内展示

7. 平沢官衙遺跡に関連して、どのようなイベントを望みますか？(複数回答可)

	市民向けの歴史や文化財の講座	市民向けの自然やジオパークの講座	勾玉づくりや火おこしなどの体験講座	雅楽など歴史・伝統文化イベント	市民ホールなどでの学術シンポジウム	ミニコンサートなどの音楽イベント	アートセッションなどの美術イベント	サイクリング関係のイベント	その他	無回答	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	2	3	3	3	1	3	0	0	0	1	16
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	5	2	5	5	0	9	2	1	1	0	30
桜歴史民俗資料館	10	2	11	11	0	6	3	1	1	2	47
インターネット	10	9	9	8	3	7	6	6	2	0	60
合計	27	16	28	27	4	25	11	8	4	3	153

その他回答 平沢 ・女のみずぎの人を働かせる
 桜 ・子供向けの現地をあるいて解説するミニツアー
 インターネット ・親子で楽しめるアウトドア関連のイベント
 ・キャンプ

8. 史跡平沢官衙遺跡整備事業に望むことがあればご自由にお書きください。

小田城跡歴史ひろば案内所

- ・まだ行ってないのでわからない。これから行きます。
- ・文化財だけでなく観光地になるような雰囲気してほしい。(歴史が好きな人だけではなく誰れもが楽しめるような環境)
- ・つくばにいらした方をおつれして、皆喜ばれています。
- ・ぶらっと出かけになる機会を増やして欲しいです。
- ・雑草をきれいにして下さい。

平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所

- ・高齢者の方ベンチが大池公園と併せて4～5脚お願いします。
- ・古代・奈良・平安・鎌倉など、今日までの歴史の流れの中で、たとえば北条・小田地区との歴史・文化のかかわりあいで、平沢官衙の果たした歴史的意義などを説明する講座などがあるとよい。とにかく近隣地域の発展などを関連づけて主体的な整備をして欲しい！
- ・地元にある遺跡なので、屋根の破損が一番気になります。景観が台無しです。芝生で危険が少ないので、小さな子供から大人迄楽しめる場所です。早急に整備をしていただきたいと考えます。そこで楽しめるイベントや体験講座等を考えて欲しいです。
- ・体験学習にもっと学校にお声かけをして来てもらったりされると良いのではないのでしょうか。
- ・復元建物の老朽化が進んでいるようで、景観的にも見劣りしてきたように感じます。
- ・ソーブランドをひらいて下さい。
- ・のんびり頑張ってください。

桜歴史民俗資料館

- ・昔やったオカリナすてきでしたよ
- ・展じしている場所に照明を増やして明るくしてほしい。
- ・今キャンプが流行しているので、竪穴式住居を模した建物を建てて、昔ながらの生活体験キャンプなどをやれば景観的にもいいのでは。
- ・整備の推進とバーチャルを利用した説明の充実を希望します。
- ・ほかの市では、市の文化や歴史について市の公設のホームページで行政のサイトとフォーマットを変えて、固有のWEBサイトをつくってわかりやすく情報量も多い発信を行っているのに、つくば市はそれをやっていないのがとても残念です。平沢をふくめ、つくば市には特有の貴重なものがたくさんあるので、文化・歴史・自然についてのWEBサイトをしっかり整備してほしいです。

インターネット

- ・数年前の「オリンピック」文字の芝焼きのような、観光地として恥ずかしい事はやめてほしい。あれは、地元民のための地元民による楽しみであって、観光にはマイナスとしか言えず、近年の洗練されたアピールとは程遠い。目指すところが地元民の憩いであれば現状のままでもOKであるが、外部発信であれば根本から変えた方がよい。
- ・地元民としては誇れるスポットなので、コロナが収束したら、ぜひ多くのイベントを実施して多くの方に来て頂き、知ってもらえたらと思います。
- ・恒常的な集客が見込めるのは不動峠を登るサイクリストではないか。不動峠は有名なヒルクライムスポットで、りんりんロードがメジャーになるにつれ県外訪問者も多くなる。ヒルクライムの休憩所、起点施設として整備していただきたいと思います。ツールドつくばのゴールつつじヶ丘との連携イベントも面白いかと。サイクリストが歴史施設も観光できるような流れも良い。小田城趾も近いので歴史施設としての連携があっても良いかと思う。

・歴史的に非常に重要な遺跡の一つだと思う。整備はお金をかければいいというわけではないので、そこはよく考えてほしい。歴史を体感でき、人が適度に集まる場で、可能であれば、COVID-19終息後は街中から公共交通や自転車で移動し、周辺散策含め半日程度滞在したいと思えるような場と空間にしてほしい。

・看板はこれ以上ありません。イベント(web開催含む)を充実して欲しい。

・駐車場も十分な台数分確保してほしい。

史跡平沢官衙遺跡再整備事業アンケート

つくば市教育局文化財課

つくば市では、平沢官衙遺跡歴史ひろばの立体復元建物の屋根等で損壊が目立つことから、利用者の皆様が安全に見学できるよう、大規模修繕を主体とした再整備事業を計画しています。今後の再整備事業計画の参考とさせていただきますので、以下のアンケートに御協力ください(該当箇所に○をお願いいたします)。

1 年齢・お住まい

～10代 ・ 20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代 ・ 60代 ・ 70代 ・ 80代～

地区名(旧大字)

市町村名

都道府県名

つくば市() ・ 茨城県() ・ 県外()

※年齢は、60代以上が多いと想定されたが、40代、60代が多くなっており、比較的若い層にも関心を持っていただけた。40代については、インターネットでの回答が多いことも注目される。

地域別では、地元である北条や平沢が多いが、並木や竹園など、中心部の学園地区からの関心も高いことは注目される。また、隣接市町村では、歴史的にも関係が深く人口も多い土浦からの回答が多い。

2 平沢官衙遺跡歴史ひろばの利用頻度はどのくらいですか？

初めて ・ 複数回 ・ 数か月に一度 ・ 月に数回 ・ 週に数回

その他()

※複数回の利用者が多いが、その次に多いのが「初めて」であり、開園して20年近くもたつて残念なことではあるが、今後魅力度を上げることにより、見学者の増加も期待できる。

3 平沢官衙遺跡歴史ひろばの利用目的は何ですか？(複数回答可)

歴史や文化財の学習 ・ 憩いの場 ・ ウォーキングなど散策 ・ 観光
サイクリング休憩所
その他()

※最も多いのが「ウォーキングなど散策」で「憩いの場」を含めて、リピーターによる利用が多いのは想定通りであったが、施設の設置目的である「歴史や文化財の学習」が多いのは以外であった。また、観光での利用が少ないのは、今後の宣伝目標として注目できる。

4 平沢官衙遺跡歴史ひろばの魅力とは何ですか？(複数回答可)

景観(山や田園風景) ・ 立体復元建物 ・ 建物の柱表示 ・ 郡の役所としての歴史性
周辺の古墳や古代寺院との関係 ・ ジオパークの舞台 ・ 憩いの場 ・ 広い空間
自然や季節の移り変わり
その他()

※「景観(山や田園風景)」が最も多く、「立体復元建物」がその次になっており、この2者が合わさった景観が、平沢官衙遺跡の一番の魅力であることは、想定通りであった。また、3番目に「郡の役所としての歴史性」があることは、利用目的でも「歴史や文化財の学習」とされていることから、史跡として理解・評価されていることの表れであろう。

5 平沢官衙遺跡歴史ひろばで不足しているものは何だと思いますか？(複数回答可)

立体復元建物 ・ 柱表示 ・ 展示場所 ・ 樹木 ・ ベンチ ・ 説明板 ・ 休憩施設
体験学習施設 ・ 外トイレ ・ 照明 ・ 防火施設 ・ ビデオ視聴場所
駐車場 ・ 駐輪場
その他()

※最も多いのが「ベンチ」で、次に「外トイレ」となっている。その後「休憩施

設」「説明板」「体験学習施設」「展示場所」が続いている。展示にかかわるものの不足は多くなく、およそ足りているものと思われる。散策などでの利用での便益施設に、より重点を置く必要がある。

6 平沢官衙遺跡歴史ひろばの情報発信について何を望みますか？(複数回答可)

充実したパンフレット ・ 充実した説明板 ・ 講座や体験学習のイベント
インターネットでの写真解説 ・ インターネットでの映像解説
VR(仮想現実)などを活用した展示や解説 ・ 解説員による現地説明
その他()

※情報発信では、講座や体験学習が最も多く、今後充実させる必要がある。また、インターネットを使用した写真や映像、VR等の関心が高く、「つくば市の文化や歴史の施設全部に固有のホームページが開設されておらず、情報がさがしにくい。」との指摘もあり、この分野の充実が必要とされている。

7 平沢官衙遺跡に関連して、どのようなイベントを望みますか？(複数回答可)

市民向けの歴史や文化財の講座 ・ 市民向けの自然やジオパークの講座
勾玉づくりや火おこしなどの体験講座 ・ 雅楽などの歴史・伝統文化イベント
市民ホールなどでの学術シンポジウム ・ ミニコンサートなどの音楽イベント
アートセッションなどの美術イベント ・ サイクリング関係のイベント
その他()

※文化財や体験の講座が最も多く、雅楽や音楽イベントも関心が高い状況である。半面、学術性が強いシンポジウムは、あまり好まれていない。

8 史跡平沢官衙遺跡再整備事業に望むことがあれば御自由にお書きください。

御協力ありがとうございました。

※全体として

文化財展示施設とインターネットという限定された場所で、わずか1か月ほどと期間も短かったため、60件とそれほど多い件数ではなかったものの、ある程度の傾向は読み取れたかと思われる。また、対象は、文化財展示施設に来ていることや、インターネットにアクセスして回答していることから、文化財や展示施設への関心は高い層であったものと思われる。

そういったこともあり、歴史や文化財としての施設として認識があり、そういった利用や活用を望む意見が多かった。その反面、文化財課で目指していた観光施設やサイクリングの施設としての関心は、このアンケートからはやや希薄であったものと思われ、今後この分野での宣伝等の充実が必要とされる。

今後望むものとしては、前述の内容から軽めの講座や歴史とかかわるものが多いとともに、インターネットによる情報発信が求められていることは、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』の目指すところを裏付ける結果となった。また、整備に関しては歴史的なものへの不満は少なく、どちらかといえば散策や憩いの場所としての便益施設の充実を望む声が多かったものと思われる。

第1回 史跡平沢官衙遺跡保存活用懇話会 協議資料

〈再整備基本計画・基本設計資料〉

令和3年8月27日
つくば市教育委員会

1. 再整備の目的と方針

1-1. 目的

史跡平沢官衙遺跡の整備諸施設は平成15年(2003)4月の開園以降、約20年を経っており、実物大復元建物の屋根や各部の劣化・損傷をはじめ、柱位置表示等の造園的整備諸施設の損傷を来している。この再整備は、当初の整備の考え方を踏襲しつつ、利用者の安全や施設の維持を目的に行うものである。

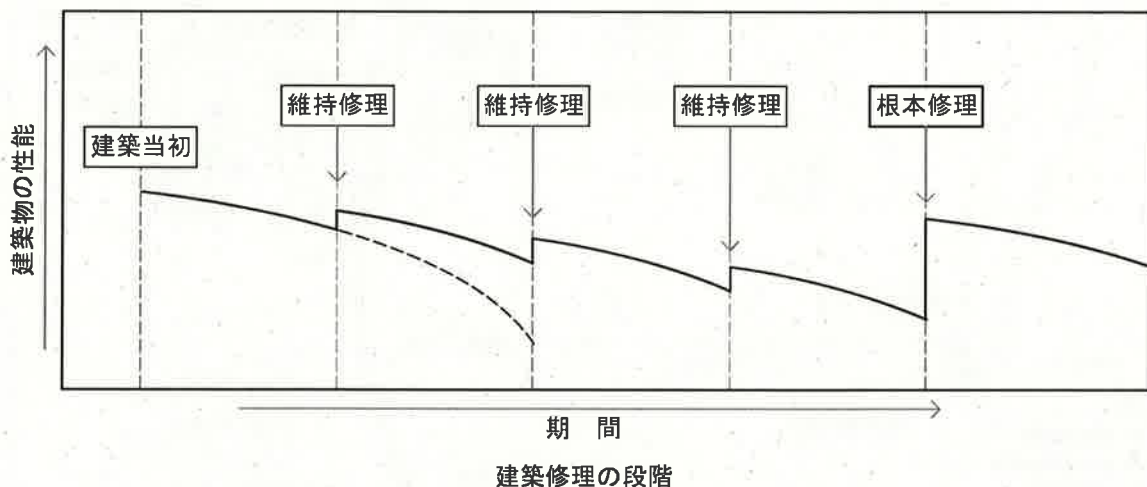
1-2. 方針

整備施設の耐用年数は、その材料・工法に応じ、また維持管理や利用状況によって左右される。

一般的に建造物の修理では、日常的に傷みやすい部分を修理する小修理、経年による破損を補修し建造物の維持をはかる維持修理、柱・梁など主要構造部にまで破損が及んだ場合に行う根本修理(半解体修理・解体修理)といった修理の段階があり、軽微な修繕や一定期間において必要となる屋根替えなどの維持修理を計画的に実施することで、根本修理までの期間を延ばすことが可能となる。現状では、実物大復元建物は維持修理が必要な段階であり、甚大な損傷を来す前に処置することで根本修理までの期間を伸ばすことができる。さらに、今回のような維持修理は将来も周期的に実施する。

この再整備では、当初の復元の意図を尊重しつつ、耐久性を考慮した新たな工法の導入も検討する。なお、この工法には将来の根本修理に支障を来さないよう配慮する。

造園的整備施設については、柱位置表示等の腐朽・遺失した部材はあるものの、説明板や園路舗装等は機能を維持しているものも多い。この再整備では、腐朽・破損の著しいものについては材料の変更も視野に検討し、機能を維持しているものについては、軽微な修繕にとどめるものとする。



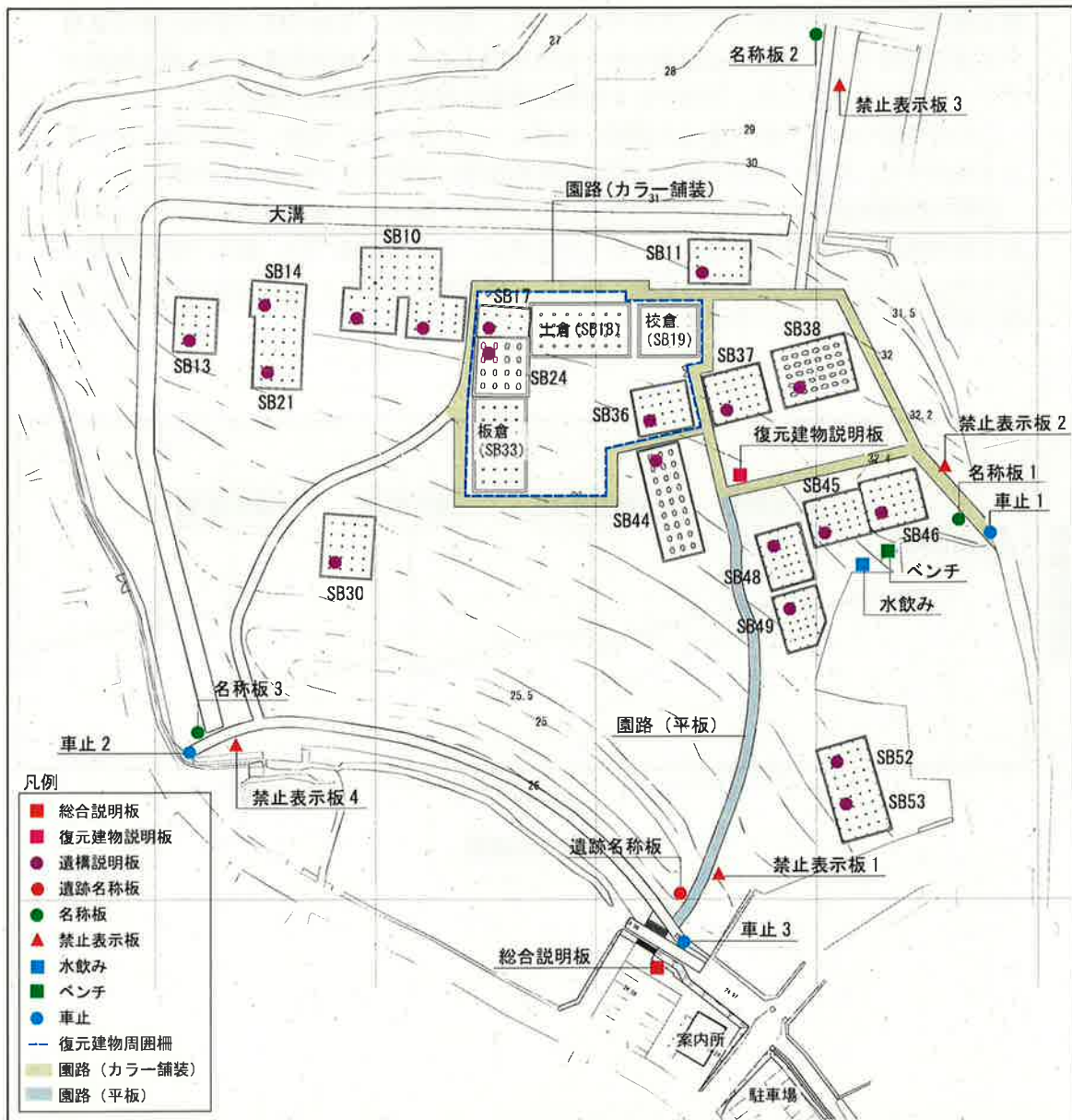
1-3. 再整備の調査・検討対象

再整備検討対象施設 一覧

項目	数量	単位
復元建物		
校倉 (SB19)	1.0	棟
土倉 (SB18)	1.0	棟
板倉 (SB33)	1.0	棟
階段	4.0	基

項目	数量	単位
案内所		
便器の水圧確保	1.0	式
情報発信		
	1.0	式

項目	数量	単位
造園設備		
柱位置表示	20.0	箇所
説明板	総合説明板	1.0 基
	復元建物説明板	1.0 基
	遺跡名称板	1.0 基
	名称標識	3.0 基
	禁止表示板	4.0 基
	遺構説明板	20.0 基
鉄柵	高所作業車の進入口	1.0 箇所
園路	コンクリート洗出平板舗装・透水カラー舗装・舗装止	1.0 式
	その他便益施設	
	ベンチ	2.0 基
	車止め	3.0 組
	水飲み	1.0 基



再整備検討対象施設 配置図 1 : 1500

2. 実物大復元建物の現状と再整備

2-1. 校倉（1号建物・SB19）

ア. 損傷調査記録

校倉_外観

- ・ 屋根材である樋棟・隅樋棟・目板・屋根板の腐朽により、特に木口の割れや苔の増殖が進んでいる。
- ・ 校木に芯割れが入っている。
- ・ 北側の台輪や束柱には緑色の苔が生える。
- ・ 東西面に鳥の巣があり、糞による白い液垂れが多くある。



図 校倉_南立面



図 校倉_東立面



図 校倉 _ 北立面



図 校倉 _ 西立面

校倉_外観 詳細



① 南面 樋棟・樋棟台・隅樋棟・樋棟台・目板・葺板の腐朽



② 左に同じ木材の腐朽、避雷針の上下逆向き



③ 東面 樋棟木口の腐朽



④ 南面 目板と葺板の腐朽



⑤ 南面 目板と葺板の木口の腐蝕と苔



⑥ 南面 目板と葺板の木口の腐蝕と苔



⑦ 南面 目板と葺板の木口付近の地衣・苔



⑧ 南面 目板と葺板の木口付近の地衣・苔



⑨ 北面 隅樋棟の木口の腐朽欠損



⑩ 北面 屋根葺板の腐朽欠損



⑪ 北面 屋根目板と葺板の木口の腐蝕と苔繁殖



⑫ 南面 屋根目板と葺板の木口の腐蝕と苔繁殖



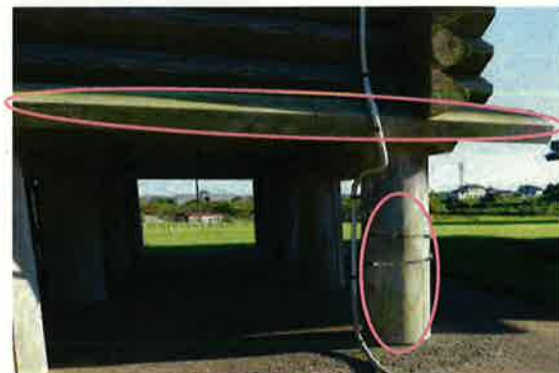
⑬ 西面 _ 鳥の糞による白い液垂れ、校木割れ



⑭ 東面 _ 校木割れ (多数)







⑮ 北面 台輪および柱脚の緑苔



⑯ 北面 台輪および柱脚の緑苔

校倉_内観

凡 例

-  雨風による腐朽、雨染み
-  虫、鳥によるもの
-  その他の損傷
-  ⑨~⑯ ← 小屋裏詳細写真番号

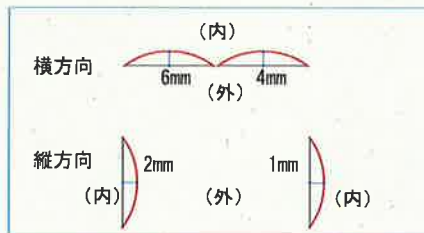
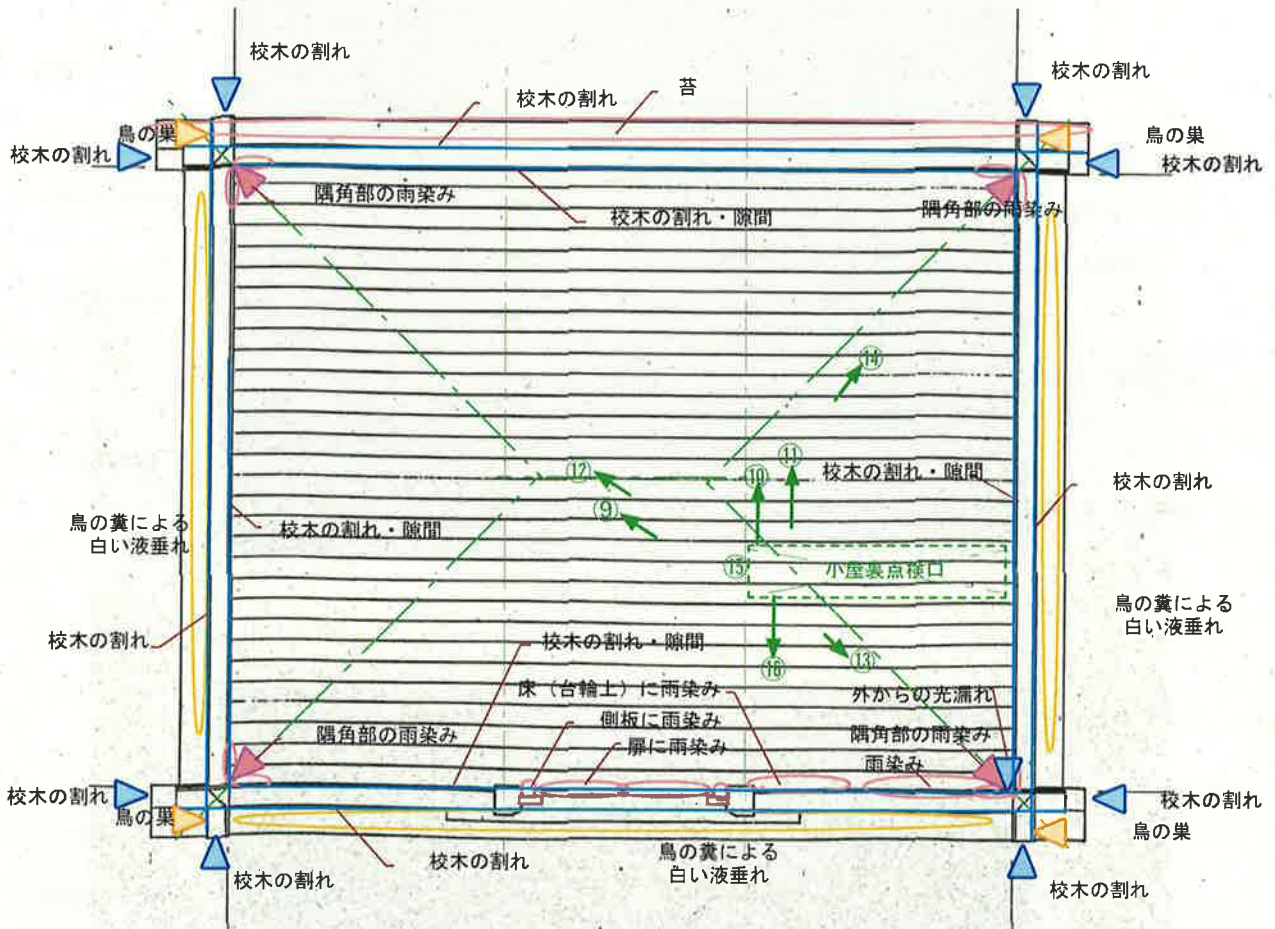


図 校倉_内観損傷図

- 四隅に多数の雨染みが集中する。一部に光漏れを確認できる箇所がある。
- 校木割れが発生しており、南面では隙間からの雨染みがある。
- 扉周りの床、台輪上、側壁板、扉下部に雨染みがある。
- ゴキブリの死骸が散見される。

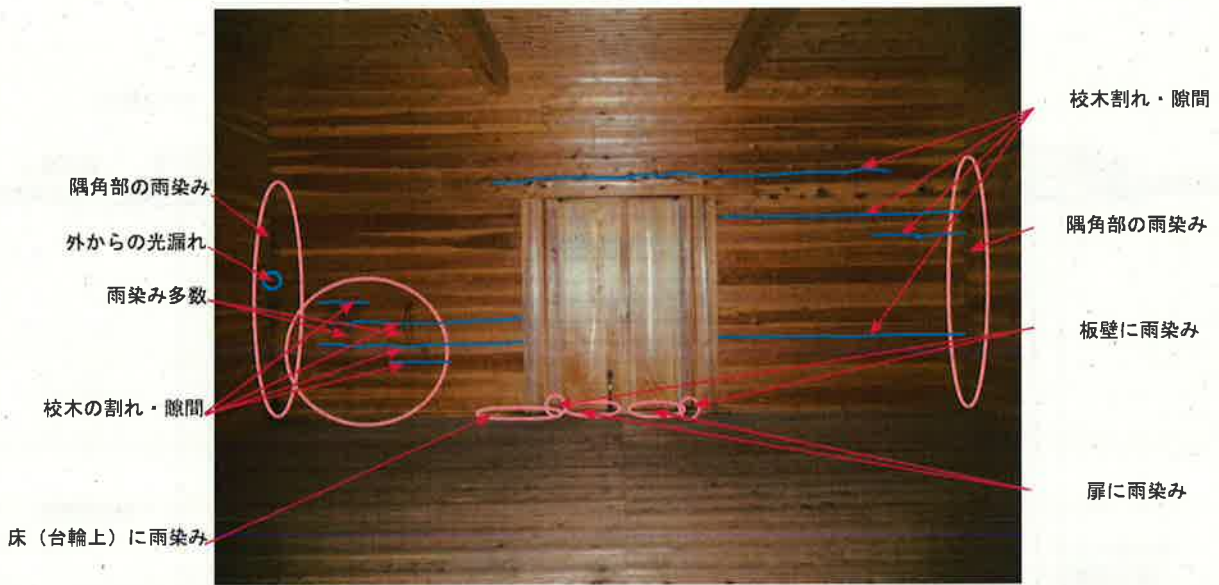


図 校倉 _ 南面

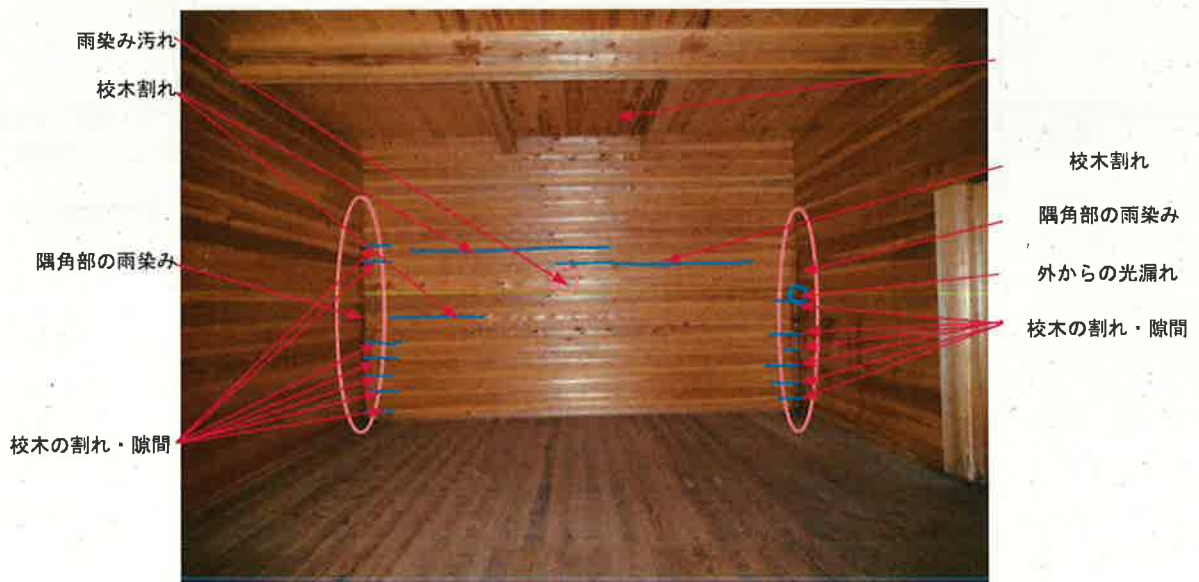


図 校倉 _ 東立面

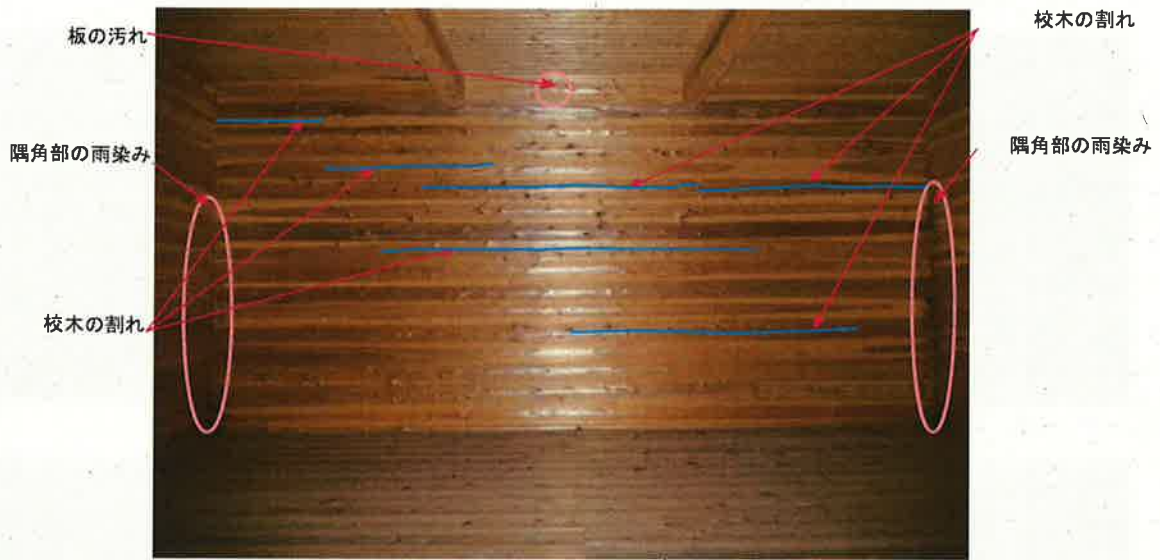


図 校倉 _ 北立面



図 校倉 _ 西立面

校倉_内観 詳細



① 南東隅部と南面の雨染み状況



② 外からの光漏れ



③ 南面の雨染み



④ 雨染み拡大



⑤ 南面東扉下部、側壁板、台輪上、床に雨染み



⑥ 南面西扉下部、側壁板、台輪上、床に雨染み



⑦ 扉の反りの計測



⑧ 南面 扉まわり

校倉_小屋裏



⑨ 小屋組状況、棟端の光漏れ



⑩ 棟木端にゴキブリの糞



⑪ 天井上にゴキブリの糞



⑫ 棟木の組手納まり、光漏れ、ゴキブリの糞



⑬ ボルト使用状況、ナットのゆるみ



⑭ 小屋組、垂木下部に外部の胡粉塗端が見える



⑮ 天井板の雇い實継ぎの状況



⑯ 小屋組、垂木下部に外部の胡粉塗端が見える

校倉_束柱

- ・ 節の腐朽と落脱箇所が散見される。
- ・ 割れが散見されるが構造上影響は無い。
- ・ 虫害が散見される。
- ・ 北列柱北側に苔が生えている。

凡 例	
	節の腐朽
	割れ
	虫害
	カビ・苔
	その他の損傷
①~⑧ ←	写真番号

軒支柱跡表示コンクリート柱が移動、一部遺失

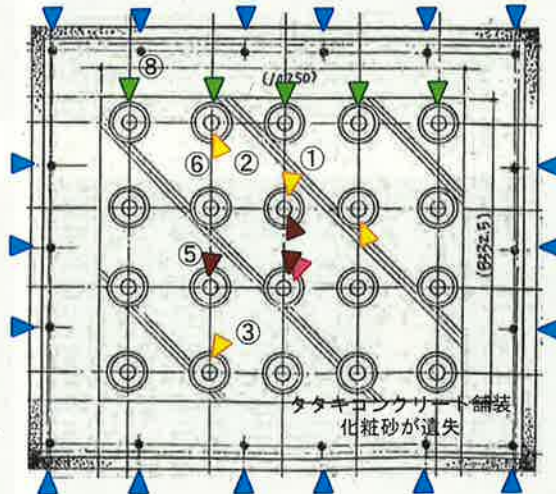


図 校倉_基礎 (束柱・タタキ) 平面図

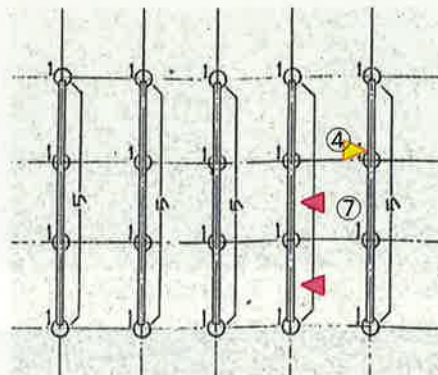


図 校倉_頭貫平面図

校倉_束柱 詳細



① 節の腐朽落脱



② 節の腐朽落脱



③ 節の腐朽落脱



④ 節の腐朽落脱



⑤ 虫害 (当初か)



⑥ 節の腐朽



⑦ 割れ



⑧ 北列束柱の苔

イ. 補修方法の検討

① 屋根

目板葺きであり、屋根板（幅1尺厚2寸）、目板（幅5寸厚2寸5分）、ヒバ材とする。樋棟・目板・屋根板とも腐朽が進んでおり、小屋裏の観察から雨漏りは生じていないが棟端付近に屋外からの光漏れが確認でき、屋根替えが必要な段階である。

復旧にあたっては、当初と同じ腐朽に強いヒバを用いるとともに、次のことを検討する。

- ・浸透性防腐剤を塗布する。さらに維持管理として3年毎など周期的に塗布する。防腐剤の説明書には、数年おきに再塗布が必要と記されている。
- ・変形と腐朽を抑制する酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を検討する。

モックル処理液の主成分の効果

モックル処理液は、加熱・水分の蒸発により化学的に安定した難水溶性に変化します。この化学変化により長期に渡って処理効果を維持させることができ、木材の耐用年数を延ばすことが可能となります。

成分	有機酸亜鉛	ポリエチレングリコール
効果	防腐・防蟻	膨張・収縮率の減少 及び変色の減少



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（メーカー HP より）



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を用いた整備事例
（新居関跡高札場・静岡県湖西市）



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を用いた整備事例
（駿府城車御内橋・静岡県静岡市）

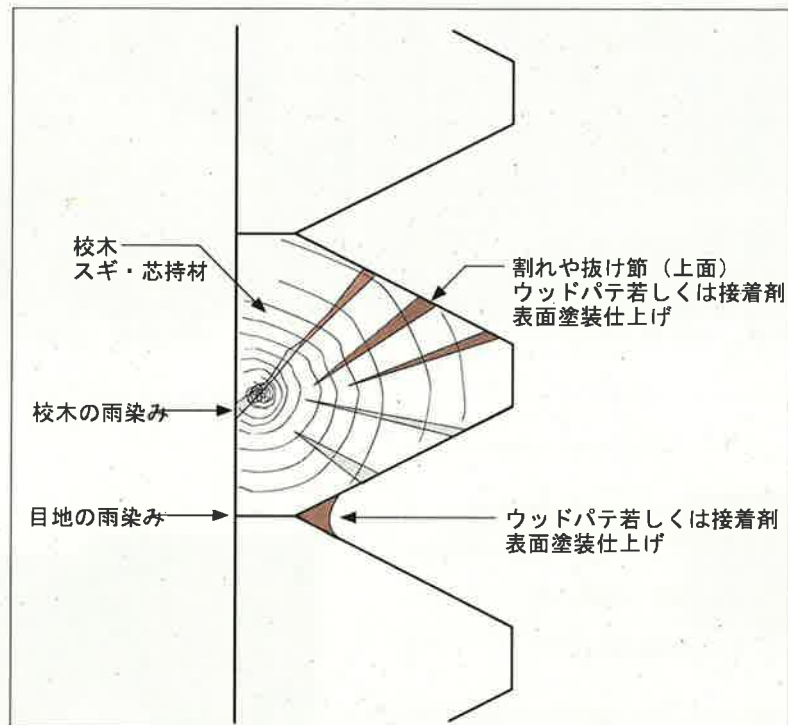
② 壁（校木）

屋内の観察から、校木を組む四隅と校木の割れ目からの雨染みがみられる。スギの芯持材であり、外側には全体的に乾燥収縮によると思われる割れが生じている。また、隅の一部には隙間がみられる。建設後約20年を経過しているため、これ以上の変形は生じ難いと思われるが、外側の風蝕は経年的に進むとみられる。

根本修理を要する段階ではないので、雨染みの箇所について外側からのみウッドパテを充填する。この材料には、対候性に優れ、かつ硬化後に弾性をもつこと、また修景として表面の塗装が容易であることを条件に選定する。

ここで、樹脂系接着剤の使用も考えられるが、将来の解体修理に支障を来さないよう木材同士を接着しないよう注意を要する。

また、屋内に腐朽菌を繁殖させないように、日常管理のなかで扉を開けて換気することも重要となる。



壁（校木）の補修方法

③ 小屋裏

木部の損傷や顕著な雨漏りの痕跡は見られないが、先にも触れたように棟木端の位置に屋外からの光漏れがある。また、一部に補強金物（ボルト）のナットが緩んだ状態にある。

光漏れは先述の屋根替えにより解決できる。また、ナットの緩みも容易に修理できる。

一方、下棟木周辺がゴキブリの巣になっているとみられ、その下の天井板上には糞が堆積しており、室内にもゴキブリが多くみられる。これに対しては衛生面から全体的に駆除・清掃を行う。

④ 束柱

抜節や丸太材の性質による割れは見られるものの、構造上の影響はないと思われ、当面は現状を維持しつつ経過観察を継続する。

⑤ タタキコンクリート舗装

現状ではコンクリート面が表れており、整備当初の化粧砂は剥離してしまつたとみられる。

このコンクリート面の風合いは経年変化により落ち着いており、遺跡景観のなかで違和感を生じるものではないと思われる。

現状を維持していくことも許容されると思われるが、当初の砂利仕上げに修景する場合は、耐久性のある天然砂利を用いた仕上げ舗装（ニート工法）を行う。



当初整備 土間コンクリート打設状況



当初整備 砂散布状況

「整備事業報告書」より

層の構成

天然骨材（一般的には3mm）
 樹脂バインダ（ゴールカットR）
 プライマー（コンクリート舗装の場合）
 製成舗装（アスファルト・コンクリート）

※必要に応じて表面にトップコートを行う場合もあります。

自然石の色は下の5色が標準となっておりますが、他の色を選ぶことも出来ます。また、骨材の規格は一般的には3mmサイズですが、1mmサイズ・5mmサイズも使用できます。

天然砂利仕上げ舗装（メーカーHPより）

⑥ 軒支柱跡表示

軒支柱跡の遺構表示であり、校倉では簡易なコンクリート柱を土面に若干埋めて立てていた。現状では転倒・移動や遺失したものもある。

再整備では、後述する柱位置表示と同工法により更新する。

⑦ 避雷設備

棟上導体端部の突針は上向きとするが、東側が下向きに変形している。
設置後約 20 年を経過しているので、屋根替えに伴い新規に更新する。

⑧ その他

西側外部の懸梁付近に鳥が営巣している。

再整備にあたっては巣を除去するが、後述する土倉では茅葺屋根の鳥害が生じており、再整備後にも営巣する場合には専門業者に駆除を依頼するなど検討する。

また、外壁北面や束柱などにみられる苔については、苔・黴用の洗浄剤等で除去できる。木部の腐朽の要因ともなるので、再整備後は例えば年 1 回など、周期的に洗浄を実施する。

扉については変形が軽微であり、現状を維持する。

2-2. 土倉 (2号建物・SB18)

ア. 損傷調査記録

土倉_外観

- 棟飾りが風蝕により、剣刀木の木口割れ、ひしぎ竹・竹簧等の竹類が腐朽し欠損する。
- 茅の欠損により、オシボコが露出、最下段の杉皮も露出している。
- 屋根の棟部北面にはスズメが十羽以上確認され、奥の茅の引出しは鳥類の啄みと考えられる。
- 北面漆喰壁に黒カビ汚れ、台輪上や北列東柱北側に緑色の苔が確認できる。

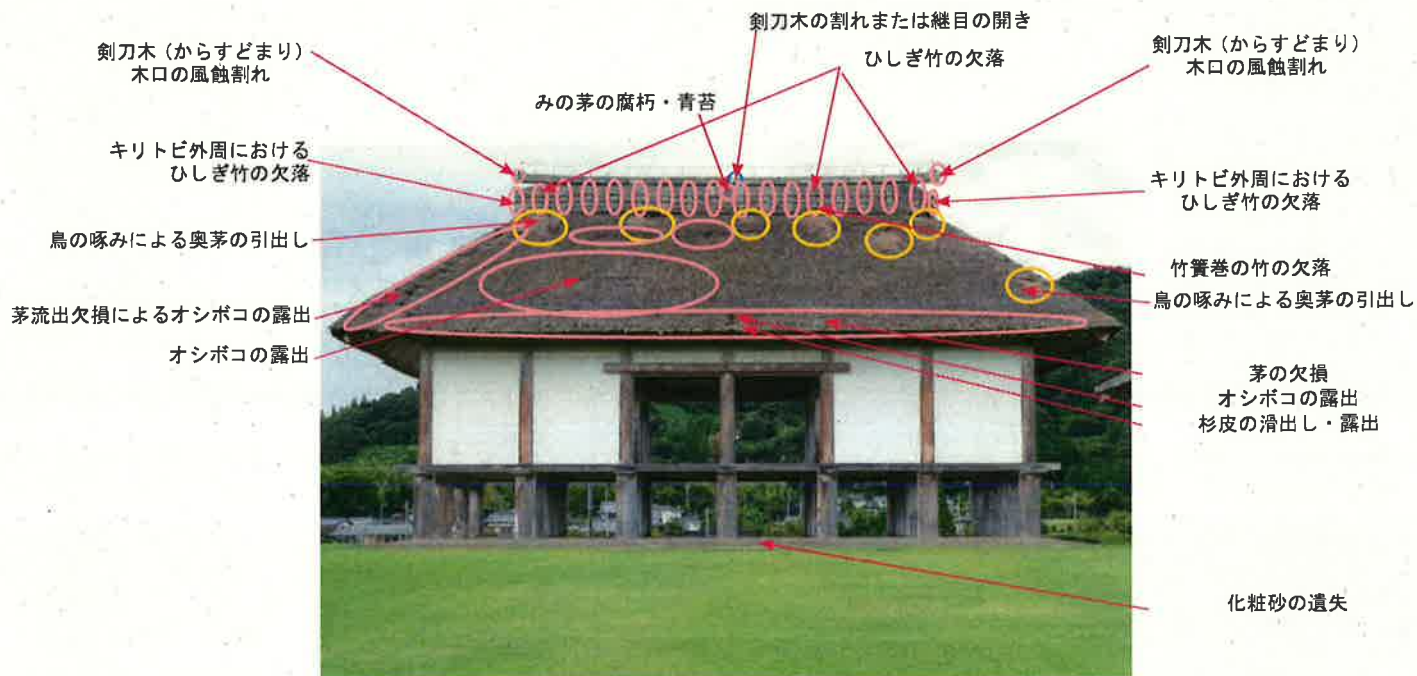


図 土倉_南立面



図 土倉_東立面

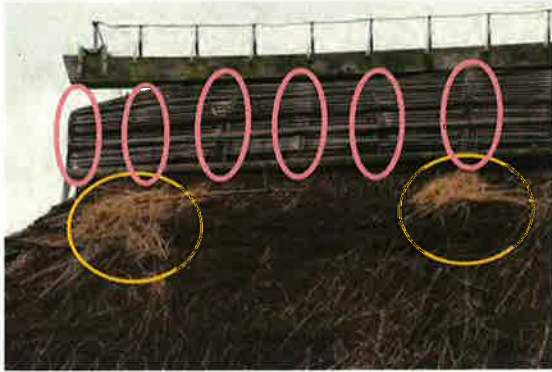


図 土倉 _ 北立面



図 土倉 _ 西立面

土倉_外観 詳細



① 南面西 棟 ひしぎ竹の欠落、茅の啄み



② 南面東 棟 ひしぎ竹の欠落、茅の啄み



③ 南面中央 棟 ひしぎ竹の欠落、茅の啄み



④ 南面中央 茅の欠損とオシボコ・杉皮の露出



⑤ 南面左 茅の欠損とオシボコの露出



⑥ 南面右 茅の欠損と杉皮の露出



⑦ 西面 鳥の糞による白い液垂れ



⑧ 西面 茅の欠損とオシボコの露出、茅先の苔



⑨ 北面東 棟 竹類の欠損と折れ、竹箆破損



⑩ 北面西 棟 ひしぎ竹欠落



⑪ 北面中央 棟 ひしぎ竹欠損、剣刀木腐朽



⑫ 北面西 茅欠損とオシボコ露出・茅全体に苔



⑬ 北面東 漆喰壁に黒カビ汚れ



⑭ 北面 柱脚北側面に苔



⑮ 東面 漆喰壁に黒カビ



⑯ 東面 剣刀木の腐朽と割れ、キリトビ周りの竹の欠落

土倉_内観

※ 屋根に関する損傷は、「土倉_外観」に記す。
 ※ 束柱に関する損傷は、「土倉_束柱」に記す。

凡 例

- 雨風による腐朽、雨染み
- 虫、鳥によるもの
- その他の損傷
- 小屋裏詳細写真真番号

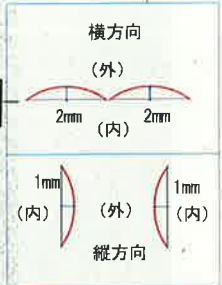
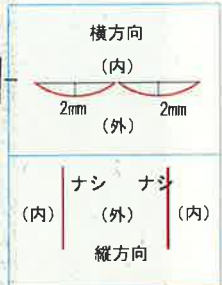
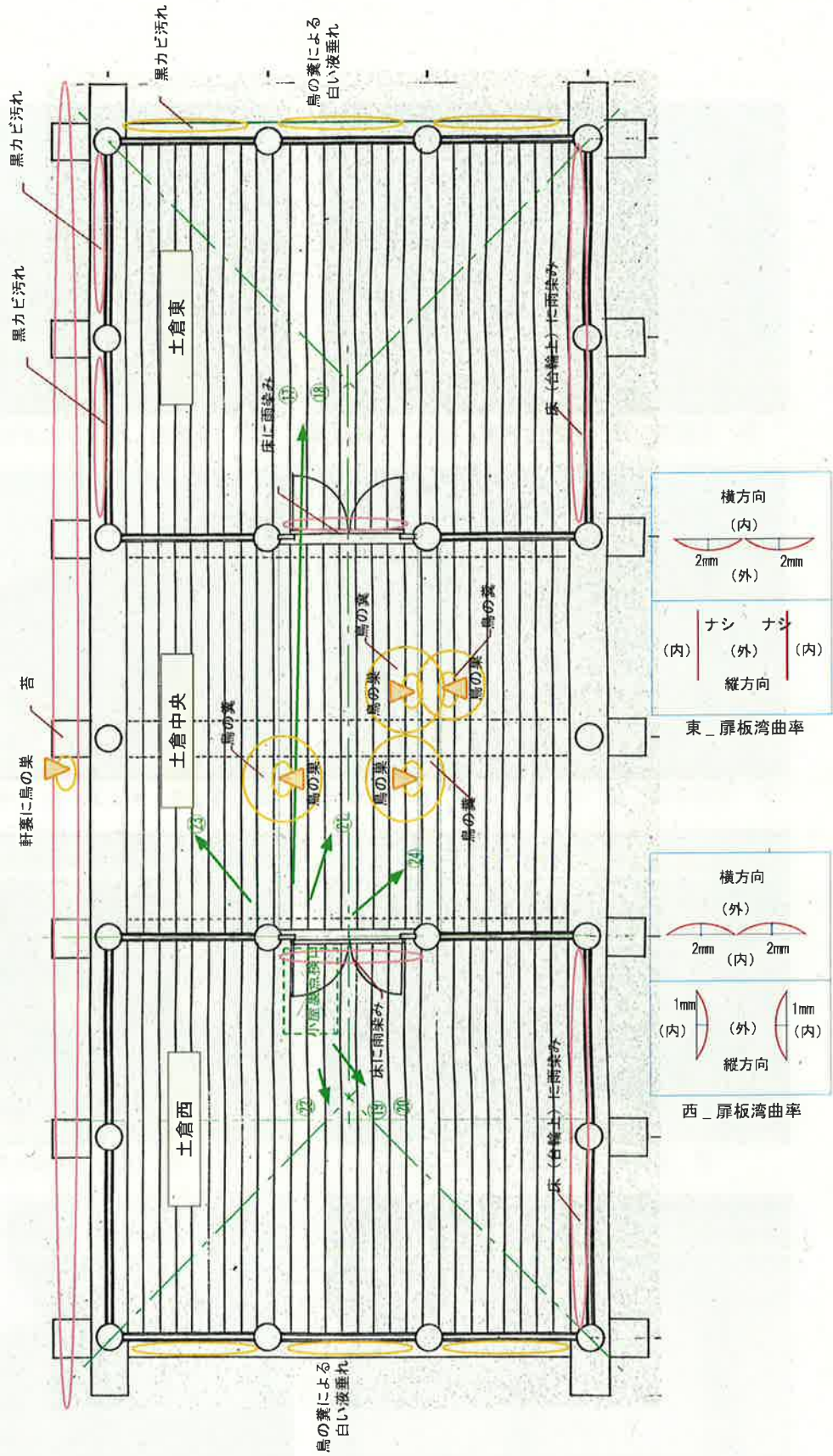


図 土倉_内観損傷図

- ・ 南面台輪上に雨染みがある。
- ・ 出入口の床に雨染みがある。
- ・ 外壁が漆喰で保護されているため、内壁は雨染み無く良好な状態に保たれている。



床（台輪上）に雨染み

床（台輪上）に雨染み

図 土倉東_南面



図 土倉東_東立面



良好

図 土倉東_北立面



床に雨染み

扉断面に亀裂

図 土倉東_西立面



① 南面 台輪上に雨染み



② 南面 台輪上に雨染み



③ 南面 台輪上に雨染み



④ 南面 台輪上に雨染み



⑤ 東面 出入口床に雨染み



⑥ 東面 出入口床に雨染み、扉の亀裂



⑦ 東面 扉の反り



⑧ 東面 扉の亀裂

土倉西_内観

- ・ 南面台輪上に雨染みがある。
- ・ 扉下部、側壁板下部、出入口床に雨染みがある。
- ・ 外壁を漆喰で保護されているため、内壁は雨染み無く良好な状態に保たれている。



図 土倉西_南面



図 土倉西_東立面



良好

图 土倉西_北立面



良好

图 土倉西_西立面

土倉西_内観 詳細



⑨ 南面 台輪上に雨染み



⑩ 南面 台輪上に雨染み



⑪ 南面 台輪上に雨染み



⑫ 南面 台輪上に雨染み



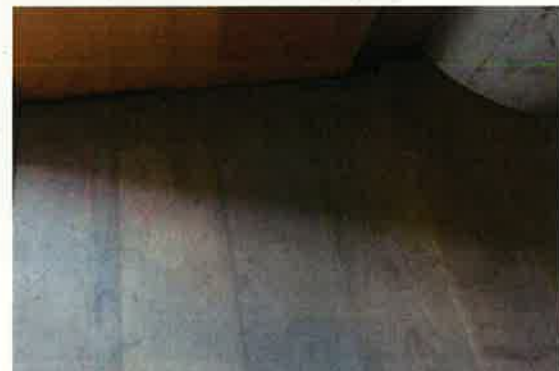
⑬ 東面 出入口床に雨染み



⑭ 東面 出入口床に雨染み、板壁に雨染み



⑮ 東面 扉に雨染み



⑯ 東面 床の雨染み

土倉中央_内観

- 北側台輪（平・妻）上に苔が生える。
- 鳥の巣が4基、その直下の床に糞が堆積している。



鳥の巣

鳥の糞

図 土倉中央_南面



台輪上に苔

鳥の巣

鳥の糞

図 土倉中央_東面



図 土倉中央_北面



図 土倉中央_西面

土倉_小屋裏



⑰ 合掌組手状況と 光の漏れ



⑱ 棟近くよりの光の漏れ



⑲ 棟端部の光の漏れ



⑳ 棟端部の小屋組と茅の状況



㉑ 茅の堆積



㉒ 茅の堆積



㉓ 小屋組の納まりとボルト使用状況
鳥の糞あり



㉔ 小屋組の納まりとボルト使用状況
鳥の糞あり

土倉_束柱

- ・ 節の腐朽と落脱箇所が散見される。
- ・ 柱・頭貫・台輪に割れが散見される。
- ・ 損傷を受けた柱がある。
- ・ 虫害が散見される。
- ・ 北側台輪木口は割れが入り、苔が台輪の上面と木口面に生えている。
- ・ 北列柱および台北側輪木口に苔が生えている。

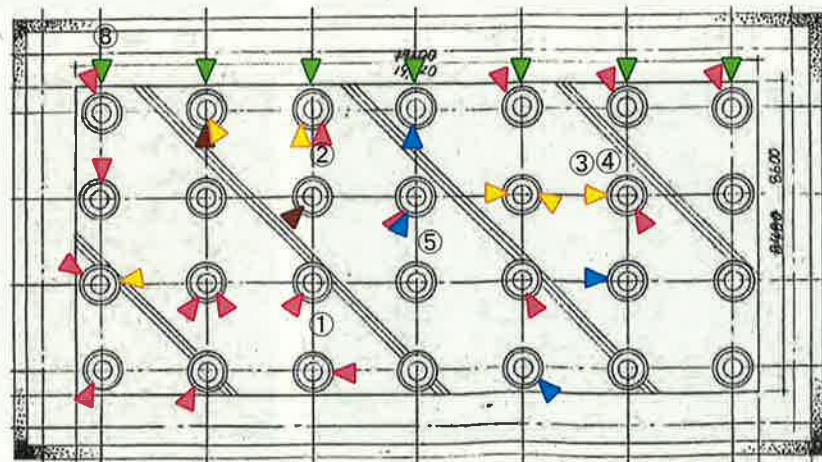
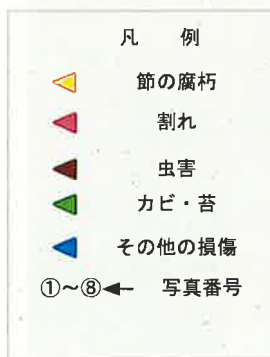


図 土倉_基礎(束柱・タタキ)平面図

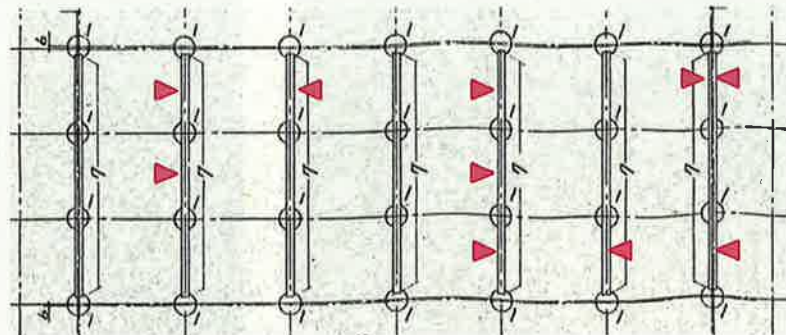


図 土倉_頭貫平面図

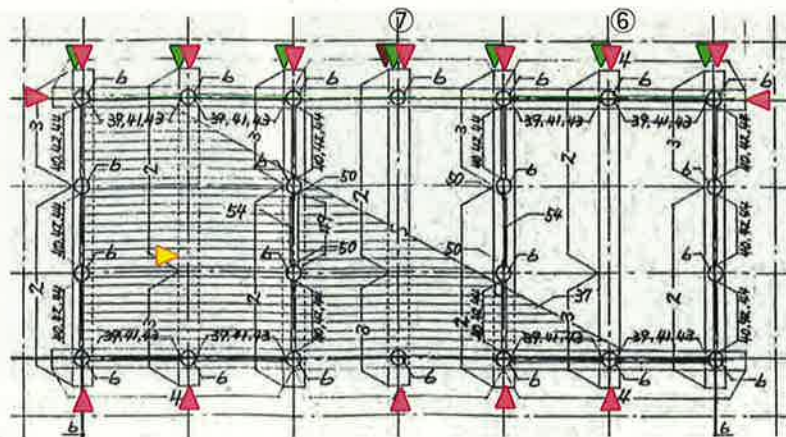


図 土倉_台輪平面図

土倉_束柱 詳細



① 束柱割れ



② 束柱割れ、節の腐朽落脱



③ 節の腐朽落脱



④ 節の腐朽落脱



⑤ 損傷



⑥ 北面_台輪の割れ、苔



⑦ 北面_台輪の割れ、苔、虫害



⑧ 北列束柱の苔

イ. 補修方法の検討

① 屋根

茅葺屋根であり、当初整備の竣工図によると葺き厚約 60 cm である。この地方に伝わる筑波流によるものであり、段葺・通しものと呼ばれる軒の化粧や、割竹を編んだ棟飾りのグシ、キリトビと呼ばれる棟積端部に特徴がある。平成 15 年（2003）公開後、平成 20 年度（2008）に北面のみ葺き替え、南面は差茅を施して現在に至る。

現状では茅葺面の損傷や棟飾りの風蝕・腐朽が進んでおり、小屋裏の観察からも屋外からの光漏れや茅の脱落などがみられ、屋根替えを要する段階にある。茅葺面の損傷は鳥害によるものが大きいとみられ、今回の調査では屋根面に空いた穴に多くのスズメが観察された。

一般的に茅葺屋根の耐用年数は 15～20 年程度といわれるので、この再整備での葺き替えは標準的な周期と考えられる。伝統工法を継承する意味からも、当初と同様な工法により再整備を行う。

葺き替え後に痛みが目立つ箇所に、過去に行ったように維持修理として差茅を施すことで葺き替えまでの期間を長くしていく。

鳥害対策については後述する。

② 壁

外壁漆喰面の一部に黒カビがみられる他は、内壁とも健全な状態を維持している。

黒カビについては、校倉の苔と同様に周期的な洗浄により除去する。

また、屋内の台輪に雨染みがみられるので、外壁漆喰の下端にシーリングを施す。

③ 鳥害

屋根の茅葺面の損傷や、中央吹き抜け部分の営巣や糞の堆積は建物の維持とともに衛生上の問題となる。

営巣については専門業者に駆除を依頼することも検討されるが、飛来する鳥に対しては次のようなことが考えられる。

- ・屋根面に防鳥ネットを張り、鳥の啄みによる茅の持ち出しを防ぐ。
- ・吹き放ち部分の梁等の上に、鳥止まり防止材等を設置する。

屋根面の網については景観上の懸念があるので、慎重に検討する必要がある。



バードスパイク



バードワイヤー

④ 建 具

扉は変形もわずかであり概ね健全な状態であるが、東室の北側扉に一部割れが生じている。

木目に沿った軽微な割れであり、接着剤により補修する。

⑤ その他

避雷針は校倉と同様に屋根替えに伴って更新する。

束柱及びタタキコンクリート舗装、また苔の除去についても校倉と同様である。

2-3. 板倉（3号建物・SB33）

ア. 損傷調査記録

板倉 _ 外観

- ・ 屋根のクレ板は腐朽が進み、砕けて落脱している箇所が多数ある。苔が目立ち、茸が見受けられる。板押えも釘の錆部分から腐朽し、折れている箇所がある。
- ・ ウダツも腐朽し木口部分で顕著である。
- ・ 平側では、軒先の茅負木口や垂木の木口が腐朽し、軒裏板・茅負が腐朽している。
- ・ 妻側では、母屋桁の木口や軒裏板が腐朽している。
- ・ 北面東側壁板には、うすい黒変が見える。
- ・ 北列の通し柱の柱脚と腰長押に苔があり、北東隅の通し柱は根本に腐朽が見える。

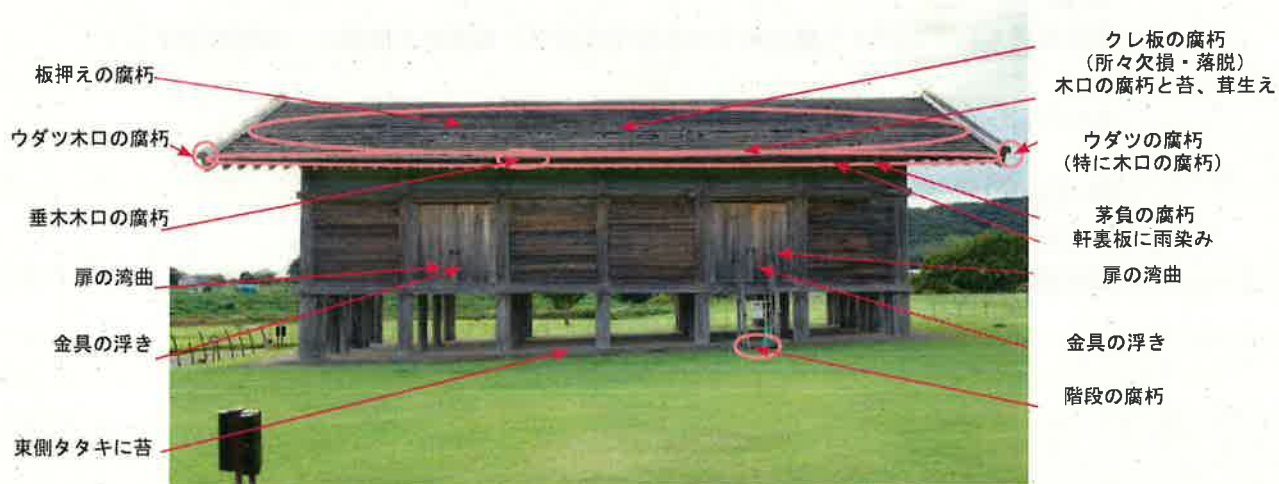


図 板倉 _ 東立面

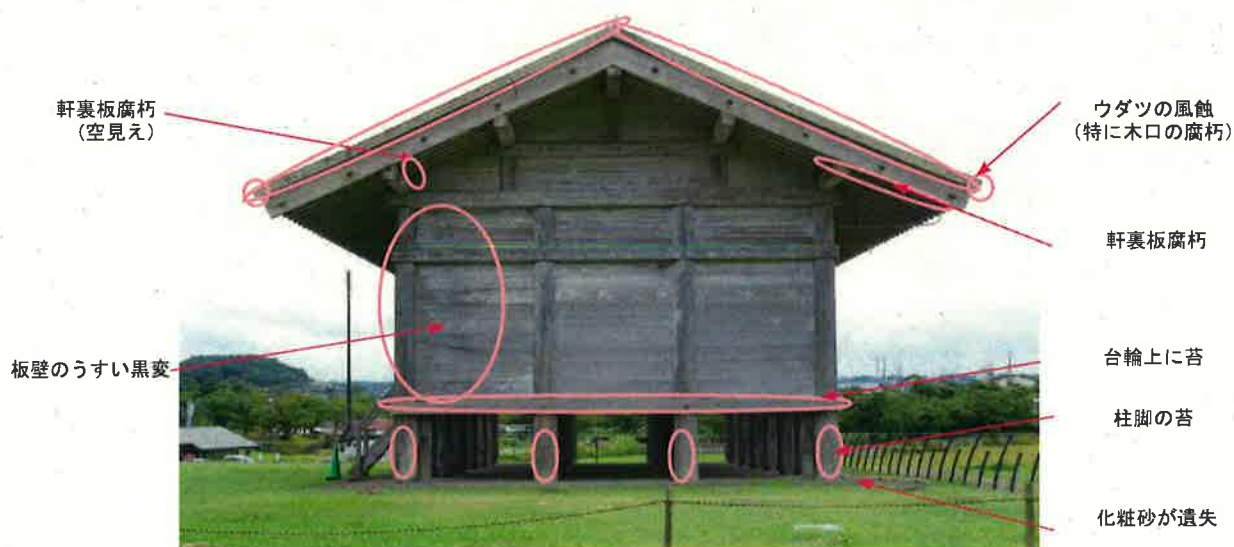


図 板倉 _ 北立面

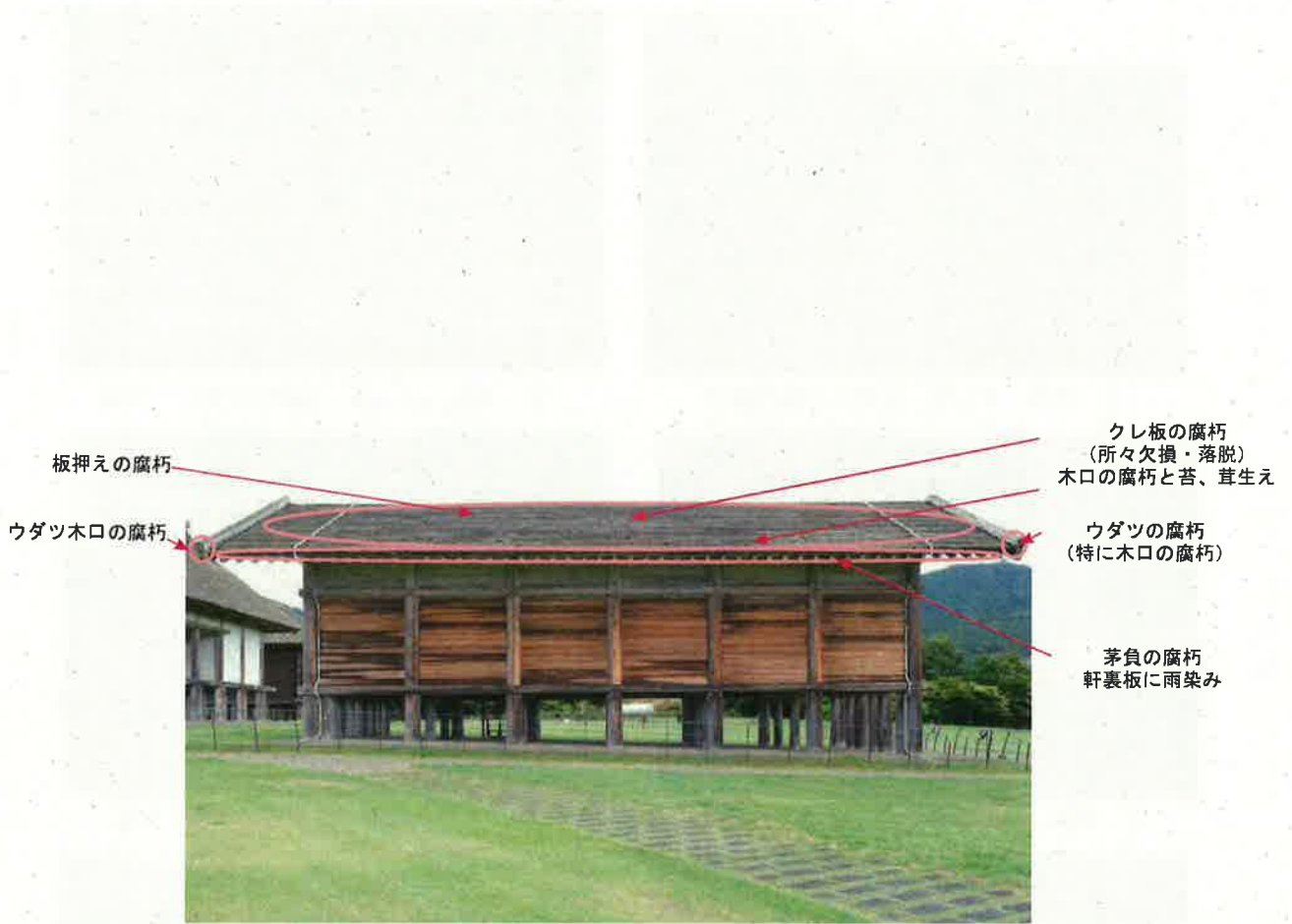


図 板倉 _ 西立面

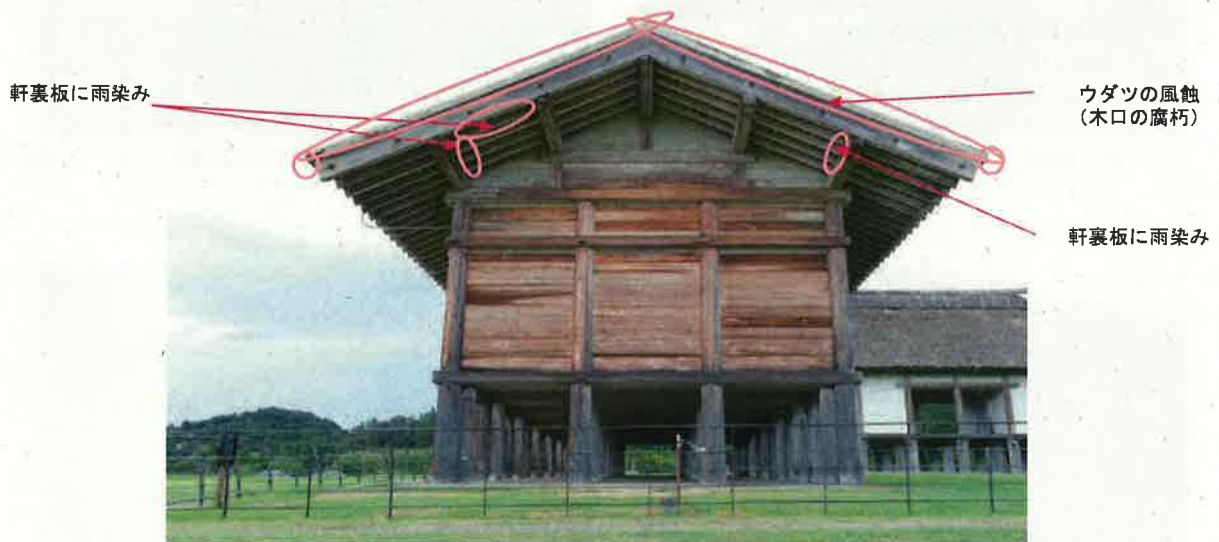


図 板倉 _ 南立面

板倉 _ 外観 _ 詳細



① 東面 _ クレ板、板押えの腐朽状況



② 東面 _ クレ板、板押えの腐朽・欠損



③ 東面 _ クレ板の腐朽・欠損・苔繁殖



④ 東面北端部 _ クレ板の腐朽・欠損



⑤ 東面 _ クレ板の腐朽・苔・茸繁殖



⑥ 東面 _ 軒先 (クレ板木口の腐朽・苔・茸繁殖)



⑦ 東面 _ 軒下の状況 (クレ板・茅負の腐朽)



⑧ 東面 _ 軒先 (クレ板木口の腐朽・苔・茸繁殖)



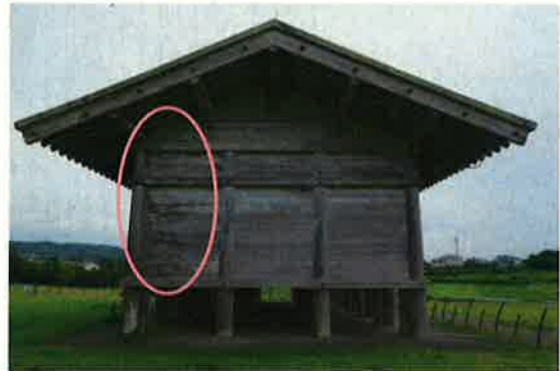
⑨ 西面北_ウダツ・破風板・垂木・クレ板の腐朽



⑩ 落下したクレ板



⑪ 北面_母屋と軒裏板の腐朽状況



⑫ 北面_雨後の様子(薄い変色)、柱脚の苔



⑬ 東面北_雨後の様子



⑭ 東面南_ウダツの腐朽、クレ板の腐朽と欠損



⑮ 扉の湾曲、金具の浮き



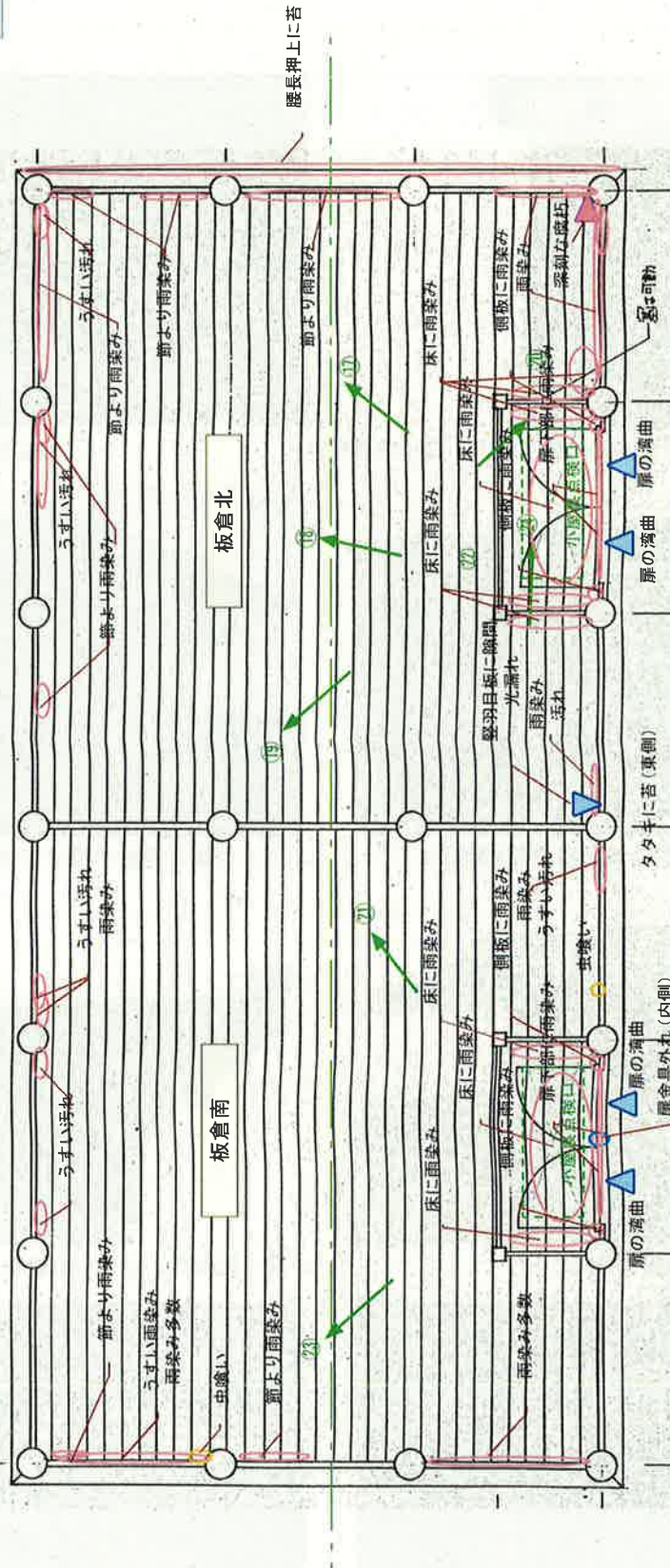
⑯ 階段の腐朽、タタキの苔

板倉_内観



凡 例

- 雨風による腐朽、雨染み
- 虫、鳥によるもの
- その他の損傷
- 小屋裏詳細写真番号



北_扉板湾曲率

横方向	(内) 21mm	(外) 23mm
縦方向	(内) ナシ	(外) 2mm

南_扉板湾曲率

横方向	(内) 13mm	(外) 20mm
縦方向	(内) ナシ	(外) 1mm

図 板倉_内観損傷図

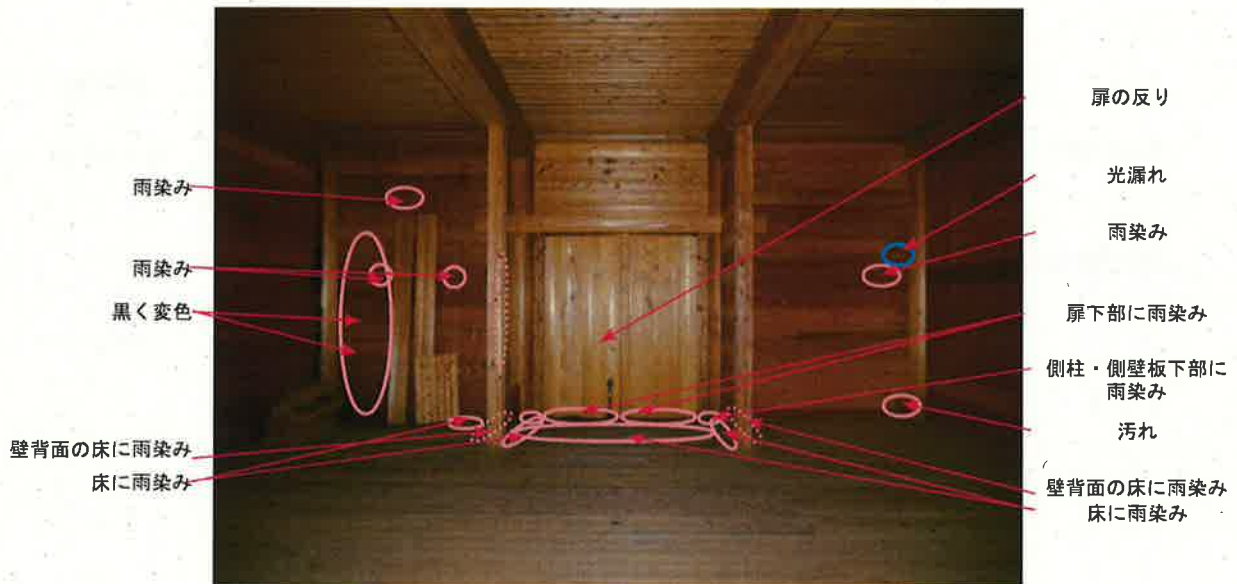
板倉北_内観

- ・ 北面東隅部の雨染みは深刻な木材腐朽となっている。
- ・ 北面・西面には節より流れる雨染みが多くある。
- ・ 東面にも雨染みや光の漏れが見られる。
- ・ 扉下部、側壁板下部、出入口床に雨染みがある。
- ・ 東面の扉は表面が収縮し反っている。
- ・ 南面は隣室との隔壁のため、良好である。



良好

図 板倉北_南面



雨染み
雨染み
黒く変色

壁背面の床に雨染み
床に雨染み

扉の反り

光漏れ

雨染み

扉下部に雨染み

側柱・側壁板下部に
雨染み

汚れ

壁背面の床に雨染み
床に雨染み

図 板倉北_東面



図 板倉北_北面

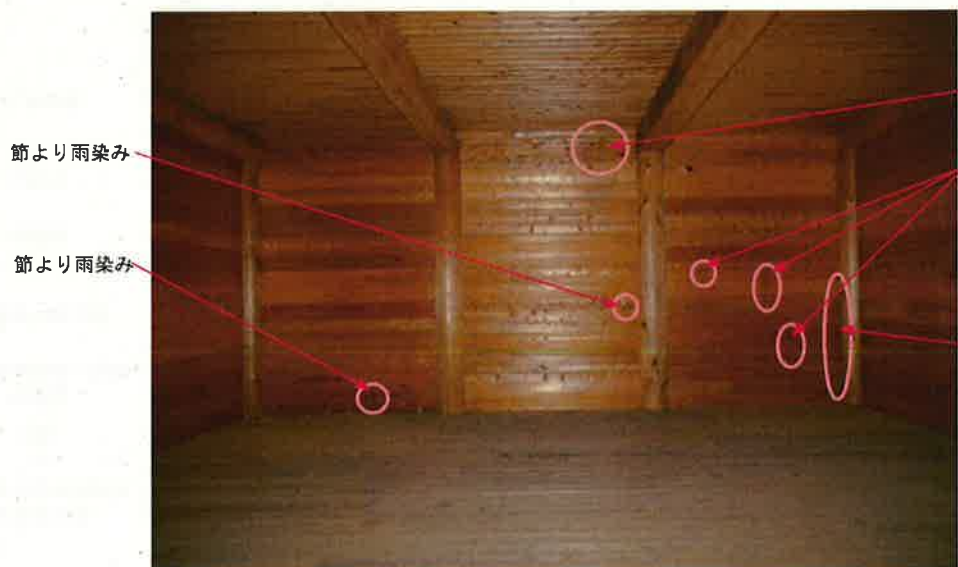


図 板倉北_西面

板倉北_内観_詳細



① 北東角_腐朽状況



② 北東角_腐朽状況



③ 北東角_腐朽状況(黒変と白カビ)



④ 東面_床の雨染み



⑤ 北面_雨染み(節からの雨染み多い)



⑥ 東面_扉・側壁板・側柱下部の雨染み



⑦ 東面_扉の反り



⑧ 東面_雨染み、光漏れ

板倉南_内観

- ・ 南面は外に面する妻面のため、節からの雨染みが多い。
- ・ 東面の扉下部、側壁板下部、側柱下部に雨染みがある。
- ・ 扉のおとし金具は外れている。
- ・ 東面北側にも雨染みがあり、隅部は黒変している。
- ・ 虫害も2ヶ所に確認した。ゴキブリの死骸が散見する。
- ・ 北面は隣室との隔壁のため、良好である。



図 板倉南_南面



図 板倉南_東面



良好

図 板倉南_北面



図 板倉南_西面

板倉南 _ 内観 _ 詳細



⑨ 南面 _ 雨染み (節よりの雨染み多数)



⑩ 南面 _ 雨染み (節よりの雨染み多数)



⑪ 南面 _ 雨染み状況



⑫ 南面 _ 虫喰い



⑬ 東面 _ 黒い薄染み汚れ



⑭ 東面 _ 虫喰い



⑮ 扉・側壁板・側柱下部の雨染み、金具外れ



⑯ 扉・側壁板・側柱下部の雨染み、床の雨染み

板倉 _ 小屋裏



⑰ 板倉北 _ 北妻面, 節より雨染みあり



⑩ 板倉北 _ 小屋組、天井板上状況



⑲ 板倉北 _ 中央妻面



⑳ 板倉北 _ せき板取付け用上部仕口



㉑ 板倉南 _ 中央妻面



㉒ 板倉北 _ 垂木と母屋、雨染み



㉓ 板倉南 _ 南妻面, 雨染みあり



㉔ 板倉北 _ 小屋裏点検口天井板

板倉_束柱(通し柱・添束共)

- 柱に割れが散見される。
- 損傷を受けた束柱がある。
- 北側通し柱柱脚には苔があり、北東隅の通し柱根元は腐朽している。
- 東側タタキに苔がある。

凡 例

- ▲ 節の腐朽
- ▲ 割れ
- ▲ 虫害
- ▲ カビ・苔
- ▲ その他の損傷
- ①~⑧ ← 写真番号

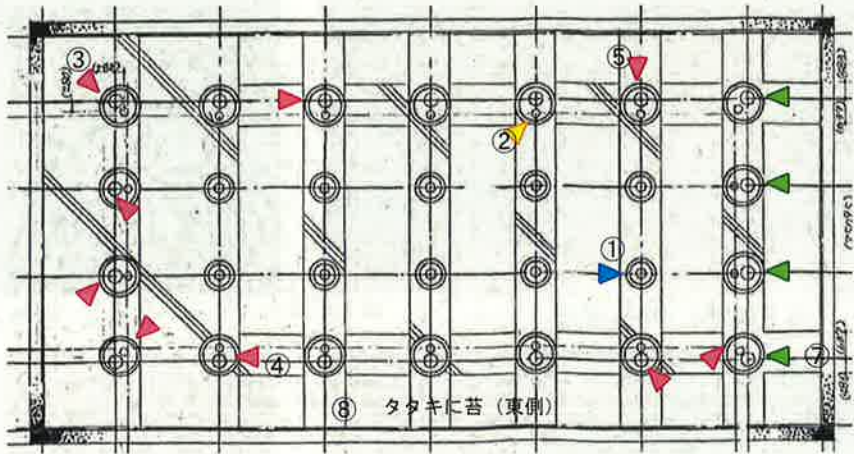


図 板倉_基礎平面図

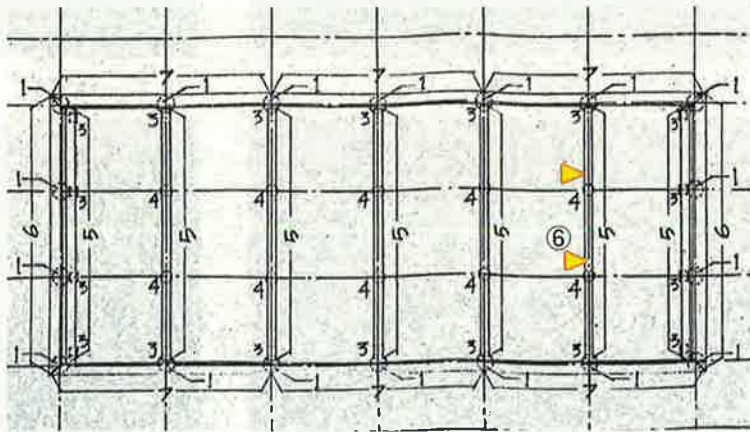


図 土倉_大引平面図



① 損傷



② 節の腐朽



③ 柱の割れ



④ 柱の割れ



⑤ 柱の割れ



⑥ 大引_節の腐朽



⑦ 北列東の通し柱の苔



⑧ 東側雨濡れとタタキの苔

イ. 補修方法の検討

① 屋根

クレ板葺きであり、クレ板（長2尺1寸厚6分ヒバ割板）、葺き足6寸、板押さえ1寸3分角、1尺2寸間隔とする。また、屋根材下にアスファルトルーフィングを敷設している。

現状ではクレ板の腐朽が進み、軒先や平葺面でも欠損箇所が生じている。小屋裏の観察から、ルーフィングのためか雨漏りはあまり見られないが、北室の母屋の一部に雨染みが確認され、雨漏りを生じ初めているとみられ、屋根替えが必要である。また、蝮羽のウダツ木口の腐朽も進んでいる。

同様に屋根板にヒバ材を用いた校倉と比較して、板倉の屋根の腐朽は進行が早い。この要因として、屋根面の苔の繁殖があるとみられる。繁茂した苔がクレ板と板押さえの間を塞ぎ、雨水が溜まる。これがさらに苔が繁殖する要因となり、腐朽菌も増殖するという現象が考えられる。

再整備では、当初と同様にクレ板葺きとしつつ、腐朽抑制として次のことを検討する。

- ・板押さえの下面に水抜き穴を設ける。
- ・クレ板数段置きに敷き込み銅板を設ける。
柿葺きなどで用いられる方法であり、溶出する銅成分が防腐効果を持つ。
- ・クレ板割材・押え木・ウダツ材に酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を行う（校倉屋根と同様）。
- ・浸透性防腐剤を周期的に塗布含浸する（校倉屋根と同様）。



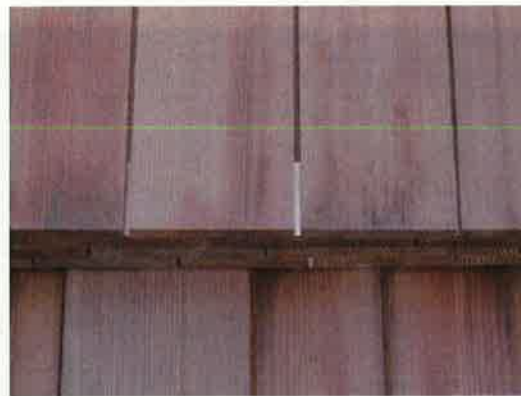
当初整備 クレ板下のアスファルトルーフィング
「整備事業報告書」より



敷き込み銅板（借楽園好文亭・水戸市）



敷き込み銅板（箕輪城郭馬出西虎口門・高崎市）



② 壁

板壁であり、幅8寸、厚2寸7分、ヒバ材を柱間に落し混んで横羽目とし、板上下は樋部倉矧ぎとする。

外部は各面とも風蝕を受けており、特に北面、東面が進行しているようにみられるが、維持できる程度である。

屋内や小屋裏を見ると、節からの雨染みが各外壁面にみられる。これに対しては、校倉と同様にウッドパテによる補修を行う。

北室東壁面の一部に板の収縮によると思われる板目地の開きがある。通例では下方の羽目板を上を押し上げ、最下段に細材を嵌めるが、板が容易に動かない場合は当該位置に埋め木することも検討される。

建物の維持として最も優先すべきは北室北東隅壁面の雨漏りであり、床面にも広く雨染みがみられ、羽目板の腐朽が進みつつある。一部の板は腐朽により脆弱化している箇所があり、軸部（柱）に影響を及ぼす前に処置する必要がある。

解体することなく腐朽部分に強度を与えるとともに、柱との隙間についてはウッドパテやシーリングで塞ぐことを検討する。

木材の基質を強化する方法として、シリケート系樹脂を塗布含浸させる方法が考えられる。

シリケート系樹脂は石造文化財の保存処理として強化・撥水に多く用いられるが、木材に対しては有効と考えられる。しかしながら、あまり例のない方法であるので、適する製品の選定やアクリル系樹脂との混合などについて、事前に試験する必要がある。

③ 建具

北室・南室とも扉の反りによる変形が激しく、北室では海老錠が使用できない状況にある。反りは横方向に最大22mm、縦方向には2mm程度である。

校倉や土倉の扉と異なるのは東外壁に位置することであり、雨掛りや日当たりの影響ではないかと思われる。

この修理としては、一旦取外し、薄くはなるが戸締りに支障がない程度まで削り直すことも考えられる。この場合、落し錠との位置関係を維持するため一部削り残すなどの工夫が必要となる。

④ その他

束柱及びタタキコンクリート舗装、また苔の除去については、校倉や板倉と同様である。

なお、校倉・土倉は束柱・台輪構造であるのに対し、板倉の軸部は通し柱である。さらに、この柱は基礎コンクリートに埋込となっている。したがって、根本修理が必要となった場合には基礎コンクリートから解体する必要があるため、軸部の腐朽・損傷に対しては特に注視していく必要がある。

2-4. 階 段

ア. 損傷状況

見学・管理を目的とした取外しできる木造の階段であり、復元ではない。利用時のみに設置するという運用方法が前提とされていた。

当初は校倉に1基、土倉に1基、板倉に2基が設けられていたが、現状では校倉1基、土倉1基を残して腐朽により撤去された。これら残る2基についても腐朽・破損が進んでいる。

木造の階段は重量があるので、当初予定した取外し・移動は容易ではなかった。このため結果的に常設となり、雨掛りとなるため腐朽が進んだものである。



当初の階段（2008年3月）

イ. 改修方法の検討

再整備では、利用者の安全性と取扱いの容易さを重視して、丈夫で軽量の階段を新設する。

後補として、例えばアルミ製階段をそれぞれの高さに合わせて製作することが考えられる。

見学利用に用いることから、現状と同様な寸法として手摺付きの踏み面の広いものとする。また、景観を考慮した形状、塗装とする。

地盤から床面の高さ 校倉：1.5 m 土倉：2.2 m 板倉：1.5 m（北）・1.7 m（南）

例示はアルミ作業台、高さ1.5 m、幅40 cm、踏み面20 cm、手摺なし



アルミ製階段の例

3. 造園的整備施設の現状と再整備

3-1. 柱位置表示

ア. 損傷調査記録

当初は木柱（タモ材）を用いた掘立柱の位置表示であったが、腐朽によりすべて撤去された。現状では簡易的に竹筒で代用したものとなっているが、その破損も進んでいる。なお、基礎コンクリートとボルトについては維持しているものが多い。

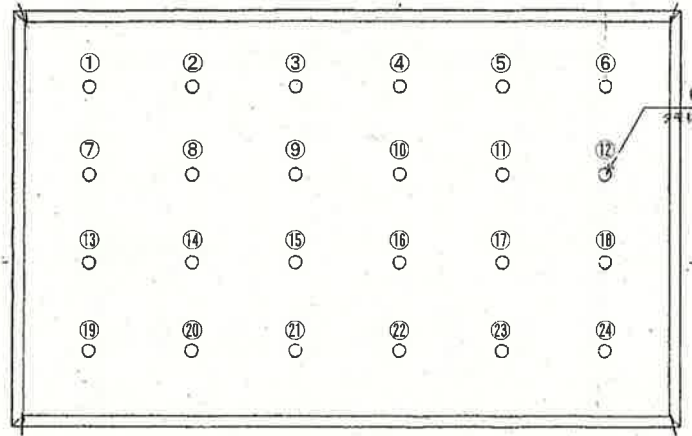
また、建物の軒下範囲の表示としてタマリユウを植栽したが、これもすべて失われ芝（つくばグリーン）に置き換わっている。なお、タマリユウの外周には芝との見切り材として畦畔シートを敷設していた。

柱位置表示 一覧

		柱			外周柱		
		φ	H	数量	φ	H	数量
Ⅱ期	SB13	350	200	15	—		
	SB14	350	200	11	—		
	SB15	350	200	12	—		
	SB16	350	200	16	—		
	SB17	350	200	8	—		
	SB30	350	200	20	—		
	SB45	350	200	20	200	200	17
	SB46	350	200	20	200	200	18
	SB48	350	200	20	200	200	18
	SB49	350	200	18	200	200	15
	SB52	350	200	16	200	200	11
	SB53	350	200	16	200	200	13
計			192			92	
Ⅲ期	SB10	350	450	24	—		
	SB11	350	450	16	—		
	SB21	350	450	24	—		
	SB24	礎石表示			—		
	SB36	350	450	20	—		
	SB37	350	450	20	200	350	18
	SB38	礎石表示			200	350	26
	SB44	礎石表示			—		
計			40			44	

SB10

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。ぐらつきも小さい。
- ・一部のワッシャーの欠損、錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図

柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

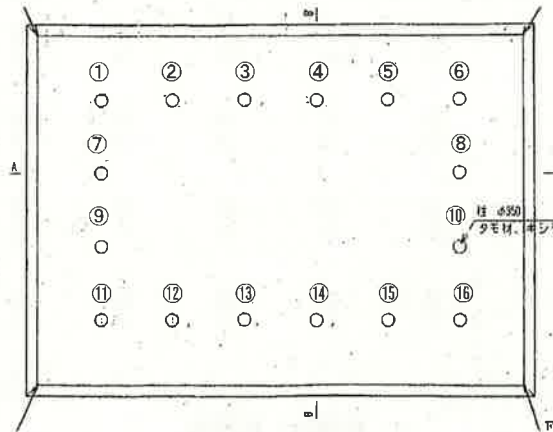
SB10	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1		小			
2		小			
3		小		ワ	
4		小		ワ	
5		小	ワ		
6		小	ワ		
7		小		ワ	
8		小		ワ	
9		小		ワ	
10		小			
11		小			
12		小			
13		小			
14		小			
15		小			
16		小		ワ	
17		無			
18		小		ワ	
19		小			
20		小		ワ	
21		小		ワ	
22		小		ワ	
23		小		ワ	
24		小			



SB10

SB11

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。ぐらつきは概ね小さいが、⑩・⑫は中程度。
- ・一部のワッシャーとナットの錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図

柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

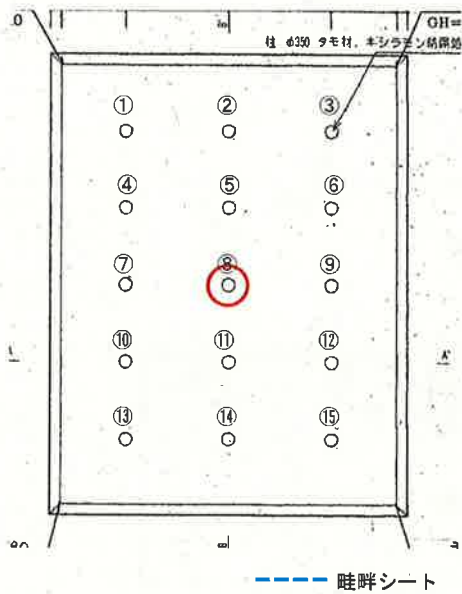
SB11	柱	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
	1		小		ワ	
	2		小			
	3		小		ワ・ナ	
	4		小			
	5		小		ワ	
	6		小		ワ	
	7		小			
	8		無		ワ・ナ	
	9		小		ワ	
	10		中		ワ	
	11		小		ワ	
	12		中		ワ	
	13		無		ワ	
	14		小			
	15		小			
	16		小			



SB11

SB13

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルト⑧は根元に曲がりが見られる。その他は大きな損傷なし。ぐらつきも小さい。
- ・①・⑬はボルト頭部が欠損している。
- ・一部のワッシャーに錆が見られる。
- ・南側で畦畔シートの一部が確認できた。
- ・タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図



SB13-⑧



SB13 畦畔シート

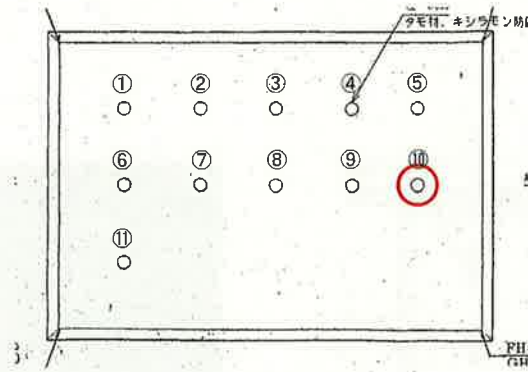
柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB13	柱	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
	1		小	ボルト頭部	ワ	
	2		小			
	3		小			
	4		小			
	5		小			
	6		小			
	7		小		ワ	
	8	曲がり				
	9		小			
	10		小			
	11		小		ワ	
	12		無			
	13		小		ワ	
	14		小			
	15		小	ボルト頭部	ワ	

SB14

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルト⑩は根元から傾いている。その他は大きな損傷なし。ぐらつきも小さい。
- ・一部のボルト頭部が欠損している。
- ・一部のワッシャーに錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図

柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB14	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1		小	ボルト頭部		
2		小	ボルト頭部		
3		小		ワ	
4		小			
5		小	ボルト頭部		
6		小			
7		小			
8		小			
9		小			
10	曲がり				
11		小	ボルト頭部		



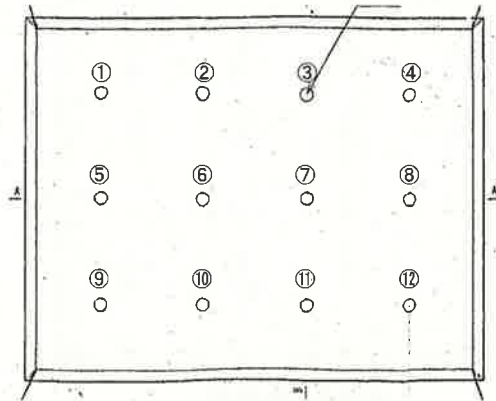
SB14-⑤



SB14-⑩

SB15

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。ぐらつきも小さい。
- ・②はボルト頭部が欠損している。
- ・一部のワッシャーの欠損、錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図

柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

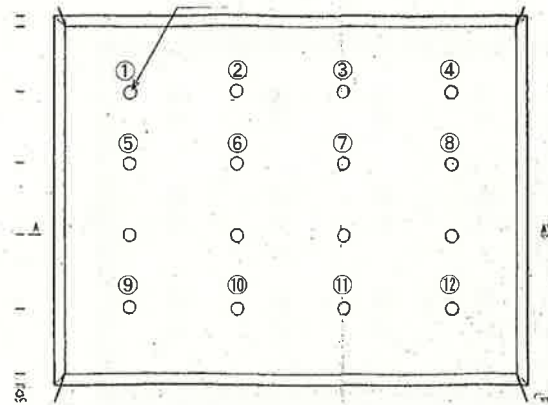
SB15	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1		無			
2		小	ボルト頭部		
3		無			
4		無		ワ	
5		無			
6		無			
7		小			
8		無		ワ	
9		無		ワ	
10		無		ワ	
11		小		ワ	
12		無			



SB15-②

SB16

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。ぐらつきは概ね小さいが、⑦・⑬は中程度。
- ・一部のワッシャーとナットに錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図

柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

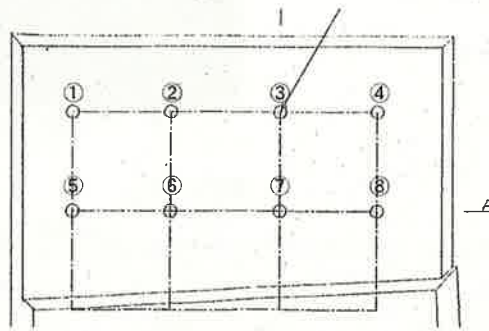
SB16	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1		無			
2		無		ワ	
3		小			
4		小			
5		無			
6		無			
7		中			
8		無		ワ	
9		無		ワ	
10		無			
11		小		ワ	
12		無		ワ	
13		無			
14		無			
15		中		ワ・ナ	
16		無		ワ	



SB16- ⑬

SB17

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。ぐらつきは概ね小さいが、③は中程度。
- ・一部のワッシャーに錆が見られる。
- ・⑥は現状の柱表示竹が損失している。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図

柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB17	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1		小			
2		小			
3		中			
4		小		ワ	
5		小			
6		小			現状：竹なし
7		小			
8		小			



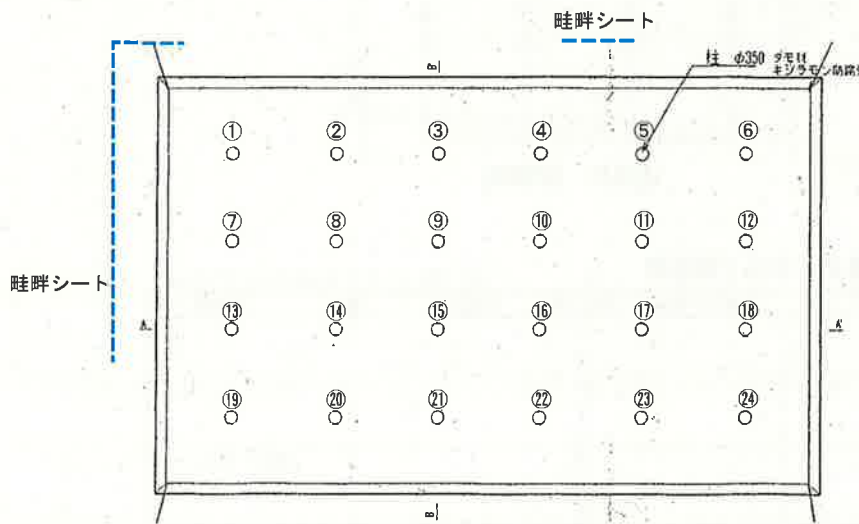
SB17

SB21

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。ぐらつきは概ね小さいが、⑤は中程度。
- ・一部のワッシャーに錆が見られる。
- ・南・西側の一部で畦畔シートが確認できた。
- ・タマリユウは確認できず。



SB21 畦畔シート



柱表示 配置図

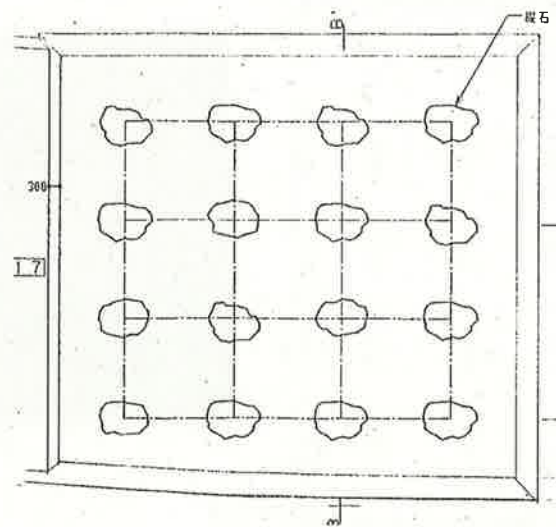
柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB21	柱	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
	1		小			
	2		小			
	3		小		ワ	
	4		小		ワ	
	5		中			
	6		小		ワ	
	7		小			
	8		小		ワ	
	9		小			
	10		小			
	11		小		ワ	
	12		小		ワ	
	13		小		ワ	
	14		小			
	15		小		ワ	
	16		小		ワ	
	17		小			
	18		小		ワ	
	19		小		ワ	
	20		小		ワ	
	21		小		ワ	
	22		小			
	23		小		ワ	
	24		小		ワ	

SB24

- ・礎石表示に問題はない。



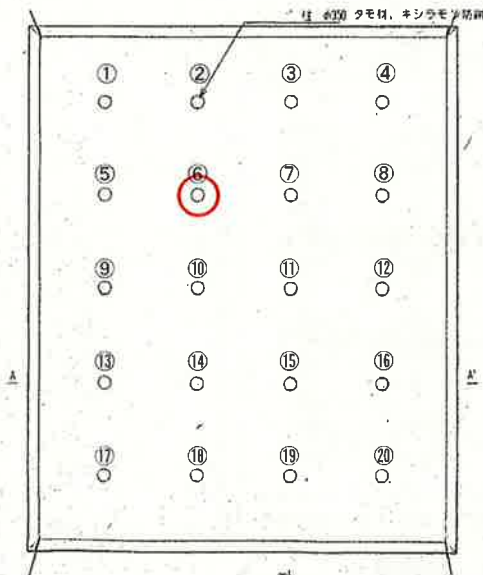
柱表示 配置図



SB24

SB30

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルト⑥は全体が傾いている。その他は大きな損傷なし。ぐらつきは小さい。
- ・一部のワッシャーに錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



SB30-⑥

柱表示 配置図

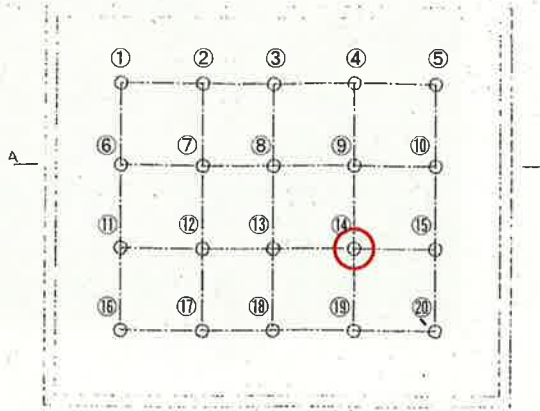
柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB30	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1		無			
2		無			
3		無			
4		無			
5		無			
6	傾き				
7		無		ワ	
8		小			
9		無			
10		無			
11		小		ワ	
12		小		ワ	
13		小			
14		無		ワ	
15		無		ワ	
16		無		ワ	
17		無			
18		無			
19		無		ワ	
20		無			

SB36

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。⑭はボルト・基礎全体がぐらつく。①・⑦・⑮のぐらつきは中程度、その他は小さい。
- ・一部のワッシャーの欠損、錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図



SB36-⑭

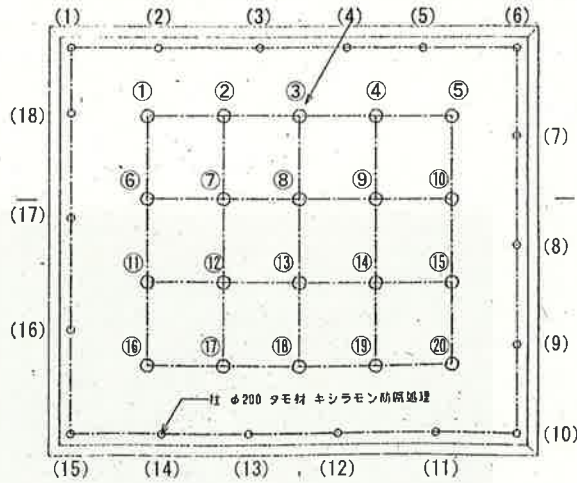
柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB36	柱	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
	1		中		ワ	
	2		小		ワ	
	3		小		ワ	
	4		小		ワ	
	5		小			
	6		小			
	7		中		ワ	
	8		小			
	9		小			
	10		小			
	11		小		ワ	
	12		小			
	13		小			
	14		大		ワ	
	15		中			
	16		小		ワ	
	17		小			
	18		小			
	19		小			
	20		小			

SB37

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。ぐらつきは②③④⑪⑬⑮⑳は中程度。
- ・(1) は現状の柱表示の竹が破損している。
- ・一部のワッシャーとナットに錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図



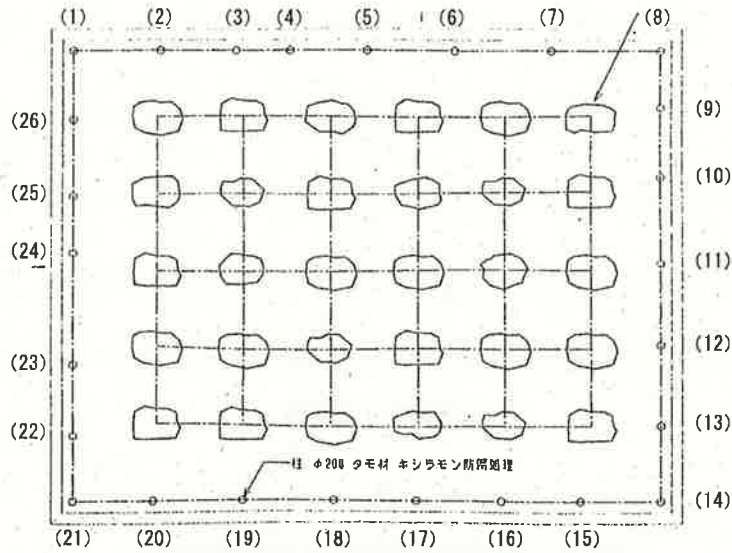
SB37- (1)

柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB37	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1		小			
2		中			
3		中			
4		中			
5		小			
6		小			
7		小			
8		小			
9		小			
10		小			
11		中			
12		小			
13		中			
14		小			
15		中			
16		小			
17		小			
18		小			
19		小		ワ	
20		中			
外周柱 1		無			現状：竹破損
2		小			
3		小			
4		小			
5		小			
6		小			
7		小			
8		無			
9		無			
10		無			
11		無			
12		無		ワ	
13		小			
14		小		ワ	
15		小		ナ	
16		無			
17		無			
18		無			

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・礎石表示に問題はない。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。ぐらつきは（19）が中程度。
- ・一部のワッシャーに錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図

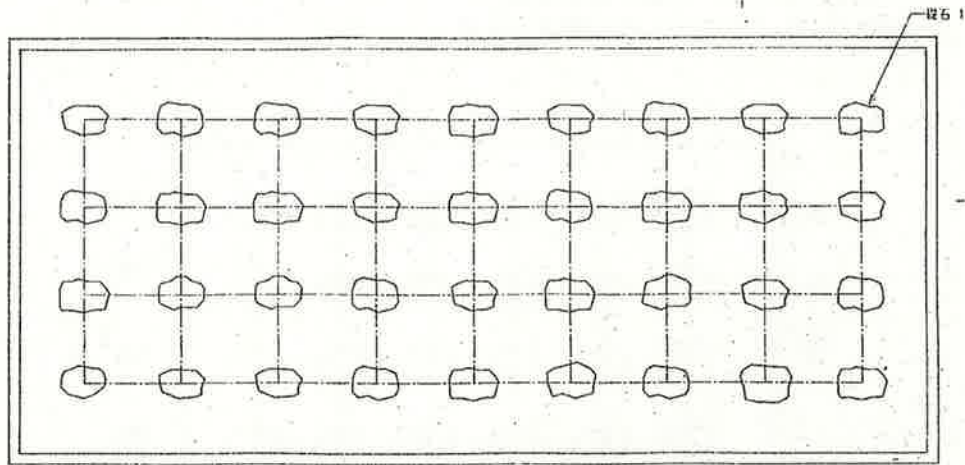
柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB38	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
外周柱 1		無		ワ	
2		無			
3		無		ワ	
4		小			
5		小			
6		無		ワ	
7		無			
8		無			
9		無			
10		小		ワ	
11		小		ワ	
12		小		ワ	
13		小			
14		小		ワ	
15		無		ワ	
16		無			
17		無			
18		小			
19		中			
20		無		ワ	
21		無		ワ	
22		無		ワ	
23		小			
24		無		ワ	
25		小			
26		小			

SB44

- ・礎石表示に問題はない。



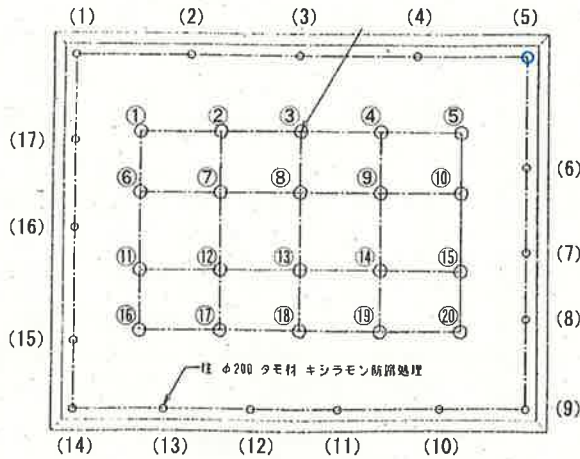
柱表示 配置図



SB44

SB45

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルトの欠損や大きな損傷なし。ぐらつきも小さい。
- ・⑳はボルト頭部の欠損、(17) はボルトのねじ山がつぶれている。
- ・一部のワッシャーの欠損、錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。
- ・(5) について、当初の復元設計図には無いが、現地には図の位置にコンクリート円柱が置かれている。



柱表示 配置図



SB45- (5) … 遺構なし？

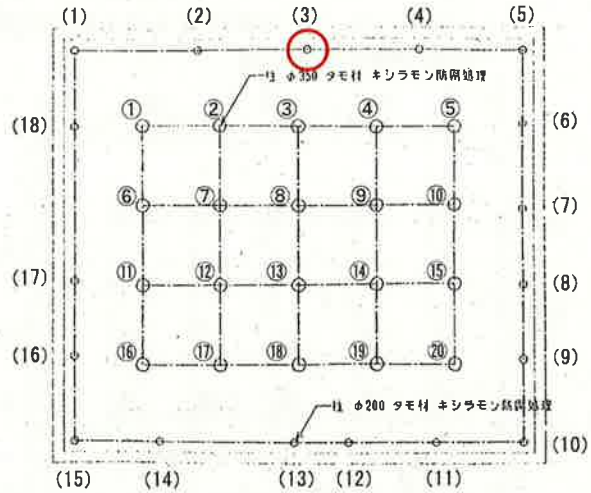
柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB45	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱: 1		無			
2		無			
3		無			
4		無			
5		無		ワ	
6		無			
7		無			
8		無			
9		小			
10		無			
11		小			
12		無			
13		無		ワ	
14		無			
15		無		ワ	
16		無			
17		無			
18		小			
19		無			
20		無	ボルト頭部		
外周柱 1		無			
2		無		ワ	
3		無		ワ	
4		無		ワ	
5	コンクリート円柱				遺構なし？
6		無			
7		無			
8		無			
9		無		ワ	
10		無			
11		無		ワ	
12		無		ワ	
13		無			
14		無			
15		無			
16		無			
17		無	ボルトねじ山つぶれ		

SB46

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルト(3)は欠損。ぐらつきは概ね小さい。
- ・(12)(13)はボルト頭部が欠損。
- ・一部のボルト、ワッシャー、ナットに錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。
- ・現状で柱表示を囲っている柵について、外周柱(16)～(18)は隣のSB45の囲い柵の内側に入っている。



柱表示 配置図

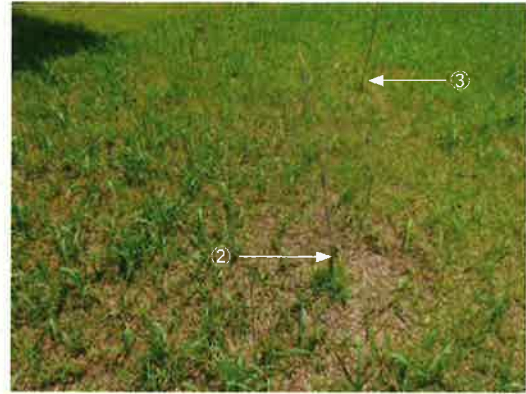
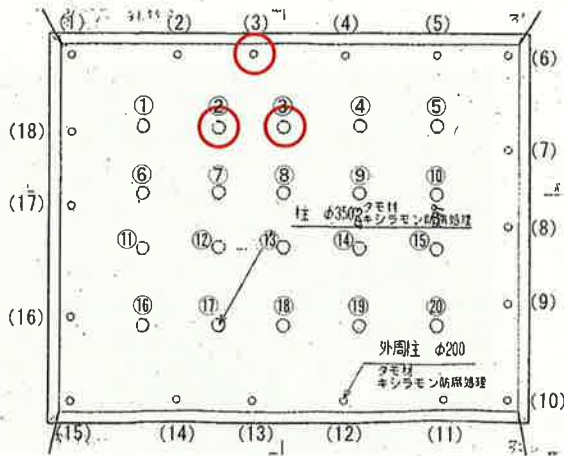
柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB46	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱	1	無			
	2	無			
	3	無			ワ
	4	無			ワ
	5	無			
	6	小			
	7	小			
	8	無			ワ
	9	小			
	10	小			
	11	無			ワ
	12	無			ワ
	13	無			
	14	無			
	15	無			
	16	無			
	17	無			
	18	無			ワ
	19	無			ワ
	外周柱	1	無		
2		無			
3		無			
4		無	小		ボ
5		無	無		
6		無	無		
7		無	無		
8		無	無		
9		無	無		ナ
10		無	無		
11		無	無		
12		無	小	ボルト頭部	
13		無	小	ボルト頭部	
14		無	無		ワ
15		無	無		ワ
16		無	無		ワ
17		無	無		ワ
18		無	無		

SB48

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルト②③（3）は欠損。ぐらつきはほとんどない。
- ・一部のボルト、ワッシャーに錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。
- ・現状で柱表示を囲っている柵について、外周柱（6）～（10）は隣のSB49 囲い柵の内側に入ってしまったている。



SB48-②・③

柱表示 配置図

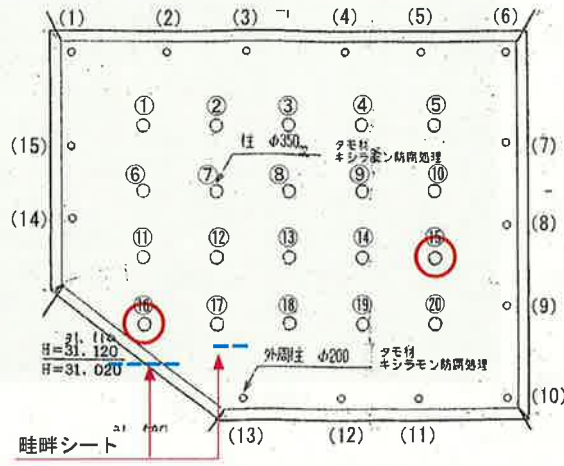
柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB48	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱	1	無			
	2	無			
	3	無			
	4		無		
	5		無		
	6		無		
	7		無		ボ
	8		無		
	9		無		
	10		無		
	11		無		
	12		無		
	13		無		
	14		無		
	15		無		ワ
	16		無		
	17		無		ワ
	18		無		
	19		無		
	20		無		ワ
外周柱	1	無		ワ	
	2		無	ワ	
	3	無			
	4		無		ワ
	5		無		ワ
	6		無		
	7		無		
	8		無		
	9		無		
	10		無		
	11		無		
	12		無		
	13		無		
	14		無		
	15		無		
	16		無		
	17		無		
	18		無		

SB49

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルト⑮⑯は欠損。ぐらつきはほとんどない。
- ・④⑳はボルト頭部が欠損。
- ・一部のボルト、ワッシャー、ナットに錆が見られる。
- ・柱表示の外側と内側に畦畔シートの一部が確認できた。
- ・タマリユウは確認できず。



SB49 畦畔シート

柱表示 配置図

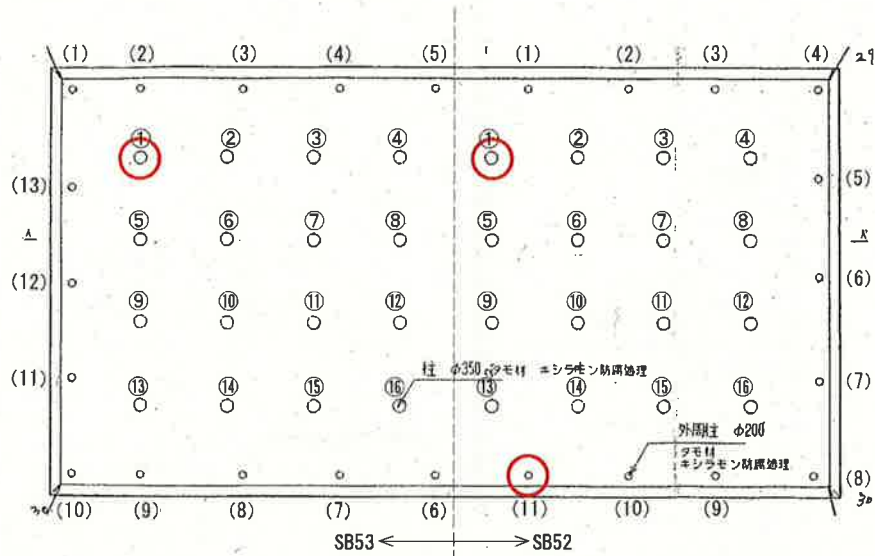
柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB49	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1		無			
柱 2		無			
柱 3		無		ワ	
柱 4		無	ボルト頭部		
柱 5		無		ボ	
柱 6		無			
柱 7		無		ワ	
柱 8		無		ワ	
柱 9		無			
柱 10		無			
柱 11		無		ナ	
柱 12		無			
柱 13		小			
柱 14		無			
柱 15	無				
柱 16	無				
柱 17		無			
柱 18		無		ワ	
柱 19		無			
柱 20		無	ボルト頭部		
外周柱 1		無			
外周柱 2		無		ワ	
外周柱 3		無			
外周柱 4		無		ボ	
外周柱 5		無			
外周柱 6		無			
外周柱 7		無			
外周柱 8		無			
外周柱 9		無			
外周柱 10		無			
外周柱 11		無			
外周柱 12		無		ボ	
外周柱 13		無			
外周柱 14		無			
外周柱 15		無			

SB52・SB53

- ・当初設置の柱表示材（タモ材丸太）は全て腐朽遺失し、竹材で代用されている。
- ・ボルト 52-①、53-①は欠損。52-（11）は根元から倒れている。ぐらつきはほとんどない。
- ・52-⑧はボルト頭部が欠損、53-（11）はボルトねじ山のつぶれている。
- ・一部のボルト、ワッシャー、ナットに錆が見られる。
- ・畦畔シート、タマリユウは確認できず。



柱表示 配置図

柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB52	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1	無				
2		小			ナット動かず
3		小			
4		小			
5		無			
6		無		ワ	
7		小			
8		小	ボルト頭部		
9		無			
10		小		ワ	
11		小			
12		無			
13		無			
14		小			
15		小		ワ	
16		小			
外周柱 1		無			
2		無			
3		無		ワ	
4		無			
5		無			
6		小			
7		小			
8		小		ワ・ナ	
9		小			
10		小			
11	倒れ				

柱表示 ボルト損傷表

ボ=ボルト、ワ=ワッシャー、ナ=ナット

SB53	ボルト全体	ぐらつき	部品欠損	錆	その他
柱 1	無				
2		無			
3		無		ワ	
4		無		ボ・ワ・ナ	
5		無		ワ	
6		無		ワ	
7		無			
8		無			
9		無		ワ	
10		無			
11		無			
12		無			
13		無			
14		無		ワ・ナ	
15		無			
16		無			
外周柱 1		無			
2		無			
3		無			
4		無			
5		無		ワ	
6		無		ワ	
7		無		ワ	
8		無			
9		無			
10		無			
11		無	ボルトねじ山つぶれ		
12		無		ワ	
13		無		ワ	



SB52・53



SB52- (11)



SB53- ①

イ. 改修方法の検討

① 柱位置表示

再整備では、当初の形状・色調を踏襲しつつ、耐久性・対候性を重視して腐朽しない材質のものを新規に製作・設置する。この材質として、鋼管や合成木材、FRP（繊維強化プラスチック）などが考えられる。下表に、それぞれの性質などを比較した。表中の表現性については、木柱らしさを指標とした。なお、基礎コンクリートと固定ボルトは極力現状を再利用するが、ボルトに緩みなどがみられるものについては作り直しが必要となる。

柱表示 改修素材比較表

柱位置表示の材質	表現性	耐久・対候性	価格
鋼管柱・塗装	平坦で平滑な印象	耐久性に優れる。将来再塗装を要する可能性あり	比較的安価
合成木材	表面は木材らしいが、形状は平坦	屋外実績20年以上。紫外線による劣化あり	比較的高価
FRP	木柱の現物から型取りが可能であり、木柱らしい	将来再塗装を要する可能性あり	高価



合成木材製ベンチ



FRP(か)による柱表示(伊勢堂岱遺跡・北秋田市)

② 軒下範囲の表示

当初のタマリユウのような地被植栽による表現は維持に限界があると思われる。これに替わる範囲表示として、自然な質感であるとともに遠方からも視認できること、また施工と維持管理が容易であることから、砂利舗装を検討する。

また、周囲の芝との見切りについては、芝の地上に伸びる匍匐茎対策として、ある程度地上の立上りがある見切り材を用いる。

防草シートを敷いて、その上に砂利を敷せる。



芝舗装と砂利舗装の見切り施工例



芝生エッジマスター (メーカー HP より)

3-2. 説明板

ア. 損傷調査記録

史跡内には利用上の案内や遺構表現の解説を目的とした説明板類を多く設置している。

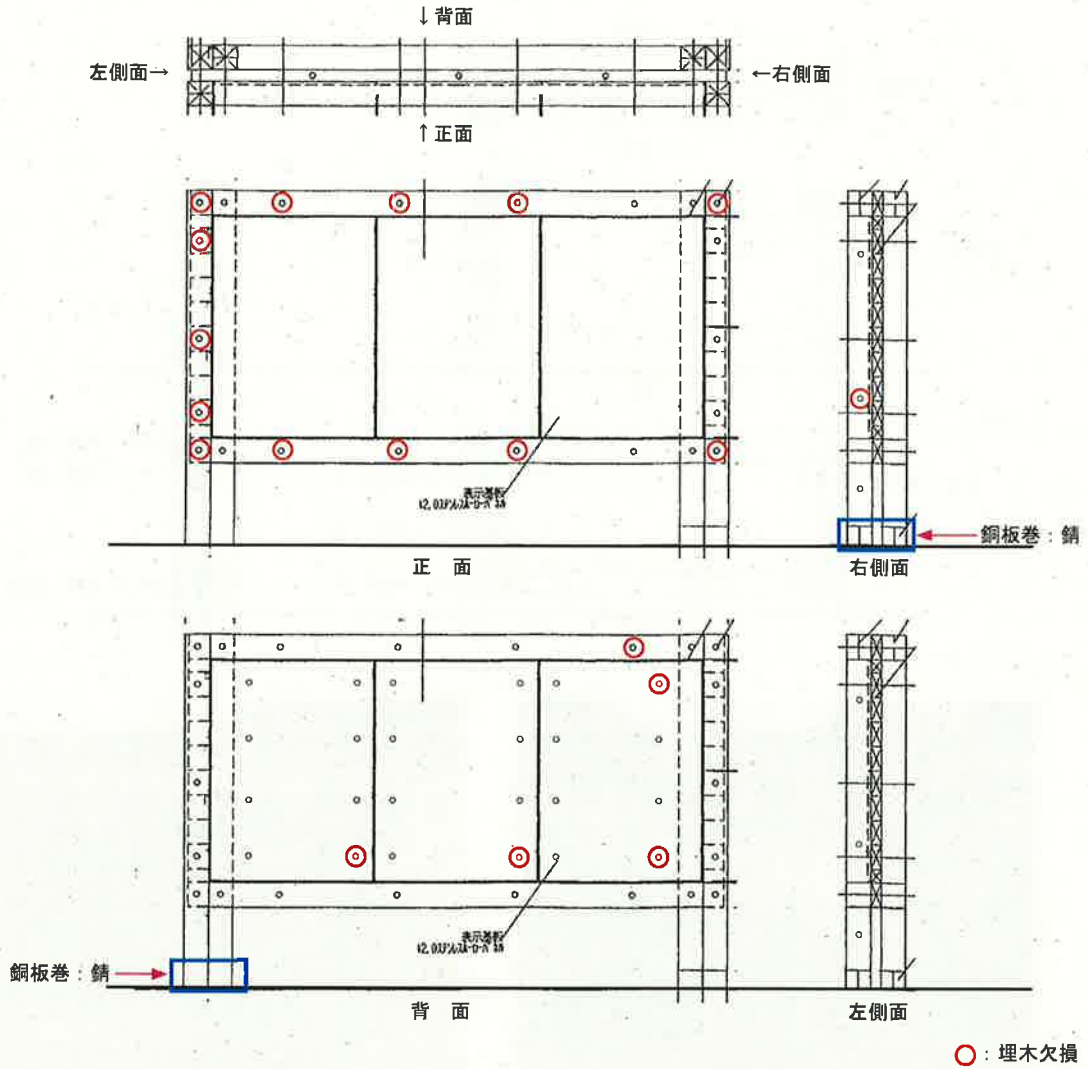
遺跡環境への調和から立ち上がりのあるものは木材を多用し、遺構説明板は地盤面に置くように設置されている。

概ね表示面は健全に維持されているが、木部の腐朽が進みつつある。また、遺構説明板は周囲の芝が延びて所在が判りにくく、また芝刈り管理の際に表示面を損傷することもあるとみられる。さらに、禁止表示板のいくつかのように転倒・破損したものもある。

① 総合説明板	1 基
② 復元建物説明板	1 基
③ 遺跡名称板	1 基
④ 名称標識	3 基
⑤ 禁止表示板	4 基
⑥ 遺構説明板	11 基

総合説明板 〈1基〉

- ・状態は概ね良好。
- ・一部、木部塗装のハゲ、根本銅板卷きに錆が見られる。
- ・埋木が19個欠損している。



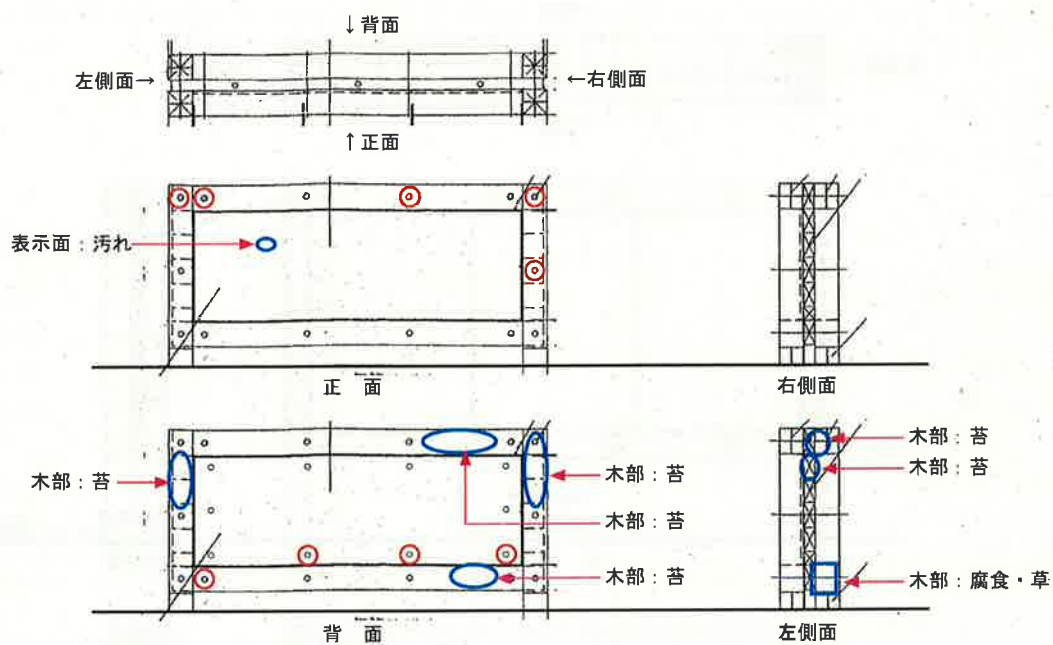
総合説明板 表面



総合説明板 右側面根本

復元建物説明板 〈1基〉

- ・左側面足元付近の木部が腐食している。その部分から草が生えている。
- ・木部の一部に苔・カビ、表示面に汚れが見られる。
- ・埋木が9個欠損している。



復元建物説明板 表面



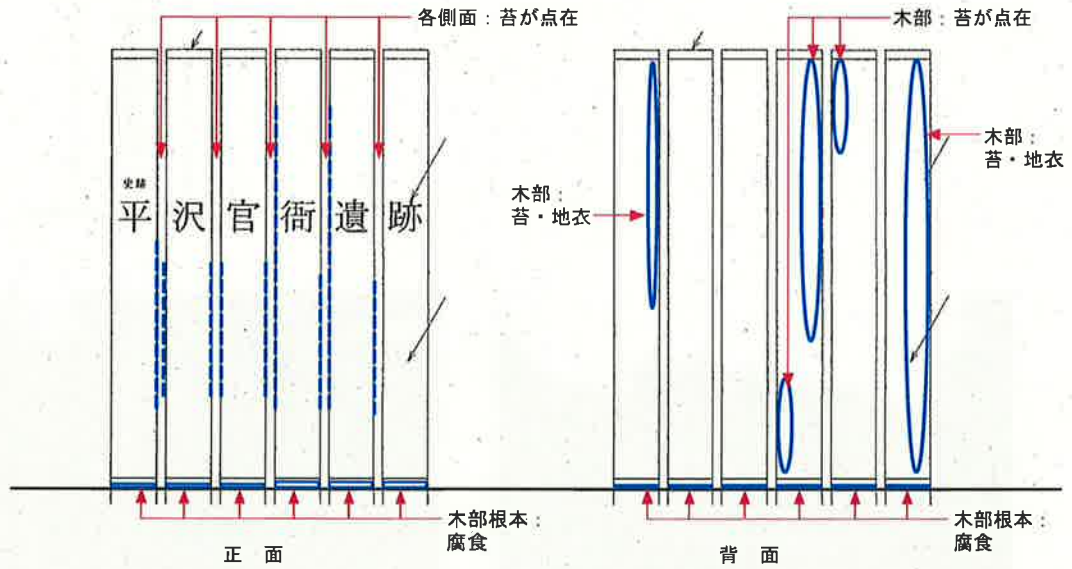
復元建物説明板 裏面



復元建物説明板 左側面

遺跡名称板 〈1基〉

- ・木部の根元は若干腐食している。
- ・木部の一部に苔・地衣類が見られる。



遺跡名称板 表面



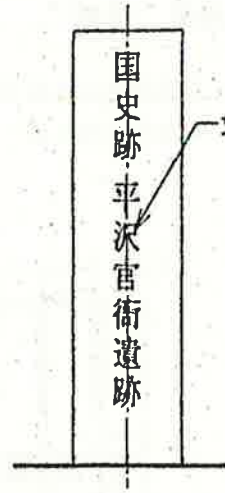
遺跡名称板 裏面



遺跡名称板 表面根本

名称標識 〈3基〉

- ・状態は3基とも良好。
- ・名称標識2は「跡」の字が半分埋まっている。



名称標識 1



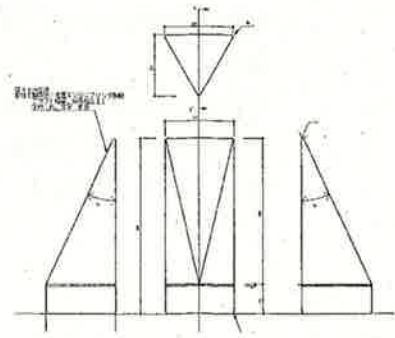
名称標識 2



名称標識 3

禁止表示板 〈4基〉

- ・禁止表示板 1：正面左上・右下が少し欠けている。
- ・禁止表示板 2：基礎から本体が浮く（動く）→ボルトがきいてないのか。
- ・禁止表示板 3：本体が基礎から完全に取りれている、基礎アンカーボルト3本は破損・破断。
- ・禁止表示板 4：本体四面にヒビが見られる。



禁止表示板 1



禁止表示板 2



禁止表示板 3 本体



禁止表示板 3 基礎



禁止表示板 4 正面



禁止表示板 4 背面・側面

遺構説明板 〈20基〉

- ・ 四隅の角が欠けているものが多い。
- ・ 欠けにより文章や図版が欠損しているもの：SB16、SB24、SB30、SB36、SB52。

遺構解説板 損傷表

	状態
SB10	問題なし
SB11	角4箇所欠け小、下：欠け小
SB13	右下：欠け小
SB14	右下・下端：欠け小
SB15	右下・左下：欠け小
SB16	右端：欠け、右下：欠け小
SB17	問題なし
SB21	右下・左下・下端：欠け小
SB24	右上：欠け大、他角3箇所：欠け小
SB30	下端：欠け小
SB36	右上：欠け大、右下：欠け小
SB37	角4箇所：欠け極小
SB38	右上・左上：欠け極小
SB44	角4箇所：欠け極小
SB45	左下：欠け極小
SB46	左下：欠け極小
SB48	右上・右下・左下：欠け小
SB49	右下・左下：欠け小
SB52	右端：欠け、左下・下端：欠け小
SB53	上端・右下・左下：欠け小



遺構説明板 11 左下



遺構説明板 13 右下



遺構説明板 14 右下



遺構説明板 16 右端



遺構説明板 21



遺構説明板 24 右上



遺構説明板 30 左下



遺構説明板 36 左上



遺構説明板 48



遺構説明板 49



遺構説明板 52



遺構説明板 53 右下

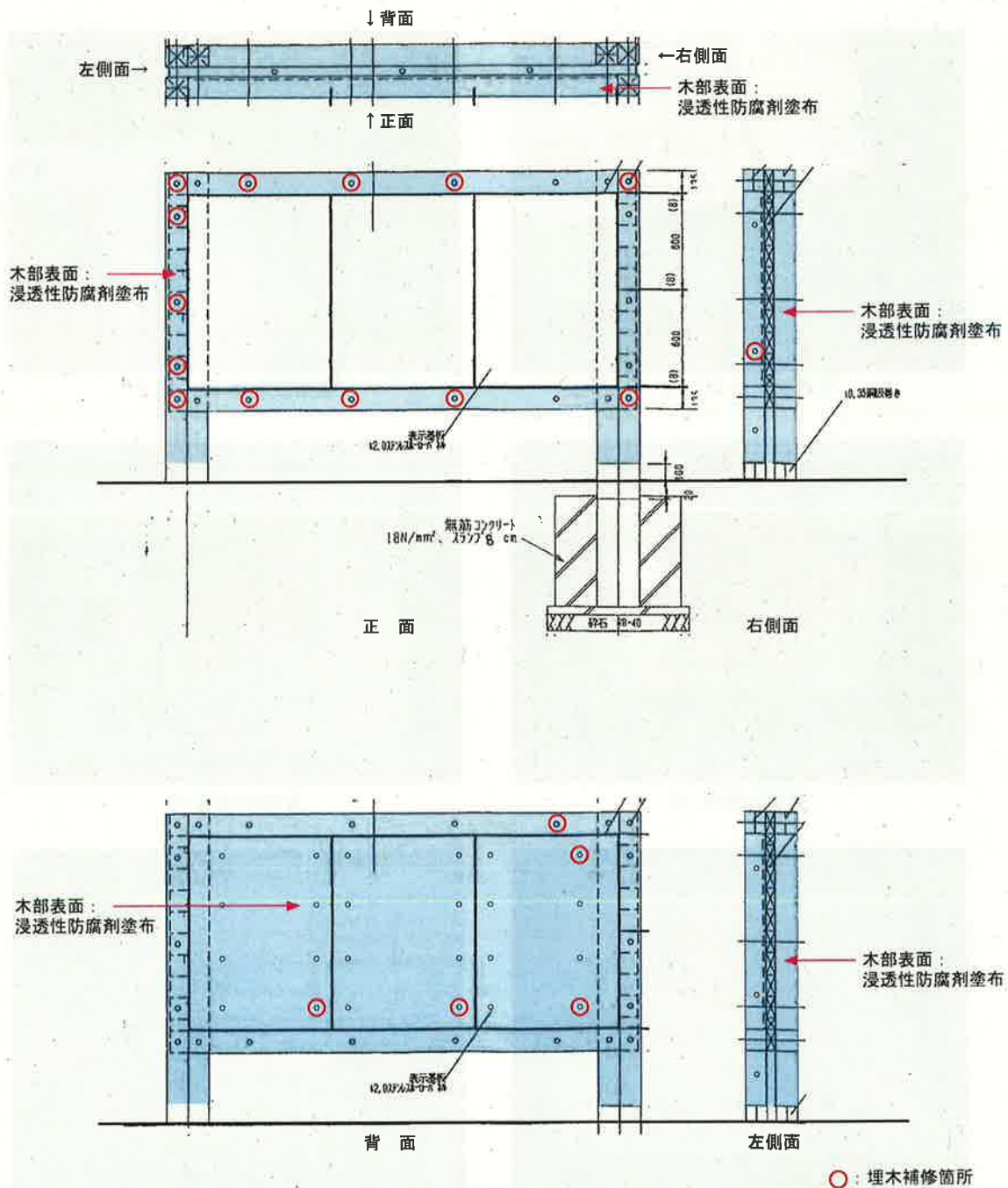
イ. 改修方法の検討

① 総合説明板

当初整備の木フレームはレッドウッド（欧州赤松）の角材をボルトで固定し、柱脚部はコンクリート巻きとし、地盤と接する部分には銅板巻を施す。表示面はステンレスホーローパネルとする。

表示面・木フレームとも特に異常はなく、ボルトを隠す埋め木が欠損している程度である。

再整備に伴っては、埋め木を補修するとともに、木部に浸透性防腐剤を再塗装する。先にも述べたように、防腐剤は数年の周期で再塗布が必要となる。

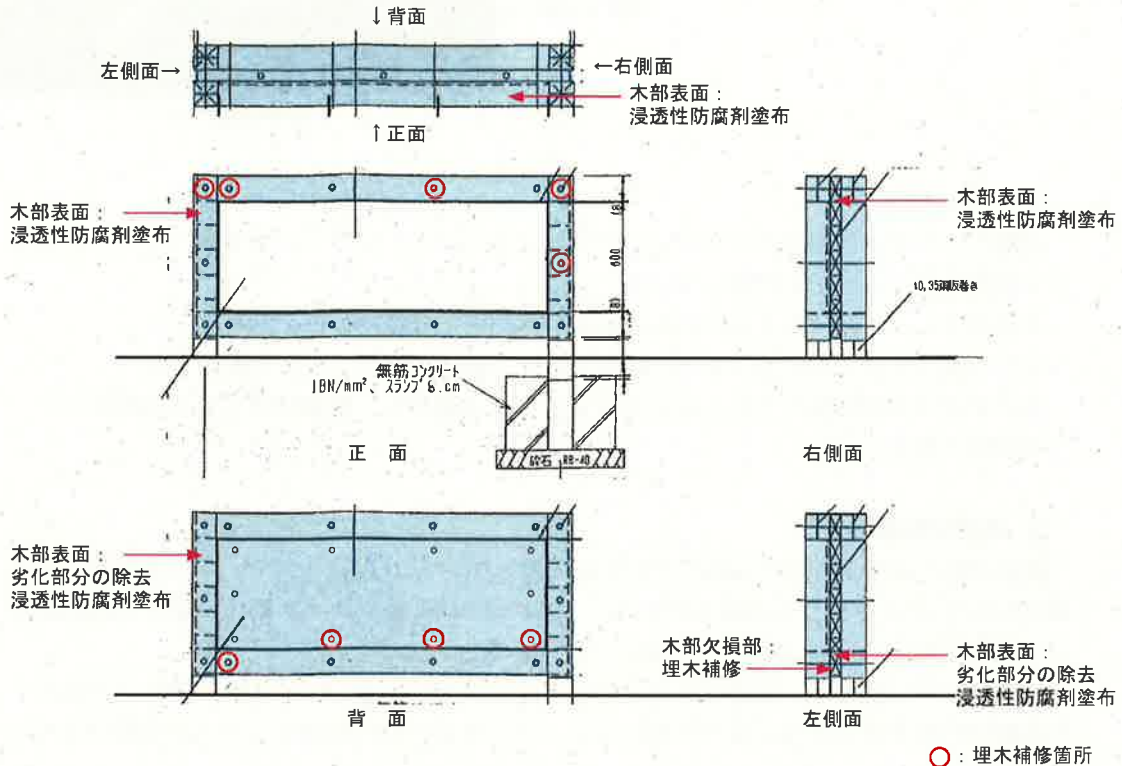


② 復元建物説明板

総合説明板と同様に、木フレームに表示面はステンレスホーローパネルとする。また、柱脚部に銅板巻を施す。

木部に苔が発生し、埋め木の欠損箇所もあり、やや腐朽が進みつつある。表示面には異常はない。同仕様の総合説明板と異なるのは、芝生の中に設置されることである。

再整備では、木部表面の劣化した部分をグラインダー等で薄く削り、欠損した埋め木を補い、浸透性防腐剤を塗布する。

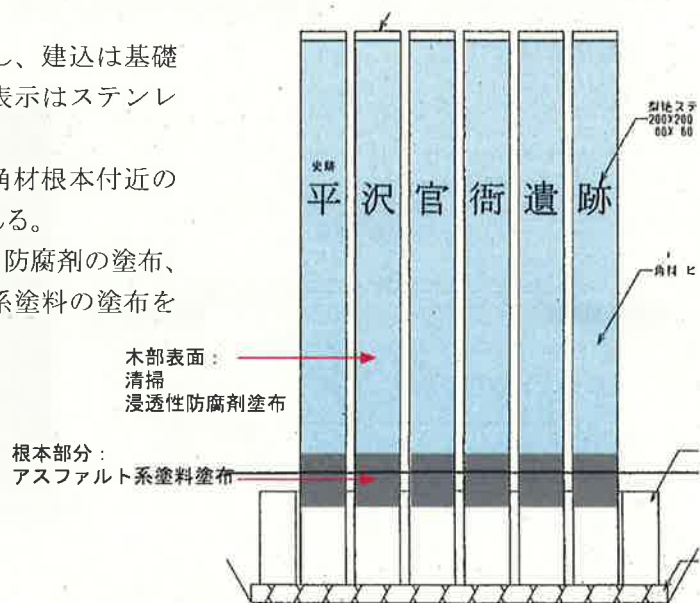


③ 遺跡名称板

本体はヒバ角材に防腐処理とし、建込は基礎コンクリート巻きとする。文字表示はステンレス切り文字である。

補修を要する異常はないが、角材根本付近の若干の腐蝕と苔類の発生がみられる。

再整備に伴って、木部の清掃と防腐剤の塗布、また根本部分へのアスファルト系塗料の塗布を行う。



④ 名称板→名称標識

白御影の石柱堀文字であり、史跡への出入口3箇所それぞれ設置している。

何れも異常はないが、北側出入口にある1基は最下段の文字が半ば埋まっているので、周辺土の鋤取りを行う。



根本部分：
周辺土の鋤取り

名称標識 2

⑤ 禁止表示板

史跡内での利用制限をピクトサインで表示するもので、クラフト磁器製であり、出入口4箇所付近にそれぞれ設置している。

4基のうち、1基は若干欠けがみられるが、利用上支障はないと思われる。

また1基は各面とも中央やや上に亀裂があり、新規に同形状により製作する。

残る2基は本体底盤の分裂と固定ボルトの抜けと思われ、基礎付近に別途金物を用いて再設置を検討する。

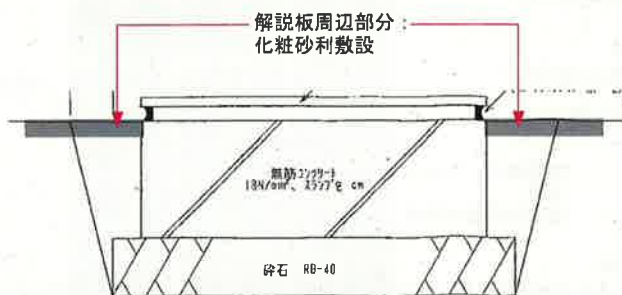
⑥ 遺構説明板

掘立柱跡の表示遺構20か所にそれぞれ設置している。基礎コンクリートを設け、磁器板だけが見えるように設置している。整備当時の図面では、磁器板(厚さ14mm)の表面は地盤面から4cmの高さに設定されている。

概ね健全ではあるが、端部に小さい割れを生じたものが多い。また、周囲の芝が伸びた状態では利用者が存在に気づき難いこと、また芝刈り時に損傷することが問題となっている。

再整備にあたっては、解説板の直近に芝が及ばないように、周囲20～30cmに化粧砂利を敷設する。これにより解説板に対する視認性も高まると思われる。

若干の欠けについては、再製作を要するほどではなく、部分的な補修も難しいことから現状を維持する。



化粧砂利敷設事例(原の辻遺跡・長崎県壱岐市)

3-3. 鉄 柵

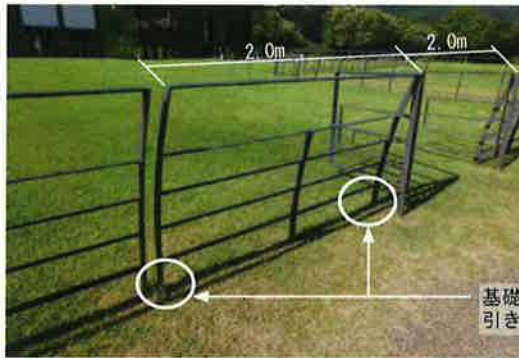
実物大復元建物の一帯を取り囲む鋳物製の柵であり、高さ 1.1 m で、開口幅 2.0 m の扉が東辺と南辺にそれぞれ設けられている。

この鉄柵に異常はないが、車両の出入り口が無いことが管理上の問題となっている。実物大復元建物の維持修理や日常的な維持管理には、高所作業車をはじめとする工事用車両が進入できる必要がある。

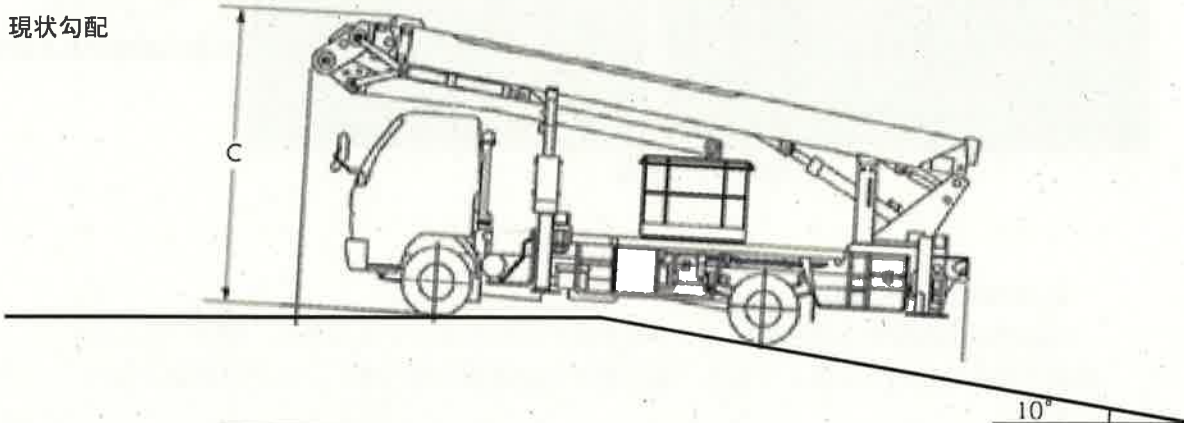
再整備にあたっては、南面の出入り口付近にある鉄柵の切れ目を利用して、車両が進入できる開口に改修する。

両開き門扉の西側の軸を吊る支柱と、その西側 1 間目の支柱の基礎を改修し、工事等の必要に応じて上に引き抜くことができるようにする。これにより合計 4.0 m の開口が確保できる。

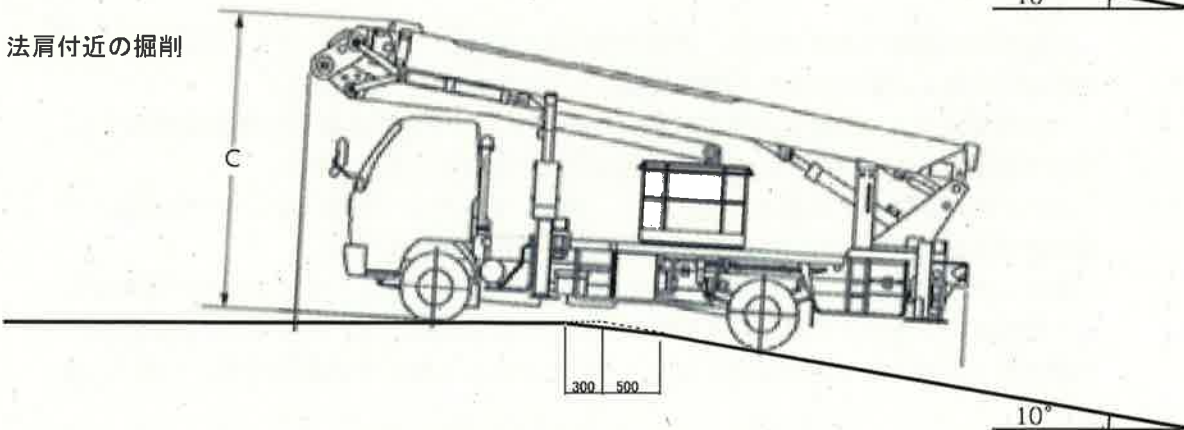
この開口への進入路は、史跡の東側の出入り口から入り、南面の芝生斜面を経ることを想定する。鉄柵南面は園路を挟み約 10° の勾配であり、下図の検討から 16m クラスの高所作業の登坂に支障はないと考えられるが、さらに大型の車両も想定するならば、法肩付近を若干掘削することも考えられる。



現状勾配



法肩付近の掘削



高所作業車乗入検討図 1/60

3-4. 園路

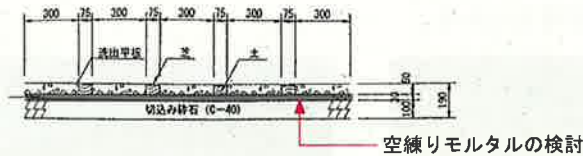
史跡内にはコンクリート洗出し平板舗装と、透水性カラー舗装の園路が敷設されている。

洗出し平板は厚 40mm、敷き砂 30mm、碎石路盤 100 mm であり、透水性カラー舗装は表層 40 mm、路盤 150 mm で、舗装止には台形状にモルタルを施している。

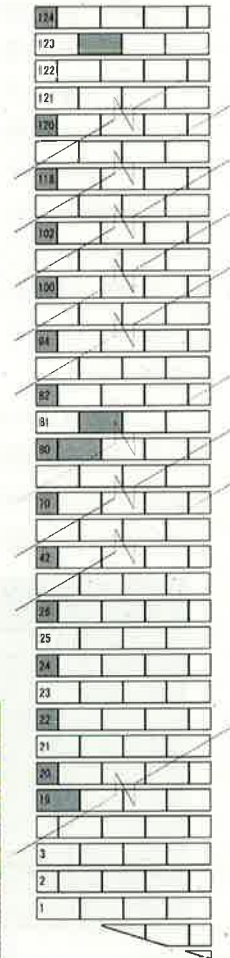
① コンクリート洗出し平板舗装

歩行に支障があるほどではないが、南側園路の低地側などに若干の不陸を生じたものが 18 枚ほどある。

敷き砂の流失などによるものとみられ、一旦取外し、敷き砂を補足のうえ据え直す。この際、砂の流失を防ぐために貧配合の空練りモルタルを用いることも検討される。



傾いている平板



平板に問題のある部分

② 透水性カラー舗装

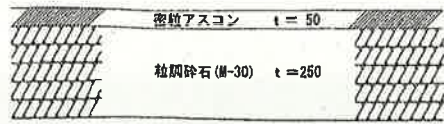
表層材は化粧砂利を固化転圧して表面を洗い出したものとみられる。現状では大半の範囲で表面の砂利が分離しており、利用者がこの砂利で滑りやすいことが問題となっている。

化粧砂利の離脱はあるものの、表層本体は強度を維持している。また、砂利下は土系の色調ではあるが砂利があり、遺跡景観にもよく調和すると思われる。

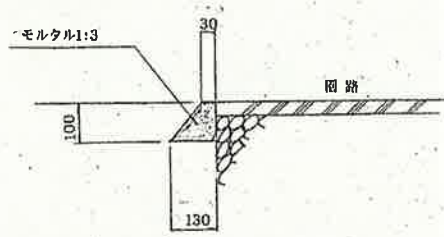
この再整備では、分離した化粧砂利だけを除去して引き続き現状の舗装を利用する。やがて微細な土部分がはがれ、内部の化粧砂利が表れると考えられる。

また、芝の舗装面への進入に対しては、舗装止モルタルの外側に立上りのある芝止め用の見切り材を敷設する（柱位置軒下範囲表示の見切り材に同じ）。

離脱した砂利の除去は再整備後も周期的に必要となる。またやがて表層材の摩滅等により舗装の打ち替えが必要になる時期に至るが、新規舗装に要する費用と、舗装初期に予測される景観上の不調和を考えると、現時点では打ち替えの必要性は低いと考えられる。



透水カラー舗装標準断面図



舗装止断面図



透水カラー舗装 (分離した化粧砂利と表層)



舗装止



舗装止と芝

3-5. その他便益施設

史跡内の管理・便益施設として、車止め（2基）、水飲み（1基）、ベンチ（2基）を確認した。水飲み、車止めには異常は見られない。ベンチについては、座面の板の腐朽・破損がみられた。なお、脚部コンクリート及び鋼材部分は健全とみられる。

ベンチについては、座面の板のみ更新する。

① ベンチ

- ・ 2基とも、脚部は問題なし。座面に汚れ・苔が見られ、端部が一部欠けている。

② 水飲み

- ・ 問題なし。現状はブルーシートで覆われている。

③ 車止め

- ・ 車止 1：問題なし。カラーコーンが設置されている。
- ・ 車止 1：問題なし。パイプガードが設置されている。
- ・ 車止 1：問題なし。



ベンチ



水飲み



車止 1



車止 2



車止 3

4. 案内所便器の水圧確保

現状では案内所に次の数量の便器が設置されており、利用が集中する時期には大便器について水圧不足が問題となっている。

男子便所 : 大1・小2

女子便所 : 大4 (2003 開園時は大2、2006 に大2 増設)

多目的便所 : 大1

現状施設の給水管は 30mm である。また大便器は水道直圧(ダイレクトバルブ式)となっている。

この解決方法として、次のことが考えられる。

① 給水管の新規引込

- ・整備事業後に水道本管が案内所西駐車場付近まで敷設された。この管径は 50mm である。
- ・本管からの引込では同径接続は不可であり、25mm ないし 30mm となる。この場合、現状の 30mm と変わりなく、改善は見込めない。

② 高置貯水タンクの設置

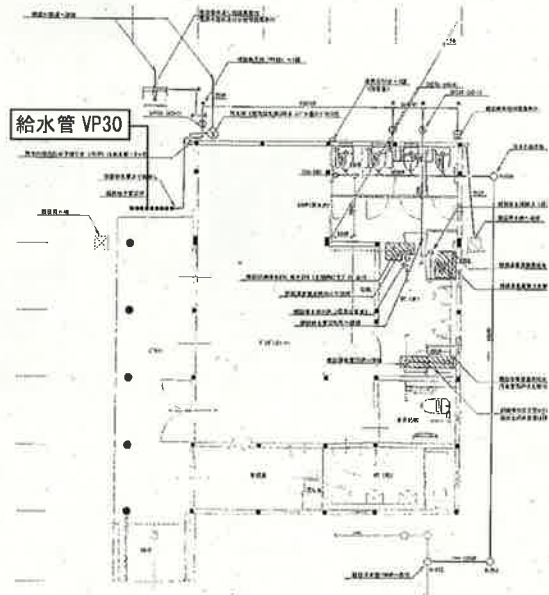
- ・案内所付近にステンレス製等の屋外用貯水タンクを鋼材フレーム等により高置きとする。
- ・必要貯水量は便所の同時使用率により決定する必要があるが、ある程度の大きさとなるので、用地確保や景観上の問題がある。

③ 地下貯水タンク + 加圧ポンプ

- ・駐車場下などに貯水槽を設け、ポンプにより加圧して案内所に供給する。
- ・駐車場の掘削復旧費用に加え、加圧ポンプの費用、動力電源の費用が必要となる。



便器の水圧確保検討模式図 (1/1000)



案内所給排水設備平面図 (増築工事図面)

④ 便器の更新

現状の水道直圧方式では十分な給水（水量・水圧）が必要であり、待ち時間がない利点はあるものの、同時使用の場合水量の不足が生じ十分な洗浄ができないことが生じる。

この便器を小口径給水に対応する器具に更新する。

a. ロータンク式

- ・給水管径の小さい場合に用いられる一般的な便器である。
- ・タンクに給水までの待ち時間は生じるが、洗浄が不足することはない。
- ・安価である。

b. ハイブリッド式

・便器内に小型タンクを内蔵し、水道直圧水とタンクからの加圧水を組み合わせた方式。

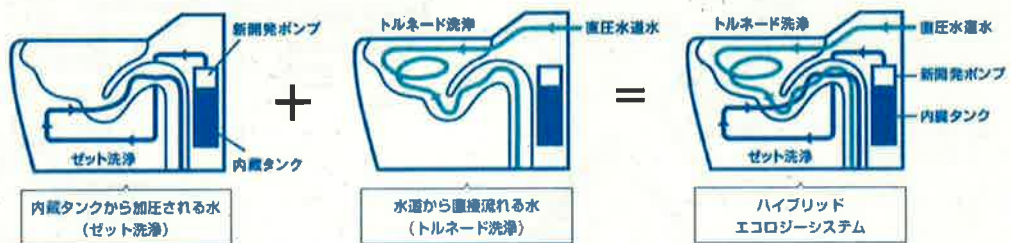
- ・見掛け上はタンクレスであり、待ち時間はロータンク式よりも短い。
- ・ロータンクよりは高価である。



a. ロータンク式便器



b. ハイブリッド式便器



b. ハイブリッド式便器イメージ図（メーカー HP より）

5. 情報発信

平沢官衙遺跡の情報発信のあり方として、インターネットを利用したシステムを新規に導入する。このことは保存活用計画に位置付けているほか、本年7月に実施したアンケート調査においても市民要望の多いものである。

この情報発信はインターネット上に平沢官衙遺跡の専用サイトを設け、随時更新・追加しながら運用していく。提供する情報には次のような項目が考えられる。

- ・ 遺跡の情報 考古学的価値
 現地の表現と連動した遺構解説
 遺物の解説
- ・ 整備の情報 利用案内・アクセス情報
 整備施設の解説（実物大復元建物・遺構表示）
- ・ イベント情報 体験学習の案内
 季節イベントの案内
- ・ 周辺の情報 周辺の文化財や文化施設の案内

また、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）を制作し、スマートフォンやタブレットを利用して、現位置で復元映像を疑似体験できるようなシステムも検討する。



VRの事例（下野薬師寺・栃木県下野市）

利用者が情報を取得する方法として、最も簡便なものはQRコード（二次元バーコード）を端末で読み取って専用サイトにアクセスするものである。

端末は利用者のスマートフォンを利用するほか、案内所でタブレットを貸し出すことも考えられる。

既設の解説板にQRコードを印刷したシールを貼ることや、リーフレットに印刷することなどが考えられる。



QRコードの事例（原の辻遺跡・長崎県壱岐市）

会 議 録

会議の名称		史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会（第2回）		
開催日時		令和3年(2021年)10月12日 開会14:00 閉会15:50		
開催場所		つくば市役所3階 301会議室		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	委員	田中裕、黒田乃生、海野聡、柳原茂男		
	その他	舟橋理（茨城県教育庁文化課） 中田英史、瀬口世津子（有限会社ウッドサークル）		
	事務局	貝塚次長、石橋文化財課長、広瀬同課係長、山本同主務、 久保田同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 再整備の方針について(資料1) (2) 再整備の内容について(資料2)		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議事 4 閉会			

3 議事	<p>(1) 再整備の方針について</p> <p>事務局：資料に基づき説明。</p>
------	--

座長：事務局からの今の説明いただきました内容につきまして御審議をいただきたいと思います。

事務局：前回の会議から、第3章は構成も含めて、1回整理したものをメールでお送りして御意見いただいた上で、さらに修正と書き直しを一部でしています。具体的には、第4章「基本方針」は前回会議では、今の整備の手法が前回案の整備方針にあって、今の基本方針が前回案の基本理念として書かれていましたが、そこを取り違えていた部分もあって、一度整理したものを座員の皆様に送らせていただき、そこからいただいた意見を取り入れています。ですが、基本理念のキャッチフレーズのようなものは、こういう形でよいのかどうか。再整備ということを踏まえて「よりよくしていく」というのが大きな方向ではありますが、ただ言葉として適当かどうかは自信がないので、アイデアもいただければと思います。

座長：全体の章構成ですが、そもそもの目的や、再整備の言わば理屈と言いますか、やらなければならないという根拠をまとめて書く箇所はどこでしょうか。

事務局：この基本計画・基本設計を作成する目的は、第1章・2章のところに入ります。

座長：そうすると、資料2がそれに該当するということでよろしいですか。

事務局：資料2は、実際の設計にも関わる内容ですので、体裁としてはまず目的があって、資料1が来て、その後ろに資料2が付いてくる形になります。資料2はどちらかというと、具体的な整備計画になってくる形です。この資料2「再整備の目的と方針」が、資料1の第4章と整合していないといけない場所になるかと思います。

座長：今回の計画で一番大事なのは、おそらく、文化庁が同意する再整備となり、そして補助金を出せるかどうかという理屈だと思いますので、そのような目的は第4章に書かれるということでもよろしいでしょうか。

事務局：はい。基本的には、第4章に方針があって、多分文化庁で気にされているのはこの部分なのかなと考えております。

座長：そうすると、資料2の最初に書いてある、その目的部分の文章が、第4章にはっきりと書かれた方がよろしいですね。あるいは第1章がどういうふうになっているのかにもよりますが。

事務局：第4章の中で書かれるのが課題を整理した上で、こういう事業をやっていきますという部分、それに対し計画の目的や計画を作るに至った経緯については、第1章に来ます。経年劣化が目立ってきたことについてが契機で、保存活用計画を作って、その中で再整備を位置づけしていったという経緯についても第1章。それで課題を検討した上でこういうことをやっていくというのが、第4章になるかと思います。それで、資料2に関しては、今回コンサルの方で提出していただいたものではありませんが、最初の目的のところはともかくとして整備手法というのが、第5章に直接反映される内容になってくるかと思います。

座長：では、今審議すべきは、第3章「現状と課題」現地の状況と、どういう部分で解決していかなければいけないような部分があるかについて、御審議いただくということですね。では第3章について、御意見お願いいたします。

座員：5ページの遺構変遷図は、最終的にカラーで掲載されるという理解でよろしいですか。

事務局：はい。これはカラーでないと分からないので、カラーになる予定です。

座員：分かりました。どこの時期を整備しているかという根幹に関わる話ですので、分かりやすくしていただければと思います。同じ話で言うと8ページ下部段落「Ⅱ期・Ⅲ期の建物のうち」というところで、ここからのところが今現状の整備の様子が分かる図面というのがこの章には入っていない。ですので、これは図面を入れて、現状はどこがⅡ期、どこがⅢ期でどう表現して、どう遺跡整備をしてきたかということをしちっと説明する上では付加をされた

方がよいのではないのでしょうか。その上で、案内板等について現況の状況をきちんと提示をして、この部分は前提であるということを示された方が、理解がしやすいのではないのでしょうか。

事務局：こちらの整備の状況や現況調査に関しては図がないとやはり全然分かりませんので、こちらはちょっと入れていきたいと思っております。

座長：では、私から。今回、アンケート調査についても別添という形で入れていただいている、そこから抽出された結果をまとめる箇所というのはございますか。

事務局：アンケート調査の部分は、位置的に3章に入ってくるということで、今、便宜上14ページに「※以下作成中」と入れていますが、見学者がこういったように見ているというアンケートの結果のまとめを提示していくことになります。順番として、アンケートが先に来たほうがよいのか、客観的な利用状況の後にアンケートが来た方がよいのか、その辺は書きやすさで、位置が動く可能性はまだあるのかなとは思っています。

座長：御質問はございますか。

座員：今のところにも関わりますが、第3節「4 維持・管理の状況」というのを書かれておりますが、一方9ページ「4 現況調査」で一部、現状の課題に近いところまで挙げています。具体的には、こちらはあくまで現状を本当に事実記載として記すことにして、第3節の方で課題として挙げるという認識でよろしいですか。

事務局：第3章の第2節が史跡等概要で、第3節が公開活用の諸条件の把握ということで、節が分かれているところですが、第2節は、コンサルに調べていただいて、遺跡の傷み具合などの現状調査の状況を客観的にまとめた部分として考えています。第3節の公開の諸条件のところでの維持管理の状況というのが、これまでどこを修理してきたかですとか、そういう経過をまとめる部分にしようとしています。少し重なってしまう部分ももしかしたらある

かもしれませんが、切り分けとしてはそう考えています。

座員：そうなった場合に、ただ現状に戻すだけということではなくて再整備というところの意義付けとして、今、復元建物をどのように継承していくかということは一つの大きな課題になると思います。この課題をどこかにきちんとまとめて記して次の今回の再整備をやる意味や、すでに傷んでいるというのは今回の再整備の条件の一つに入ってくると思いますので、そこはどこかに整理をして入れられるのがよいのではないかなというふうに思います。

事務局：前回の校正後に、それぞれの節のところに入れ込む形で「このような課題がある」というのが、文章として出てきたり出てこなかったりという状況でしたが、今回事実の記載で「史跡等の概要」と「公開活用条件」と並列化する形で「第4節 課題の抽出」という欄を作りました。タイトルの付け方はもう少し検討しますが、ここで利用上の課題・整備の課題・近隣周辺文化財との関係での課題と、3つに分けて、問題点や課題を全部集約して書こうとしています。

座員：分かりました。「第4節 課題の抽出」に現況調査の成果が入ってくるということですね。であれば現況調査のところ、課題についてはそこで記すというふうに書いておいた方が、因果関係としては、分かりやすいのではないかなと思います。

事務局：言葉をもう少し追加していこうと思います。

座長：多少くどくても、入れていただいた方がよろしいと思います。今の論理の構成に関わる話ですが、やはり「どうして再整備をするのか」という理屈に沿って書かれると思います。その点が決まっていないと、書きぶりも変わってしまうということで、前回も議論になったと思います。ちょっと資料1からは離れてしまいますけど、コンサルが作られた資料2冒頭「1-1 目的」の文章の最後のところに、「安全や施設の維持」と来ていますが、おそらくその認識が全体の資料にかなり強く出ていますね。この“維持”という考

え方は、意識としては「より安全を確保して、施設の利用を促す」という気がします。さらにここの文章を借りれば「遺跡の価値を高める、顕在化する」、そして文化財として次の段階へいくという、積極的な、ポジティブな文言を目的にしてそれを全体にちりばめていくようなつもりにはしていただいた方がよろしいと思いますね。現状を把握して「ここが傷んでいます」という指摘をするのも当然ですが、課題のところではそれを維持するのではなくて、利用者に施設をより安全に、気持ちよく、たくさん利用してもらえらるような形での課題を、書き込んでいただきたいと思います。

事務局：おっしゃるとおりで、前回会議の前にリモートで文化庁調査官と協議をした際にも、設備や施設の長寿命化を目指すこと自体は、活用面を重視する中で目指していくべきということを感じました。

座長：私の個人的な考えですが、“施設を安全に使い続けられる”ということは“長寿命化している”ということになると思います。

事務局：“安全”という言葉のほうがよろしいですかね。

座長：そうですね。やはり文化財としての価値をより高めていくような方針を定め、そのために、それぞれの章・節、特にこの場合は、「第4節 課題の抽出」に、出てくるようにお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。

座員：今の計画の中で、これまでの中で史跡整備された建物あるいは柱表示といった、整備されたものが情報発信の機能を果たしてきた部分があったと思います。それに関しては、まず経年によって、その発信力というのは低下してきている。ただ一方でそれを今までやってきたということには十分価値があって、やはり回復させる必要がある、というのが今回の再整備のコアの一つだと思います。それと今回の再整備で今まで整備をしてきた中で足りなかったものだったり、あるいは時代のニーズに応じてだったり、ハード面だけではなくてソフト面かもしれないですが、そういったものを新たに付加することで、再整備でさらに、ある意味夢を作っていくというような、2本立て

になるかと思うのです。で、やはり今、前半の部分で、極端な話を言いますと、コンサルのこれは建造物の修理でよく出てくる話ですが、結局右肩下がりになってしまいうんですね。ただ、遺跡整備は必ずしもそうではなくて、他に別のコンテンツを出していくってことももちろんありますから、その辺を1度、切り分けて文章の中でこれがこっちですよって書くところまではする必要ないと思いますけれども、事務局の側としてはいわゆる前回からの修理修復維持、機能回復というところと、そうではなく新しくやるところ、両面で持たれるとよいのではないのでしょうか。

座長：機能回復はよいことなのではないかと思しますので、機能回復と新たな仕掛けを意識して書き分けていただければと思います。では、次第によりまして再整備の内容について、資料2の御説明をお願いいたします。

(2)

コンサル：資料に基づき説明。

事務局：補足させていただきます。資料2-2を御覧ください。左側に状況、次に、前回の会議の時でコンサルが提案してくれた内容、さらにその横に、この前、メール等でお答えいただいたお話ですとか、会議の時にいただいたお話、さらに岩井調査官からいただいたお話などを入れまして、それに対して、コンサルと打ち合わせて、事務局案としてまとめました。このまとめた案というのが今、資料2で出てきている内容ですが、そのような課程を通過して検討したということで、御参照ください。

座長：ありがとうございます。これを検討するに当たっては、一つは、史跡としての景観ですよね。遺跡としてふさわしい景観であるかどうかということと、安全性、それと費用面でも2点あって、当面すぐにかかる維持費、これを全部天秤にかけて、考えていくということになるかと思います。ここの委員会ではもちろん全部考えますが、やはり専門家としての意見としては景観部分

とか、その発信をする内容とかですねそういったところは、特に重点的にならざるを得ないかと思えます。その意味で柱の表示の仕方というのは大変議論があるところではないかと思えますので、建物のところもありますが、ちょっとこの柱の表示のところについて、ちょっと絞って、お聞きしたいと思えますがいかがでしょうか。では、私が口火で細かいところを一点。今の史跡は昔の面から盛っていますよね。それ下に基礎を作って柱を立てていますが、どのぐらい掘っているのか。現況ではどのぐらいで、今度計画するところはどうなるのでしょうか。

事務局：復元建物がある部分で、おおよそ1m盛っています。外側に行くほど、盛土厚も小さくなっておりませんが、基礎が入っても、少なくとも50～60cmの保護層が取れていますので問題はないかと思えます。

コンサル：17ページに現在の建物平面表示の図面がございますが、今は現場ではほとんど分かりませんが、建物の辺りは盛土面GLから10cm盛ったところを平面表示整備面とし、この整備面から基礎の砕石までが45cmになっています。今回やろうとしているのが18ページの基礎の図面でありまして、整備面は現状を維持した中で、基礎砕石の下までを約50cmで設定しています。なので、当然それ以下に保護層というのが確保されているのがこの当初の図面だと思いますので、それよりは多少5cmぐらい深くはなりますが、遺構に抵触することはないのかなというふうに考えています。

座長：事務局としては、5cm下がっても問題ないという認識でよろしいですかね。分かりました。それでつまり地形上は現況と変わらない形での整備ということですね。御意見ございませんでしょうか。

座員：確認ですが、柱の径350mmですとか、外周柱径200mmですとか、発掘遺構の柱痕跡の大きさと、合致する数字でしょうか。

事務局：今の盛土のことも含めまして、復元整備報告書で触れております。19ページに地形復元ということでの盛土をどのぐらいしたかということと、そ

の次の 20 ページの遺構復元の建物というところで、下の方に柱の太さを検討してこの数字にしたということは書いてあります。とにかく柱の太さが分かる遺構が少なかったものですから、割と近い値はなかなかありませんでした。が、当時の文化庁や指導委員会の指示で統一するのは構わないということだったので一番近い値で統一したのと、製品として出回っているもので一番近い太さを選んだようなことをここに書いてあります。

座員：ありがとうございます。発掘遺構で、柱径を外周柱と支柱で変えているので、やはりこの要素をきちんと表現する目的はきちんと理屈付けされているのであれば、多分その辺りの違いもきちんと丁寧に説明板の説明をしてあげないと、何で違うのかよく分からないです。この高さの差についても同じように説明しないと分からないと思いますので、その辺りも丁寧な説明をしていただければと思います。ついでに高さの話ですが、私の感覚ですが 1 m の柱はかなり高いと思います。私が別にやっている委員会でも、高い方でも 80～70cm、低い方は 40～30cm です。現地で一度、紙筒か何かで検証する機会を設けていただくなりした方がいいのではないかと思います。

事務局：まず高さについて、Ⅱ期とⅢ期の高さを前の整備でも変えていたましたが、それが若干明瞭ではなかったのもっと分かりやすく顕在化したいという思いがまずあります。1 m というのが校倉の床下の高さを意識したということ、そういう時期毎の高さのギャップということが第一で、もう一つは高くしたときにどこまで高くできるかということで、例えば写真を撮ったときに、復元建物に映りが悪くなるだろうかと考えたとき、鉄柵までは高くできるだろうという考えであります。低い方のⅡ期コンクリート柱は、ベンチとして座ったりできるような高さということで考えております。1 m にこだわっているということではありませんが、高いというのもインパクトがあるのかなと事務局とコンサルで相談したときには、悪くないのではないかなという印象は持っています。

コンサル：先ほどお話したとおり議論があったところです。私は総柱建物があつたということの表示としてこの現状復元建物の束柱と同じぐらい、校倉では床面が1.5mぐらいですので、柱としては1.2~1.3mぐらいでどうかということをもまず相談し、それだとさすがに視覚の障害にもなってくるのではないかと、この周りの鉄柵よりは少し低めの1mでどうかということとで御提案した次第です。

事務局：インパクトは出るかと思います。

座長：先程要望がありましたが、模型といいますか、現地で1本でも2本でも軽いもので結構ですから、検討する機会をいただけるとありがたいですね。やはり景観が想像できないと我々も決断できない、というのがあります。私はいろんなところを見ているんですけど、柱表示は、成功していると自信を持って言えるところは、ほとんどないのではないかと、いうぐらい難しいと思います。建物の構造を理解されていない見学者が、柱だけを見て建物を想像できるかというのが本当に難しく、ただ柱の陰に隠れて遊んでいる子供たちがいればむしろ成功だ、くらいの感覚なのです。私も授業で、柱の穴がここにあつてここに柱立ててくるところになりますよ、というのを、絵を描いて順繰りに柱の梁を渡してとかやっていくとようやく分かるという、そういう構造が分からないと単なる建っているものになってしまいます。それをいかに伝えるかです。もし、すぐにそれが伝えられないのであればやはり景観上よい高さとか、そういう決断をするしかないかなと。将来的に、そこに何かVRなどで、いきなりそこに建物が順繰りになっていくようなことを、動画で見せてあげるというのもあるのかもしれないですが、そういうことを今回やらないにしても何かこう想定をして、何か決断できるとよいか、というふうに思います。高さについては、御議論があつたということなので、少し参考に現地での検討の機会をいただきたいと思います。ほかに柱表示等についてなにかありますか。

座員：もう一つ、建物範囲の表示を今回はしないというところですが、多分これも先ほどの話と同じで、建物構造が分からないとどの範囲が建物かというのは、理解していただくのはかなり難しいのではないかと思います。これは、最初の時に勾配を若干変えていっても多分これも現地で気づく人は最初から分かっている人でしょうから、難しいところではありますが、その辺りに何か議論はありましたか。

事務局：こちらもやはり先生方からの御意見でも、一番バリエーションが分かれたところではありますが、建物の輪郭が分かるような整備をしようとしても、結果的に維持していくのがなかなか難しいなど。あまりがっちり作ってしまうと、今度は今ある景観が随分変わってしまうということで、建物の輪郭などを表示はしないと。その代わり建物外柱穴列と束柱の表示の差について、以前の整備でもメリハリは付けていましたが、それがより明確に打ち出すことができますので、建物の輪郭と壁外柱穴列との差というのは、以前の整備よりは明確に生じているのかなと思っています。

座長：ほかにございますか。

座員：先生方の意見と私も同じで、柱表示でこれは格好良い、というのを今まで見たことがありません。むしろ発掘した遺構の方が迫力ありますよね。この案を根底からひっくり返そうという意図は全くありませんが、いろんな場所で柱表示を見ても、全くイメージができないことがあります。ロマンを感じられなかったりしますので、検討の余地があれば、よいかと思います。柱を立てるとなると、先程のように「何でその高さにしたのか」とか「この太さはどうか」という話になってしまいます。そういうことが生じるのであれば、いっそのこと平面表示にするとか、建物の大きさも別の形で表示できると思います。なので、そこをもう少し工夫する余地は、ないのでしょうか。

座長：事務局お願いします。

事務局：まず、柱表示は現地に行った人が、たくさん並んでいる、たくさん建っ

ていたということに気付くという仕掛けであって、それはやはり史跡の本質的な価値にも関わってくることで、分かりやすい何らかの表示は必要かとは思っています。では柱表示だけの史跡というのは分かりにくいと思いますが、この場合は、この柱が建つとああいうふうになるよという、復元建物が近くにありますので、多分解説しながらということであれば、また違った見方はできるかと思えます。では逆に、平面で柱表示しようと思っても、この場合は現実的に芝に覆われてしまうというデメリットがあるのと、柱が立ち並んでいるということに気が付かないで終わってしまう可能性があるのでは、あまり柱表示が目立たない形であるというのも、よろしくないのではないかなと個人的には思います。で、遺跡の遺構表示というのも整備の手法としてあるかと思えますが、この場合は柱を立ち割って掘り切ったものというのが、何箇所かしかないということもあって、例えば遺構自体の深さや大きさを実物で見せたり、かたどって見せたりするというのも正直向いてないと思っております。なので、一番よい方法かどうかというのはもちろん検討が必要かと思えますが、柱表示というのは今考える中では、ベターな方法かなと個人的には思っています。何かうまい工夫があれば、いろいろ御意見いただければと思います。

座長：難しいですね。たくさん柱が示されていけばよいというものでもなく、どの時期を表示するかもあります。私が前回思いついた意見では、昔、この柱に座れたらよいなと思ったので椅子にしたらどうかということをお願いしましたが、二重、三重に利用できるような仕掛けがあると、それはまたよいのかなと思います。私の案に限りませんが、表示を兼ねた上で公園としての価値も高めるようなことができるよよいなと思います。他のところで例えば、移動式の、置くだけの柱表示をやっているところはありますね。それなりに重くて、台風でも動かないものですけども。予算との関係もあると思いますが、その史跡をどのように活用して利用していくのかというところ

ろとの計画と合わせて検討できるとよいなと思います。現状では固定式の案で来ているということですね。ちょっと時間も来ていますので、これは柱表示のやり方を決める期限はありますか。実施設計で、大きく変わるというわけにいかないですね。ある程度どういうものというイメージは共有したい。

事務局：そのとおりですね。基本設計で柱表示の詳細を決めておかないと、実施設計段階で時間がかかります。前回の復元のときがそうで、基本設計であまりはっきり決めてなくて、実施設計の時にかなり時間がかかってしまったので、基本設計のところで、Ⅱ期はこうだ、Ⅲ期はどうだ、とはっきり決めておかないと。その辺りは基本設計でしっかりしておきなさい、と文化庁からも助言を受けています。それで単純に言えば、今年度末までに出来ていればよいわけではあります。ただ概算を出す上では、その材質や高さを決めないと金額が出ませんので、やはりこの秋ではないでしょうか。もう秋ですけど。

座長：そうすると、本日以外でもう1回会議があってそこで決められれば、基本的な方針としては、間に合いますか。それとも本日決めなければなりませんでしょうか。

事務局：本音を言えば、今日決めたかったところではあります。柱表示とかも含めた事業費の概算をいつ固めないといけないかと言うと、もちろん基本設計としては年度末で構わないですが、11月の段階でやらないといけないのが、来年度の当初予算には直接反映しないとしても、市役所の中で大体このぐらいの工事になりますという、その了解を得るための金額を出すことと、後は文化庁に事業費が幾らぐらいだという話はしないといけません。その時に、どこまで整備内容を詰めて検討しているかということは、聴き取られると思います。ですので、費用が動く、動かないというのを含めて、何期の柱表示はこういう形でやりたいという、大まかなイメージは文化庁に伝えた上で、来

年度事業の実施設計に取りかかるというところでも了解を得たいと思います。柱表示の材質や高さの若干の変更ですとかは、文化庁に見直して少しだけ高くなりましたとか低くなりましたというのはこの先あってもよいかと思いますが。それですと、やはり11月半ばくらいでしょうか。

座長：それですと、次回の会議はいつ頃を予定されていますか。

事務局：12月を予定しています。

座長：そうすると、基本的には今日御提案いただいたものをベースにもう決めなくてはならないということですね。

事務局：大きな反対があるかどうかはまず一つです。後は、若干の高さの設計の違いはともかく、材質と基本的な方法というのは、これ以外にないからこういう形がよいのではないかという、ある程度方向性は決めたいところです。あるいは、今日持って帰っていただいて、これから1～2週間で意見を伺って、また事務局に任せていただく形かと思います。

座長：そうですね。スケジュールを考えますと、今、御意見をいただいていかないとと思います。ただ、御提案をいただいたこの形で、具体的にもっといい案を委員の先生にいただいた上で、それが採用できるようであれば、事務局の方で組み込んでいただく、という形でよろしいでしょうか。では、今は柱表示だけで議論しましたので、建物含めて他の点で御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

座員：では、建物の修理のところいくつか確認をさせてください。まず階段の話が一番分かりやすいかと思いますが、これはもう今まで中に入れることができませんでしたが、それはソフト面でクリアをされているという理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい。これが外から覗くための階段であって、なので13ページの左図の階段の、左横から上って右に出て行くのが校倉・板倉用です。主に公開しているのが校倉と板倉ですので、上に手すりがあって、入口の高さまで上が

って、横に並んで、中を覗いて、見学できる。そういう使い方を意図した階段です。なので、中に入れるため用ではなくて、外から覗く用です。

座員：分かりました。出入口から建物内には入らないということですね。それに関してでは了解しました。ただ一方で、市の事業であります、バリアフリーはどうされますか。

事務局：階段を上って見る分には、今のところは正直難しいかと思えます。

座員：それについては、市の関係部署とお話はされていますか。一応話はして、それでも問題ないというお墨付きは、ここで決める話ではないと思えますので、取っておいたほうがよいと思えます。

事務局：小田城跡の整備の時に、例えば土塁へ上がるのに、指導委員会の提案で存の幅の狭い道を整備してスロープ代わりにしましたが、史跡整備の中でバリアフリーをどう考えるかを文化庁に聞いたことがあります、どうしても沿えない部分は出てくると。それはもう仕方がないということで、この見学方法についても、今だってバリアフリーは満たせないですし、今後解決の方法はちょっとない状況ではあります。

事務局：これはやはり検討した方がよいと思えます。計画に抜けていたと感じますので。

座長：できる、できないにしても市が一体として説明できなければならないと思えますので、この教育委員会だけではなくて、それをつかさどる部署にも説明できるようにしておいた方がよろしいのではないかと思います。他にはございますか。

座員：あともう一点、腐朽について、壁に雨染み等が大分入っているってお話ですけれども、ここに関しては、腐朽材であっても耐久性に問題はないという理解ですか。他の部分もですが。ウッドパテ以外の構造的な側面では、特に影響がなく、簡易補修で収まるという認識でよろしいですか。

コンサル：はい。11 ページの部分は基本的な構造軸部ではなくて板だけなので、

強度的には問題ないかと思えます。

座員：板が外れる、という危険性は特にないという認識でよろしいですね。分かりました。後もう一つ、すごく細かい話になってきますが、屋根葺き替えをしたりすると、経年している 20 年間経っている軸部の部分と、葺き替えをしたところで、調和が取れなくなってくると思えます。その辺りに関しては何らかの方法を考えているのか、あるいはもう数年経てば調和がとれるという認識で、特に施さないという認識でしょうか。塗装に関しては、値段にも結構効いてくると思えますが。

コンサル：今の新規取替材にはすべて塗装で考えていますので、浸透性の防腐剤を使用します。

座員：分かりました。

座長：関連して先ほどの説明で、屋根に酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を 3 年ごとに、でしたっけ。

コンサル：酸化亜鉛は含浸させる作業で、それに対してさらに防腐剤を塗布します。防腐剤はどの防腐剤の製品見ても、3 年から 5 年で上塗りしてくれと書いているように永久のものではないので、3 年ごとに塗り替える必要があるかなと思えます。

座長：防腐剤ですね。失礼しました。防腐剤の 3 年ごとの塗布というのは、予算上はもう予定されておられますか。

事務局：数年先の話なので、予算上の予定はしていません。ただ、足場を 1 回 1 回組むと 100 万円ぐらいかかってしまいますけども、高所作業車が入るようになれば、それよりはずっと簡単にできるかと思えますので、やっていくしかないかなと思っています。

座長：はい。ありがとうございます。他にございますか。

事務局：あと、鳥の害の対策として、防鳥ネットを提案させていただいていますが、これも意見が分かれるところかと思えますので、各委員の方々の御意

見をいただければと思います。

座長：防鳥ネットのみで、上にとげとげのようなものも付けないということですよ。確かに、あれは問題かと思いますが、やれることをやるというような案でしょうか。軒の方にはネットを付けないということで、近くに寄るとネットは見えない、という認識でよろしいですか。

事務局：直下では見えないです。もちろん、近くにあつて、網が貼ってあるなどというのは分からないことではないかなと。ただ、特に目立たないかと思いません。

座長：ネットの色合いは何色ですか。

コンサル：複数製品があるようですが、ビニール製のネットがありまして、それは色が複数種類選べます。クリア、アイボリー、ベージュ、グレー、といった種類がありますので、そう目立つようなものにもならないと思います。

座長：その辺は実施設計でということですね。分かりました。ほかに御意見はございますか。

座員：防鳥ネットはぜひやるべきだと思います。今までの耐用年数は茅で20年というのは、今回の60cmの葺き厚で通常きちんと管理すればそこまで多分傷まないと思います。今回の原因というのはある程度の鳥害であると判明している以上、これに対して現実的な対応をされるのがよいかと思えます。

座長：では、ネットに関しては、この方針でということよろしいですか。では私から、高所作業車は、そのまま遺跡の中にずっと入っていても特に問題はないですか。

事務局：何回か入ってもらったことはありますが、よっぽど地面がぬかるんでいる時でしたら問題ありますけど、そうでなければ支障はなかったと思います。

座長：はい。経験上も、それから盛土ですでに保護しているので、できるということですね。では、柱表示に関しては、特に、さらに御意見があればというこ

とで、方針としてはこの方向で、さらに細かいところを詰めていくということにさせていただきたいと思いますが、それで事務局の方は大丈夫でしょうか。

事務局：柱表示についてちょっとお伺いしたいのですが。これは前の復元整備のときも、色々と考えたところではありますけども、その当時他の事例で多かったものとしては、身舎の部分といいますか、側周りの柱の中の部分だけ何らかの形で土を固めるみたいなことをするとか、軒の出を意識したのかどうかは分かりませんが外側をそのように固めるとか、側周りの柱の中心同士をほとんど地面すれすれくらいに低い線で結ぶとか、そのようなものしかなかったです。復元工事をやっている最中に何回か見学をやった時に、ここはこういうふうに地面を固めて、という話をごく一部の人相手にした、ほとんど全員がそれは止めてください、と言われてしまい諦めたというのが一つありました。それから側周りの柱だけを結ぶというのは、建物の広さを出すという意味では分かりやすいかもしれないですけども、高床倉庫で柱の側周りに低くても線を付けることは、何と言いますか、高床倉庫になのにそこに壁があるような認識を、誤解を与えてしまうかもしれないと。それもどうなのかなということもあって、あの時は身舎の周りをタマリユウで囲みましたが、芝があまりにも強くてタマリユウがほぼなくなってしまったので、先ほど課長も申し上げましたけども、要は柱が伸びていけば、ああいう建物になるということが分かるのであれば、建物の範囲をあえて示さなくてもいいかと思います。平沢官衙の場合、建物が並んでいっぱいある、というのもそうですけども、一番の特徴は、みんなバラバラの大きさの建物で梁行の規模が違っているのに、ある建物列のある側柱列の一定方向だけ揃っているということですので、それは何らかの形で示すのが一番かなと思います。ただ中途半端によその敷地に入っていたりとかするので、なかなかそれが列で表し切れてないですが。そういうこともあるので、どうしても建物範囲をきちんと出さなくて

はならないのかどうか、御意見いただきたいなと思います。

座長：スケジュールを考えると、基本はもう御提案いただいたもので、考えていくしかないと思うのですが、さらにアイデアがあればというところですよね。

事務局：もう一つ、先ほど発掘の時のものが出せればという御意見があり、それはどういうものかは分かりませんが、柱の掘り方がありますよね。あれを表現するのはどうかと思い、委員会で出したら、そんなことする必要ないと言われた覚えがあります。多賀城に政庁跡の復元か発掘調査だったかの模型にそういった掘り方とかがしっかり入っている模型があつて、私も感動してこれはよいですねと言ったら、担当の方が全然受けないですよ、と言っていたのを思い出しまして、なかなか難しいなと思います。

座長：発掘現場の迫力というのは、現地で実物の迫力ですよ。なので、なかなか復元したものでは伝わらないというのは、そのとおりだと思うのですが、もしやれるとしたら今回入らなかったARとかVRを現地で、ここではこういう発掘がなされている様子が見られる、といった方が迫力はあると思います。当時の写真がどれだけ使えるか分かりませんが、ですので今の現物での表示はなかなか難しいのではないかと私も思いますので、柱表示、先ほども言いましたように、議論はどうしても出てくるので、何かさらにこう使えるとかですね、そういう方向で、あるいは実施設計段階では、色合いとか、風合いとか、そういうところでの検討はさらにしていただければと思います。加えて、もしアイデアがあればいただいて、場合によっては実施設計に盛り込めるような、例示的な書き方もあり得るかと思いますので、そういう形でちょっとまとめていただきたいと思います。

事務局：柱表示に関してですが、一つは解説板の位置も今回、既存の復元建物の解説板の背面を使って、柱平面表示建物群の解説を付け加えようと思っています。解説の位置も斜面のところがよいか、上に上がったところがⅡ期と

Ⅲ期が見渡せるからよいか、考えたのですが、Ⅱ期とⅢ期が見渡せるという意味では上の平坦部分にあった方がいいだろうし、平坦なところにもう一つ大きい解説板を作ると景観にも影響を与えるだろうしと。それで、既存の解説板の背面があるじゃないかということで位置については提案させてもらっています。ここに平面表示のどういう解説をしていくかで、若干フォローができるのかなと思っています。後、柱表示や建物表示について、皆さんから結構いろいろな意見いただいでいて、まず木に見えた方がいいかどうかということで、これは結構、柱の太さや位置ですとか、遺跡の状況を反映していれば、木にこだわる必要がないのではないかという意見もありまして、今の考えはそれで行っています。

また、ベンチみたいに使えたらよいのではないかという案がありましたが、背もたれを付けてしまうと座る向きが決まってしまうというのがあって、イベントをやるときにはむしろ斜面の下にステージを組んで見下ろすような座り方をしますし、普段は建物の方を見てのどかな風景だねという座り方もするかと思うので、向きが決まってしまうものは難しいかなということで、単にスツール状の座れるようなもので今考えています。

後、今、筑波大学世界遺産学学位プログラムが、市の科学技術振興課のプロジェクトに採択された、実証実験のワークショップがあります。それが平沢官衙遺跡のデータを、まず3次元VRで入れ込んでいく元を作って、そこにいろいろな情報を追加できる、データベース兼VRとして見られるもの兼今後管理していくための台帳みたいな使い方もできるもの、そういうものを提案されて、採択されて、今年度に事業をやっていく状況なのです。その中で、建物があって、遺跡の地下の状況の写真が見られたらよいのではないかというのは、VRの話としても出てきていることです。この建物の現況はこうで、そこをクリックすると当時の遺跡調査の時の写真が出てきたりですとか、追加して解説が出てきたりとか、そういうものが技術的には作れそうだ

などということではあります。なので、もし今後、そういう形での情報の追加というのはできる可能性はあるかと思えます。今はハードとしての柱表示を作っておいて、それを今度さらに情報追加できるようなものが、インターネットなどのコンテンツで克服していく課題なのかなと考えています。

座長：ARやVRを使って、今後、発展性のある活用が期待されているということ的前提に、今、ハードでできることを考えているということですね。ありがとうございます。それで、私は最後にしたいですけども、危惧するのは補助事業で一旦作ってしまうと、いじれなくなるということですね。これは固定式のもので、そうすると不都合が生じて変えたいというともうにっちもさっちも行かなくなってしまうという、その辺はちょっと考慮いただいて、慎重に最終的な決断をしていただきたいと思います。ということで、まだ細かいところの御意見はいただけるはずですので、事務局の方にお寄せいただくとして、その一応期限はどういたしましょうか。

事務局：身舎及び軒の出を含む平面表示の舗装という方法は、もう考えなくて、よろしいですか。

座長：芝が強いでしょう。だから、侵食してしまうんですね。

事務局：かなりがっちりしたものを作らない限りは芝には勝てないと思います。そうすると、かなりイメージが変わるので、それをなしにしたいですし、事業費も今がアップでそれより低くなっていく。柱の高さが低くなっていけば、さらに下がっていくという。

事務局：材質の素材感、それはちょっと今、決められませんが。柱表示でⅡ期、Ⅲ期の建物を表現していく、身舎や建物範囲を舗装や輪郭などで表現しないというところまで決まっていれば、大きくは動かないということで、大丈夫ですかね。柱材の若干の素材の変更があったとしても、大きくは動かないということで。

座長：はい。それに代わるすばらしい案があればということですけども、現

状では難しいかなというふうには思います。ただ、これに関しては、簡単に諦めたくない部分もありますので、とりあえず期限を決めていただきたいと思いますけども。

コンサル：2週間でどうですか。

事務局：10月26日でどうですか。その間で、いただいたアイデアから検討させていただければと思います。

座長：はい。10月26日まで、柱表示だけではなく、他の点についても御意見をいただきたいと思います。ありがとうございました。議事につきましては(3)の説明というのはいかがでしょうか。

事務局：はい。3の再整備事業計画について、「資料3」と次第には書いてありますけれども、すみません、ちょっと間に合わなかったので資料がございません。実はですね、コンサルの方に、大体事業費がどれぐらいかかるかという予算を出していただいて、それを元に事業計画や何年でどういった割り振りでいくというのを検討したかったのですけれども、冒頭で課長が申し上げたように、金額が我々の想定よりかなり高めに出てきておまして、少し検討しないとお出しするのが難しいかなということになりました。次回までに、もう1回検討して、今までは3年間で事業を進めたいと考えていたのですが、かなりの差が出たため状況によっては4年間以上に割り振りを直していかざるをえないかな、というふうにも考えております。

事務局：金額がまだ精査中なので詳細はともかく、かなり開きが出てしまっている状況です。それは整備内容というよりは、積算上の課題ではないのかなというのと、金額が下がらないのであれば、繰り返しになりますが、年次計画を伸ばしていくとかも考えていかなくてはいけないと思います。ですので、金額を精査して文化庁や市の財政部局とも協議しいろいろなところをバランスとって話した上で、また年次計画については考えていきたいと思います。後、年次計画についてもう一つ、来年度もし前倒しでできる工事があればよ

いかと考えておりました、今、工事車両乗り入れのための柵の工事というのは検討の中に入っています。柱表示とかの前倒しは難しいと思いますけども、簡単で仕様が決まりきっているようなものについては、もしかしたら来年の事業を入れ込む可能性がありますので、それは一任いただければと思います。

座長：御質問ありますでしょうか。県の方からございますか。

県文化課：1点だけ、自分は教員出身ですのでどうしても気になってしまうところがありまして、柱表示ですが、子供は高いところを見ると登りたくなくて、高いところに登れば今度飛び降りたくなるということで、あと梯子とか脚立を架けるところもありましたけど、安全性については考えていただければと思います。多分、子供は2mくらいまで平気で上がってしまいますので、すべらない構造ですとか、子供たちの力では掴めない構造とか、後は、柵で安全対策はしないで、いつでもどこでも触れる状況ですよ？安全面も考えていただければとずっと思っていました。

座長：ありがとうございました。それも含めて、精査をしていただきたいと思っています。それでは予定していた議事を終了いたします。事務局にお返しします。

事務局：ありがとうございました。それで次回ですけれども、次回は12月ごろを予定しております。また、調整をメール等でさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。ではこれで第2回、史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(終了 15 : 50)

史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会 第2回会議

～ 次 第 ～

日時：令和3年（2021年）10月12日（火）午後2時00分～

会場：つくば市役所3階 会議室301

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 再整備の方針について（資料1）
- (2) 再整備の内容について（資料2・資料2－2）
- (3) 再整備事業計画について（資料3）

4 閉会

第3章 史跡等の概要および現状と課題

資料 1

第1節 史跡等指定の状況

1 指定告示

名称：平沢官衙遺跡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

官報告示：昭和55年12月4日付け文部省告示第173号

所在地：茨城県筑波郡筑波町大字平沢字平

地番：353番、353番1、354番、355番、356番、356番2、357番、358番、359番、360番、361番、362番、363番、374番、375番3のうち実測287.68㎡、378番、381番1、382番、382番1、383番、384番、385番、386番、387番、388番、389番、389番1 390・394番（合併）、391番、392番、393番、393番2、395番、396番、397番、398番、399番、400番、400番1、401番、401番2、402番、403番、404番、405番、406番、乙406番、407番、408番、409番、410番、411番、412番、413番、414番、415番、416番、417番、418番



指定時の史跡範囲地籍図

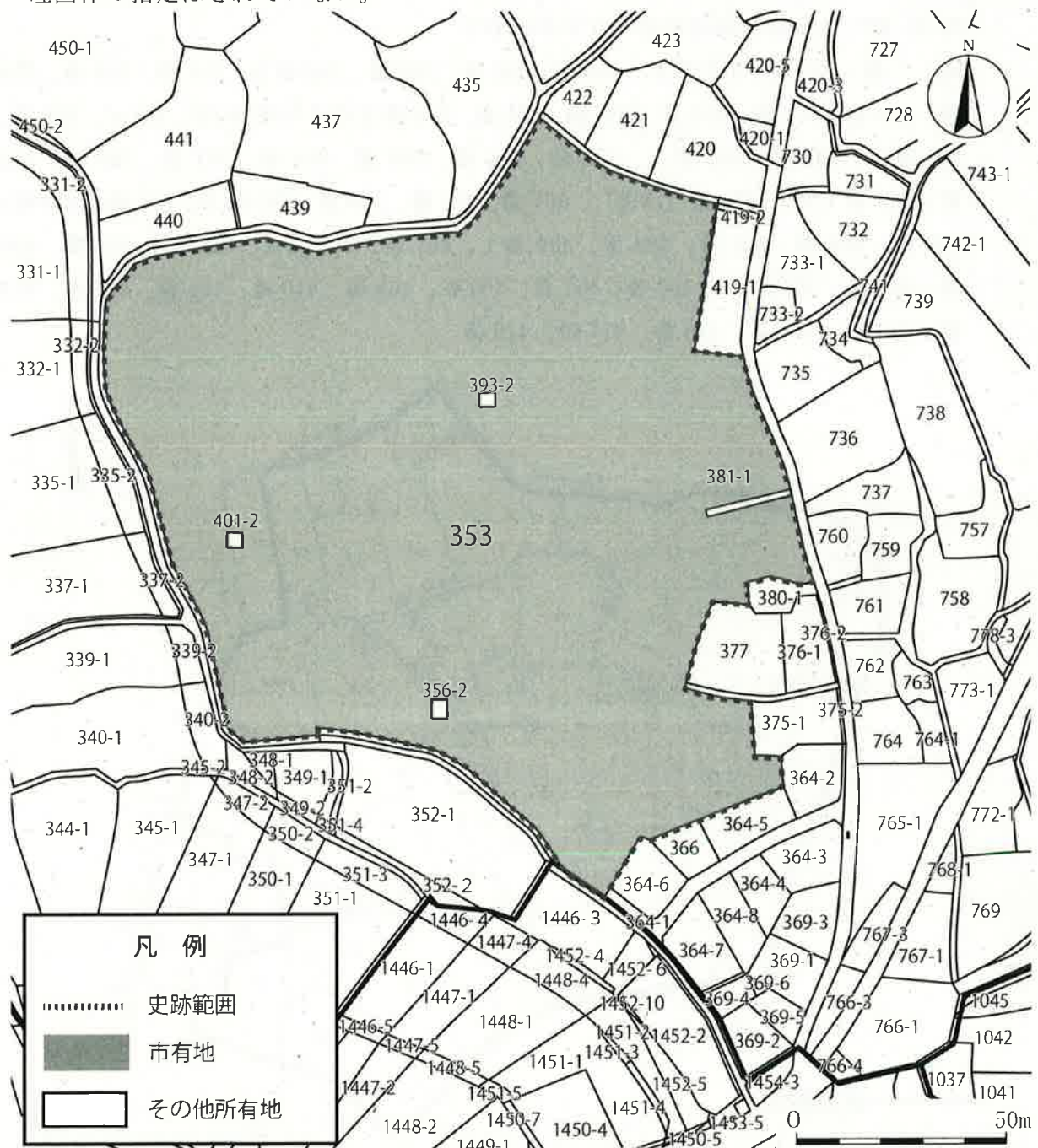
2 指定地の状況

(1) 土地所有の状況

国指定史跡平沢官衙遺跡は、昭和 61 年（1983 年）の合筆及び地籍更正により、国有地の 4 筆を除いて、つくば市大字平沢字平 353 番地に合筆し、面積 32,445 m²となっている。このうち 353 番地の 32,315 m²、指定地の 96%が市の所有地となっており、4 筆 130 m²に財務省の国有地が残っている。

(2) 土地の利用状況

国指定史跡範囲を「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として復元整備し、公開している。管理団体の指定はされていない。



史跡範囲地籍図

第2節 史跡等の概要

1 発掘調査

発掘調査は、調査時期と内容から、昭和50年(1975年)に開始された史跡指定前の県営住宅団地建設に伴う第1期調査、史跡指定後の復元整備事業に伴う第2期調査、史跡外の個人住宅建築に伴う第3期調査の大きく3期に分けている。調査主体は、第1期調査が茨城県、第2・3期調査がつくば市である。なお、すべての出土遺物及び調査記録は、つくば市教育委員会で保管している。

隣接地も含めてこれまでに3期・8次にわたる発掘調査が実施されてきたが、いずれもほぼ郡衙正倉院内での確認調査であり、郡庁その他の要素を考える資料を得るような調査は行われていない。

調査成果については、史跡内で実施した整備に伴う発掘調査と、史跡地周辺で実施した試掘・確認調査に分けて記述する。

(1) 史跡内での調査

① 遺構と遺物の概要

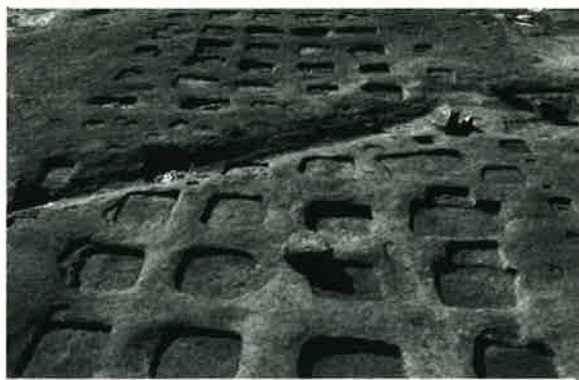
遺跡の中央平坦面を中心に、東西210m、南北150mの範囲内で柵列跡(以下、SAと略記)5列、建物跡(同SB)59棟(特徴は次項で記述)、大・中・小の溝跡各1条(同SD、建物を囲むものや近世以降と思われる攪乱溝は除く)、竪穴住居跡(同SI)25軒、小穴無数等を確認した。

建物跡の種類は、基礎構造別では掘立柱建物跡52棟、礎石建物跡7棟、平面構造別では側柱建物17棟、総柱建物34棟、不明8棟だった。平面形式では側柱建物は規模不明が多いなか桁行6間、梁行3間(6×3間と記す)が4棟と多かった。総柱建物は4×3間、3×3間、3×2間の中規模建物が18棟と多く、桁行5間以上の大型建物も5棟となっている。また、遺跡東側に位置する総柱建物11棟は、身舎まわりに柱穴をもっていた(建物外周柱穴列と呼ぶ)。

これら建物跡は、建物方位が史跡の北西側に位置し磁北にほぼ合う一群(西区)と南東側に位置し約15度振れる一群(東区)に分かれている。一見不規則な建物配置も、各群内でもわずかな方位差で数棟がまとまって平面配置が「L」字形や「コ」字形となるようになっており、きわめて規則的な配置と言える。出土遺物が同時期の建物があり総柱建物に重複が無いことから、方位差があ



調査状況全体空中写真

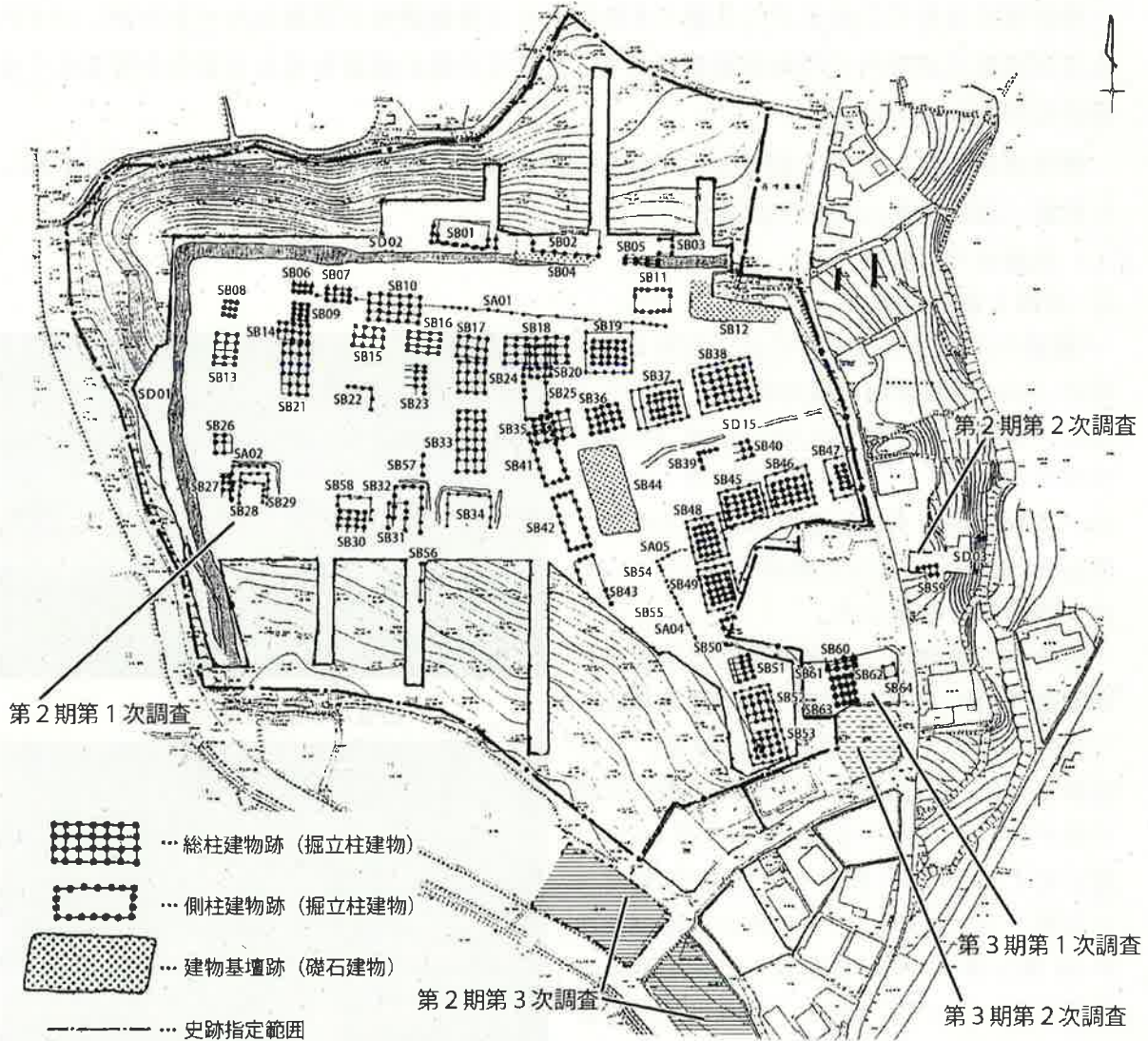


掘立柱建物跡確認状況

りながら併存する建物も多いと考えられる。

大溝跡は西溝 (SD01) 110m、北溝 (SD02) 150mほどを確認したが、両者ともそれぞれ東と南へさらに延びており、台地東端で確認した段差が東法面を削平された大溝と想定できれば西溝との間隔は約 210mとなる。南溝は確認していない。全体的に (古い) 覆土を掘り直して小規模な溝にしていることが確認できた。上述した建物跡の大多数は大溝跡内に配置されているが、北側の SB01~05 はこの溝の上に建っている。

小溝跡は南東側建物群のやや離れた一群同士の間で確認した。柵列跡は北部と南東部で建物跡と重複する形で確認し、いずれも柵列跡の方が古い。竪穴住居跡は古墳時代後期のものが主で、掘立柱建物跡に壊されているものがある。



遺構確認状況模式図 (1 : 2,000)

出土遺物は、遺構覆土・埋土をほとんど掘下げなかったため、少量の土師器、須恵器、瓦、硯、陶磁器、炭化米 (SB01・45 柱掘りかた)、柱材 (SB18 同。タブ材。径 40cm 程) 等となっている。建物跡からの出土量は特に少なく、そのなかでは 8 世紀から 9 世紀前半にかけてのものが多い。



出土土師器・須恵器

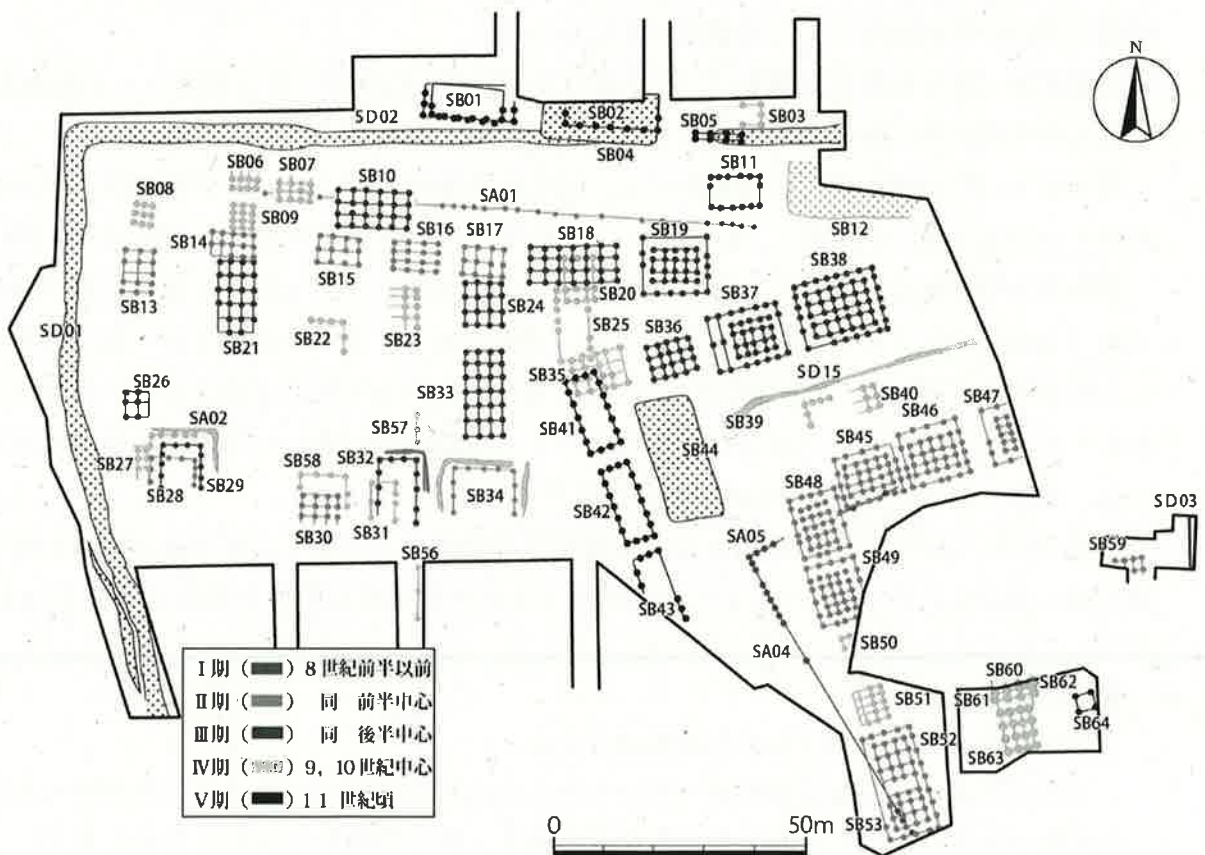
出土タブ材・瓦

出土炭化米

②遺跡の時代と性格

上述のように遺物出土量は少なく、全遺構の年代を明確にするのは困難だが、前述したように同一方位は同時期とし、出土遺物と遺構重複関係から前後関係や年代を想定し以下の5期分類が可能になった。

I期は東区東南に柵列 SA04・05 が作られた時期で、重複関係から8世紀初頭以前と考えられる。他の遺構の有無は不明である。II期は中型建物を主に東区では SB45～49・52・53 などと区画施設の SD15 が、西区では SB13～17・28・30・34 などと同 SA01 が設けられた時期で、8世紀前半に位置付けられる。III期には建物が大規模化し、SB10・11・18・19・21・24・33 (西区) や SB36～38・44 (東区) など建てるとともに、周囲に大溝 (SD01 等) をめぐらしている。時期は8世紀後半が考えられる。IV期はII・III期建物の中に中小規模の建物が作られる時期で、SB06～09・22・23・27・35 (これのみ大規模) ・50・51 などが相当すると思われ、9～10世紀と想定される。V期は長大な側柱建物が、遺跡北部で東西方向に SB01～05、中央で南北方向に SB41～43 などが建てられ、大溝も掘り直



遺構確認状況変遷模式図 (1 : 1,500)

された時期で、11世紀頃に比定される。5期のうち郡衙正倉院として機能したのはⅡ～Ⅳ期で、継続しながら変遷したと考えられる。

平沢官衙遺跡では、一部ながら炭化米の出土例を含む、高床倉庫と想定される総柱建物が中央広場を囲んで規則正しく並び、周囲を大溝が囲むということが最初の調査時から判明しており、周辺の遺跡分布もふまえて、古代律令制下の筑波郡衙正倉院と考えられた。以後の調査では総柱建物が増加するとともに、新たに、事務的用途に使われたとされる側柱建物が多く発見された。正倉院域内に配置される場合（正税帳において）、「倉」（総柱建物）と対比される「屋」という倉庫になるとも想定され、郡衙正倉の平均的なあり方と若干異なる傾向にあるが、これだけ多数の倉庫が中央広場をもちながら整然と並ぶ様は、正税帳に描かれる郡衙正倉院の姿を彷彿とさせる「屋」が多い以外にも、他の遺跡と比べると柱掘りかたや建物に大規模なものが多い、方位が異なる建物群が同時期に併存していたというような個性が平沢官衙遺跡には浮かび上がってくる。

（2）史跡地周辺での調査

○史跡南側（第2期第3次調査）

史跡南側では、平成13年（2001年）度に、整備史跡用の駐車場及び管理棟建設に伴う範囲確認の試掘調査を実施した。道路を挟み東西に分かれており、西側では、溝5条、土坑6基、不明遺構5基、東側では溝4条、土坑3基、不明遺構3基を確認し、瓦、須恵器、土師器を主体に多くの遺物が出土した。

溝は、調査区北側の地形に沿った形で確認されたが、いずれも浅く削平されており、明確に郡衙の区画施設としては確認できなかった。

○史跡東側（第2期第2次調査は（1）史跡内での調査に含める、第3期第1・2次調査）
個人住宅建設等に伴い2か所行っている。

個平成14年（2002年）度の調査では、掘立柱建物跡5棟（60～64号建物跡。全容が判明するのは2棟）を確認し、土師器1・瓦・弥生土器片が少量出土した（第26・29図）。

建物跡の平面構造・形式は、側柱建物2棟（全容判明は1×1間の1棟）、総柱建物2棟（全容判明は3×3間の南北棟1棟）、不明1棟で、全ての建物で桁・梁どちらかの方位が磁北に対し西へ11度程振れている。東区建物群よりは若干磁北に近いとずれがあるため、出土物からの判断ではないもののⅡ・Ⅲ期建物の中に中小規模の建物が作られる、SB61～63をⅣ期、SB64をⅤ期に相当すると考えられる。

平成29年（2017年）度の調査は上記調査地南隣接地で実施し、表土及び現代の盛土層が厚く確認されたことから、近年大幅に削平された後に盛土がなされたと考えられる。

2 資料調査

『常陸国風土記』における古代筑波郡の記述

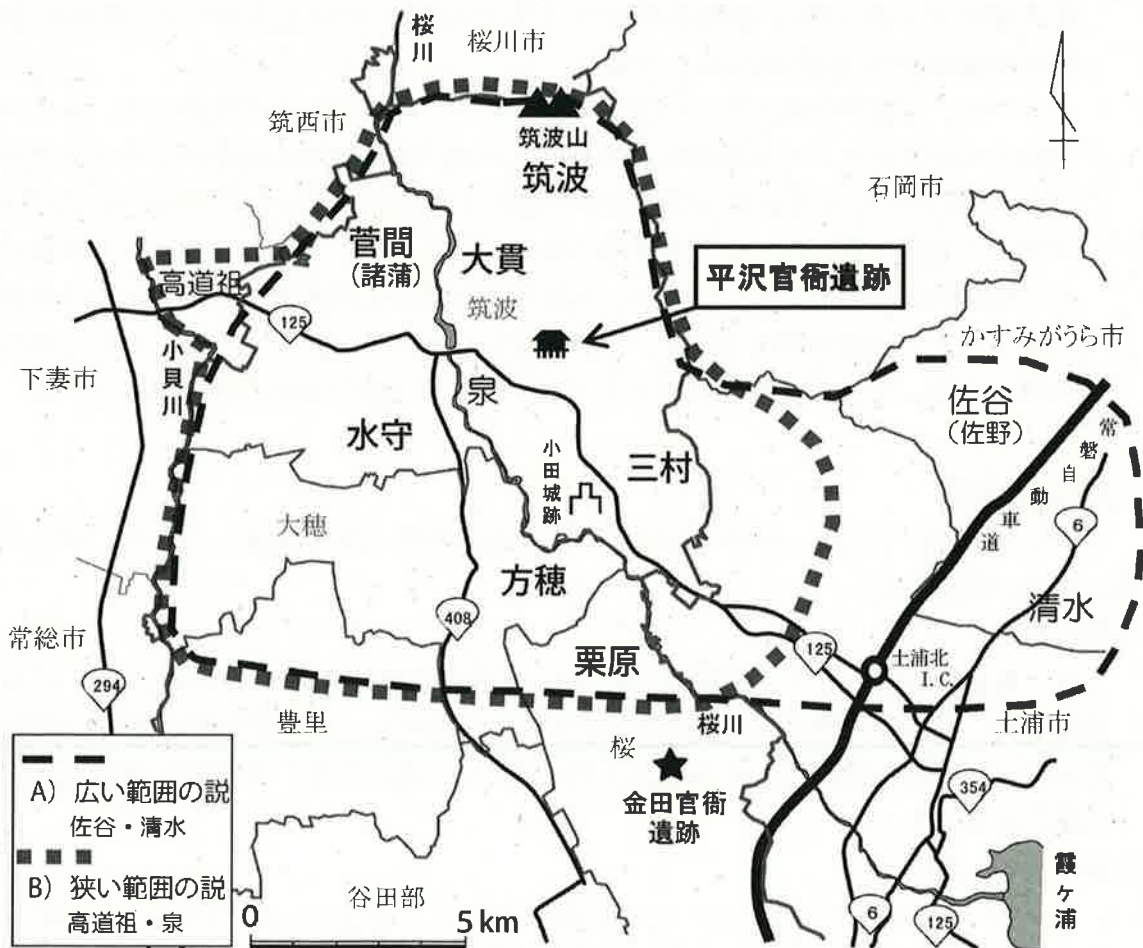
平沢官衙遺跡が郡衙正倉院跡と考えられる古代筑波郡について、『常陸国風土記』の記載が残ることは全国的に見ても貴重であり、その内容についてまとめておく。

『常陸国風土記』は、現存する5つの風土記の一つであり、内容もかなり遺存して

いることから、常陸国だけでなく古代律令制下の地方の様子を知る貴重な史料となっている。『常陸国風土記』における筑波郡（評）の条をみると、以下のことが記載されている。

- ①位置…東は茨城郡、南は河内郡、西は毛野河、北は筑波岳。
- ②地名の由来…元々は紀国と呼ばれていたが、崇神天皇の時に国造として遣わされた筑篁命（つくはのみこと）が、国名に自分の名をつけ後代に伝えたいと言ったことから筑波になった。
- ③富士山との因縁…昔、祖神尊が諸々の神の処へ巡行した際に日暮れとなり宿を請うた時、新嘗祭で断ったため駿河国の福慈岳は絶えず雪が降り登ることができず、宴席を設け敬い拝ったため筑波岳は人々が往来し集まって歌舞飲食することが今でも絶えない。なお、『万葉集』中で一番多く詠まれている山は筑波山である。
- ④燿歌…筑波岳はけわしく高く雲より秀で、西峰は雄神とって登らせないものの、東峰は近くに泉が流れて冬も夏も絶えない。関東諸国の男女が、春の開花時、秋の紅葉時、一緒に山で会食する飲食物を持参し、乗馬や徒歩で登り、遊び楽しんでいる。
- ⑤地理関係…郡の西十里に騰波の江があり、そこから東が筑波郡で、南は毛野河、西と北はともに新治郡、良（北東）方向は白壁郡である。

他郡に比べて地理的な記事が残っておらず、筑波山をのぞくと筑波郡内の地名や



筑波郡範囲想定図

状況は、語られていない。

筑波郡の範囲は、上述の『常陸国風土記』の記載から、自然地形となる北と西は筑波山と鬼怒川か小貝川が境界と理解でき、両者は平沢官衙遺跡が所在する現在のつくば市の北と西の境界にほぼ一致すると思われる一方、郡が境界となる東と南は明瞭でない。全国の郡域史料となっている『和名類聚抄』には、筑波郡に筑波、大貫、水守、三村、栗原、諸蒲（渚蒲）、清水、佐野、方穂の9郷の名が記載されている。論拠の詳細は省くが、筑波郡の範囲についてはおおむね次の2説にまとめられる。

A) 小貝川東の下妻市東端及びつくば市北半（旧筑波・大穂町全域、旧桜村の北端）から、筑波山地を北縁として土浦市西北部（旧新治村から東）、かすみがうら市西部（旧千代田町）までを含む広い範囲の説。

B) 旧新治村を除く土浦市北部や旧千代田町東部は茨城郡に含まれるという狭い範囲の説。

また、筑波郡の条ではないが、『常陸国風土記』の中の建評記事も、地方行政制度の初期における国造ら地方豪族の動向を知る資料として重要である。その内容は、国造が香島評や信太評の設置や多珂評・岩城評の分立を申請し、認められたとする記事で、地方制度の大きな変革期にあっても、国造らの伝統的な地方豪族が、前代に引き続き施政の担い手になっていったことを示している。平沢官衙遺跡の周辺は、前代の主要古墳と郡衙跡とが近距離に所在し、古墳の被葬者と郡司層との関係を示すと考えられる材料もあるため、建評記事の内容が検証できる事例となりうる。

その他、『常陸国風土記』の記載ではないが、郡司層の人名関係では、東大寺正倉院に保管されていた筑波郡から貢納された調・庸布に残る墨書のなかに天平宝字2年（758年）の年号と郡司（副擬少？領）丈部直佐弥万呂の名や同7年（763年）の年号と郡司（擬主帳）中臣部広敷の名が見られる。さらに、孝謙天皇の信任が厚く、竹波命婦とも呼ばれたらしいことが平城宮跡出土の木簡から知られる壬生宿禰小家主（女）は筑波郡司の娘で、当初采女として宮中に仕え、その中でも一等高い掌膳になる。一方で、神護景雲2年（768年）には律令国造の職も賜っている。

3 整備の状況

平成9年（1999年）度～14年（2002年）度に復元整備工事を実施し、15年（2003年）度に正式に開園した。

①柱位置表示

Ⅱ・Ⅲ期の建物のうち、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟を表示した。掘立柱建物は、直径35cmのタモ材を使用し、高さをⅡ期は20cm、Ⅲ期は45cmとした。礎石建物は、10cm程盛上げて明示し、散在していた実物の礎石を任意の位置に設置した。

②実物大復元建物

大溝跡の造られた時期である第Ⅲ期の中から、調査による資料性、遺構の位置・配置を考慮してSB18（土倉（双倉）（復元2号建物））、19（校倉（同1号建物））、33（板倉（同3号建物））を原寸大模型として復元した。建築基準法の関

係で、実物大復元建物は見学者を入れることができない施設になっている

③ 説明板

総合説明板は、来園者の主導線となる案内所駐車場に1か所1基を、実物大復元建物説明板は、3棟分のもの1基を、建物群から少し離れた位置に設置した。柱位置表示の説明板は、建物毎に1基を地面と同じ高さで設置している。

④案内所

当初 66.3 m²であったものを、平成 17 年（2004 年）に 86.1 m²に増築している。

- ・面積：86.1 m²（建築面積）。延床面積 72.8 m²＋ピロティ（下屋）面積 13.3 m²
- ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺（芯木なし）。外壁は杉縁甲板。
- ・内部：管理人室 6.6 m²、ガイドンスコーナー 33.6 m²（増築前 23.7 m²）、トイレ（男・女・多目的）32.6 m²（同 22.7 m²）。倉庫は屋外にプレハブを設置。
- ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。

⑤便益設備その他

○防犯・防火設備

各実物大復元建物へ避雷針を直接設置した。また、建物群の防犯・防火対策として、施錠できるように門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置し、消火器も設置した。

○植栽

史跡境界の柵の代わりに、南面にハギを、他 3 面にネズミモチを 2 列で囲った。既存宅地との境には目隠しとして高木のシラカシを植えたが、その他の高木は、地下遺構への根の影響を避け、史跡内の見通しを優先させることから本数を少なくした。

○園路

遺構表示ではないので現代風に設置し、史跡平坦面は透水性カラー舗装、斜面は雨水の通り道にならないよう、洗出平板と芝を組み合わせたものとした。

○休憩施設 ベンチと水飲み場を実物大復元建物が見やすい史跡の端に設置した。

○排水

盛土内には透水管を設置し、表流水や復元大溝の水も含めて、地元の土地改良区と協議のうえ、流末を史跡南西外の柵や道路側溝につなげた。南側は、水田に流出しないよう、1 m 弱の土堤状に盛り上げて、調整池も兼ねるようにした。

4 現況調査

本計画を作成するに当たり、歴史ひろばの現況調査を実施した。ここでは、概要を示し詳細な調査報告は、本計画の付属資料として添付した。

①柱位置表示

当初の表示材は全て腐朽・遺失し、竹材で代用している。柱位置表示を固定していたボルトの一部に傾きやぐらつきなどある。また、軒下範囲を表示していたタマリユウや芝生と区画した畝畔シートは全て遺失しており、すべて芝により浸食されている。

②実物大復元建物

いずれも、基本的な構造材に痛みはなく、一部北側の束柱や壁にコケやカビの付着がみられる程度である。基礎部分も痛みはないが、コンクリートを固めた基礎の化粧砂は全てはがれているものの、長年の風化で落ち着いてきている。

屋根材については、萱屋根・板屋根ともに痛みが激しく、特にクレ板を葺いた板倉の屋根は、板押さえも含めて腐朽し、部分的に脱落している。その他の材も特に木口部分での腐朽が著しい。また、見学用に設置していた階段は、4基のうち2基が腐朽し撤去している。

③ 説明板

総合説明板・建物説明板・遺跡名称板は、説明板部分での問題はない。構造材の木部の一部に塗料のはげや、コケ・カビの付着、埋木の欠失などがあるが、比較的良好である。名称標識にも問題はなく、一部芝の繁茂による埋没しているのみである。遺構説明板は、磁器板を平面に近く設置したため、草刈り機等による部分的な欠失はあるものの、文章や図版の欠失は極一部で、内容が不明になるほどではなく、そのままの使用は可能である。

④案内所

案内所内の手洗所で利用が集中した場合に、水圧が低下する。

⑤便益設備その他

○防犯・防火設備

鉄柵は、部分的に錆が出ているものの、状態は比較的良好である。

○園路

平面の透水性カラー舗装は、砂利が分離し、利用者が砂利で滑りやすい状況である。また法面のコンクリート洗出し平板舗装は、谷側に若干の不陸を生じたものがある。

5 近隣・周辺地域の文化財

(1) 近隣地域

平沢・北条地区は、古代から中世初期には常陸国内で有数の中心地であり、中世から近世・近代ではこの地域での拠点の一つであった。以下では本遺跡の周辺を(a)平沢地区、(b)中台地区(行政区会では北条地区に含まれるが、史跡(遺跡・官衙)の隣接地でありほぼ独立した台地となるため同地区と分けて考える)(c)山口地区、(d)北条地区の4地区に分け、遺跡や文化財を解説する。

(a) 平沢地区

平沢官衙遺跡が所在する独立した台地からその北側の丘陵までの範囲で、筑波郡の郡衙正倉院である本史跡を中心に、前代の筑波国造との関係が考えられる平沢古墳群や、16世紀末期頃のものとされる石造六角地蔵宝幢が位置し、郡衙関連施設の候補地の一つとされている丘陵裾の平坦部を含んでいる。

○平沢古墳群

横穴式石室をもつ古墳5基が確認されており、1号墳の佐都ヶ岩屋古墳は市指定史跡で、東西35m、南北25mの方墳である。埋葬主体部は変成岩の巨大な板石を組んで構築された、全長7.7m、最大幅5.4mのT字型平面の横穴式石室である。また、3号墳では、側壁倒壊に伴って平成19年(2007年)に茨城大学が一部の発掘調査を実施し、一辺19mの方墳と判明した。石室の前面からは、古墳にかかわる鉄鏃や須恵器の長頸瓶のほか、8世紀初め頃の火葬墓に使用された須恵器の壺と蓋に使われた坏が出土している。

これらの古墳の構築時期は古墳時代終末期の7世紀中葉頃と考えられ、1号墳は同時期の筑波山麓で最大級であることから、筑波国造の墓と推測されることも多い。また、当時有力者層に限り広まった火葬が行われ3号墳に追葬されていることも、筑波国造の系譜を引くと考えられる筑波郡司との関係を想起させる。

(b) 中台地区

平沢官衙遺跡西側の台地上に、北条中台古墳群、北条中台遺跡、北条中台廃寺などの古墳群や集落・寺院跡があり、これらは範囲が重なることから北条中台遺跡群と呼ぶこともある。北条中台遺跡群は、平沢官衙遺跡の前の時代の古墳や同時代の集落、廃寺が存在することから、本遺跡と密接に関係した遺跡群と言え、この地区内の台地上平坦部も郡衙関連施設の候補地とされている。

○北条中台遺跡

平沢官衙遺跡の西500mの台地上ほぼ全面に所在する旧石器時代から近世までの複合遺跡で、そのかなりの部分が大規模住宅地開発に伴い平成3・4年(1991・92年)に県教育財団によって記録保存の発掘調査がなされている。主な確認遺構は、縄文時代中期の竪穴住居跡や袋状土坑、古墳・奈良・平安時代の竪穴住居跡等で、竪穴住居跡は縄文時代36軒、弥生時代10軒、古墳時代100軒、奈良時代・平安時代131軒であった。特徴的な遺物として古代の墨書土器や灰釉陶器が認められるほか、10世紀中～後葉の土坑から出土した鉄素材である鉄鋌も注目される。

○北条中台古墳群

北条中台遺跡と重複して中台の台地中央から西側に所在する、古墳時代後期から終末期の古墳群で、現存が確認できるのは1号墳1基のみである。1号墳は、墳丘は削平されて遺存しないが、変成岩の巨大な板石を組んで構築された横穴式石室が露出している。上述した県教育財団の調査では、その他に前方後円墳3基、帆立貝式古墳2基、円墳44基、不明16基の計65基が確認された。埋葬施設からは、装飾大刀や鉄鏃などの武器、鞍金具や馬鈴などの馬具、耳環や勾玉などの装身具が出土した。埴輪には希少な表現である頭に鳥を付けた盾持埴輪も認められる。

○北条中台廃寺

北条中台遺跡と重複して中台の台地東側に所在している。古代の瓦片が多く散布している。かつては基壇上の高まりや礎石などが残存していたとされるが、現況では確認できず、

位置も不詳である。住宅地開発の事前確認調査では寺院跡と明確にできなかったが重要な遺跡であることが予見されたため、開発区域からは外されている。ただし、先述の県教育財団による北条中台遺跡の記録保存調査でも瓦片や須恵器製の相輪が出土しており、この廃寺に関わるものと考えられる。また、台地の西端では石造露盤とされる石造品も現存している。寺院的遺構が未発見なものの、郡衙近隣に所在することが多い（郡寺と呼ばれることもある）寺院跡となり得る。

(c) 山口地区

平沢官衙遺跡東側の低地から宝篋山西側斜面部までの範囲で、宝篋山西側斜面部には6・7世紀の古墳群が所在し、低地には小堤と思われる遺構が存在し条里地割があった可能性が指摘されている。

○山口古墳群

山口から小和田にかけての宝篋山西麓には、古墳時代後期・終末期の古墳が散在する。これらのうち山口1号墳・2号墳は、花こう岩を主とした乱石積みで構築された横穴式石室であり、石室の形態も畿内の影響を受けたものである点で、県南地域においても異色である。

(d) 北条地区

平沢官衙遺跡の西側に所在する標高129.4mの城山からその南側に連なる低位段丘面までの範囲で、平安時代後期から中世初期に常陸平氏の本宗である多気氏の本拠地となり、近世には在郷町として発展、その後も筑波山麓地域の中心として栄えた。

○日向廃寺跡

北条市街地の北側で、城山の南麓に位置する。市指定文化財（史跡）で、平成元年（1989年）に復元整備を行って公開している。昭和54・55年（1979・80年）の筑波大学による発掘調査で東西三間、南北四間の中央堂に翼廊がつく建物が確認されており、形状から阿弥陀堂と推測されている。

また、火災後に廃棄された瓦が多量に出土しており、瓦当文様や製作技法から12世紀後半頃のものとなる。常陸平氏本宗の多気氏が創建したと推測される。

○石造五輪塔（多気太郎様）

日向廃寺跡の南西約300mに所在する。反りの弱い火輪や丸みの弱い水輪の造作は、小田三村山極楽寺跡所在の石造五輪塔より古い、鎌倉時代前半の特徴と考えられている。この五輪塔には、建久4年（1193年）年に没落した多気氏末代、多気義幹の墓という伝承がある。

○多気城跡

北条の市街地北側の城山に築かれた大規模な山城跡。現在残る城郭遺構は16世紀後半頃のもので、天正7年（1579年）に「北条嶽山再興」という記録もあることから、佐竹氏が後北条氏の侵攻に対抗して大規模に改修したものと考えられる。また、この山は常陸平氏の本宗多気氏が八田氏（小田氏）と争った建久の政変に際して立て籠もった「多気山城」

（『吾妻鏡』）ともされているが、これまでの発掘調査では鎌倉時代の出土遺物は確認されていない。

○その他石造物

八坂神社の社殿西側に立つ石造五輪塔（県指定文化財 工芸品）は、塔解体時に、経筒が納入されていたことから、聖道慶が天文6年（1537年）に大乘妙典（法華経）奉納のために造立したことがわかる。

北条日向廃寺跡の南東に位置する毘沙門天種子板碑（市指定文化財 工芸品）は、高さ170cm、幅82cmの変成岩製で、碑面中央に大きく毘沙門天の種子であるベイシラマンダヤを、その上に宝塔を刻んでいる。鎌倉時代の製作と推定されている。

○北条の国登録有形文化財建造物

土浦方面と下妻・真壁方面を結ぶ街道に沿って、近世の在郷町から発展した古い街並みが続いている。近世・近代の古建築も一部に残っており、そのうち宮本家住宅店蔵ほか、旧矢中家住宅主屋ほか、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、旧常陸北条郵便局の4件、計16棟・1基が国の登録有形文化財となっている。

（2）周辺地域

平沢官衙遺跡の南南東3kmに小田城跡、同じく南南東9kmに金田官衙遺跡と3つの国指定史跡が所在している。

このうち金田官衙遺跡は、古代河内郡衙の推定地で、平沢官衙遺跡と同質の遺跡であり、同一市内に2つの国指定の郡衙遺跡があることは非常に珍しい。しかし金田官衙遺跡は、正倉院以外の郡衙を構成する建物群跡や、同時期の寺院である東岡九重廃寺も合わせて国指定史跡となっている一方で、正倉院は桜中学校があるために全容が不明な点は、平沢官衙遺跡とは異なっている。

時代が異なる中世の小田城跡は、本丸跡とその周辺の4万2千㎡を復元整備し、整備地に近い旧常陸小田駅跡にガイド施設として案内所と駐車場を設置、平成28年（2016年）4月に「小田城跡歴史ひろば」として開園している。小田城跡では史跡整備地内だけでなく、平沢官衙遺跡を含めた周辺文化財の説明板、案内板も設置している。また、小田城跡北側の宝篋山は、地元小田地区の有志が登山道を整備したことで、観光客が増加している。その南麓には奈良西大寺の高僧忍性が10年間止住した三村山極楽寺跡遺跡群があり、多数の石造物が見学できるなど、歴史的な見どころも多い。

第3節 史跡等の公開活用の諸条件の把握

1 アンケート調査

本計画を作成するに当たり、歴史ひろばの利用者と市ウェブサイトの閲覧者を対象に、アンケート調査を実施した。ここでは、概要を示し詳細な調査報告は、本計画の付

属資料として添付した。

※、以下作成中。

2 見学利用の状況

- 見学者は、開園以来増加してきたが、ここ数年はおよそ毎年5万人前後である。見学の目的は、アンケート結果によると、ウォーキングなど散策、歴史や文化財の学習の利用者が多く、やや観光が少ない状況である。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
利用者数	29,466	21,578	25,184	28,480	37,688	31,440	52,317	39,498	37,167
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数	49,358	39,080	45,079	55,051	51,346	52,478	46,508	50,689	35,722

※催事の参加人数の加算の有無によりやや増減がある。

- 見学者への説明対応については、簡単なものは管理員が、専門的な説明対応は依頼を受けて市文化財専門員が、それぞれ行っている。説明団体数は表の通りで、年間10～20件の間で推移し、市内を中心とした小学校と生涯学習の団体が主体であるが、市内の大半の小中学校（平成15年度■校、令和2年度45校）は見学できていない状況である

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
説明団体	22	29	21	11	17	13	15	12	15
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
説明団体	9	12	17	14	13	22	14	13	3

3 活用利用の状況

- 平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、史跡の存在とその良さを周知するためのイベントを、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムと協力をしながら、四季毎に年4回行っている。また、実物大復元建物から南へ緩やかに傾斜する地形は、天然の劇場としてコンサートなどにも活用されている。
- 平成27年（2015年）度から生涯学習推進課が行っている、市内の研究施設等を巡ってのスタンプラリーである「ちびっ子博士事業」での見学対象施設となっており、例年暑さで落ち込んでいた夏季の来場者数が実施前に比べて3千人以上増加している。そのほか市文化芸術課が協力する美術展「アートセッション」や、同スポーツ振興課が協力する自転車ヒルクライム大会「ツールド・つくば」のスタート会場などとしても、活用されている。
- 平成28年（2016年）の筑波山地域ジオパーク（つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市）の日本ジオパーク認定に際して、平沢官衙遺跡はジオパークの見どころの一つとして位置付けられた。平沢官衙遺跡では、筑波山地域の主要な石材（斑れい岩、花こう岩、変成岩）すべてを礎石に使用しており、地元

の石材をうまく利用した例として貴重なみどころにもなっている。

- つくば霞ヶ浦りんりんロードは、令和元年（2019年）11月に国がサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために指定するナショナルサイクルルートにもなっている。平沢官衙遺跡歴史ひろばはその沿線に近く、官衙北側の山を越える不動峠も人気であることから、サイクリストの利用が多い観光ルートとしても注目されている。

4 維持・管理の状況

整備工事後に約20年間が経過し、部分的な修繕や改善をしつつ、維持管理をしてきた。その状況を以下に示す。

①柱位置表示

整備後、■年程で柱に割れが入り、■年の頃ほぼ朽ちてなくなった。ボルト部分が露出して危ないためロープで囲い立入禁止にしていたが、見栄えも悪いため竹を被せて仮修復を実施した。その後、竹も朽ちたため令和元年（2019年）度に竹の交換を行った。

②実物大復元建物

平成20年（2008年）度に、前年の台風により破損した土倉棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺替え、南半分の差し茅を行った。また、令和2年（2020年）度にも、春の強風により土倉の棟部分が壊れ内部の銅板などが脱落し、これの応急措置と一部差し茅を行った。

平成20年（2008年）度の修理の際には、工事と合わせて実物大復元建物の状況調査を行い、板倉の屋根の痛みが進んでいることや、校倉についても部材の差し替えが指摘されていた。板倉・校倉では完成後およそ20年後になる2020年には全面葺き替えが、土倉では10年後の2018年での南側の全面葺き替えと北側での差し茅が提案されていた。

③説明板

■年に実物大復元建物の内部状況の説明のため、見学用の階段に説明板を追加した。

④案内所

平成17年（2004年）に86.1㎡に増築し、女性手洗所の便器を2基から5基に増やし、ダイレクトバルブのものに置き換えた。その後もエアコン、便器などの交換、風除室の追加や雨水排水のための溝設置工事など、その都度不具合箇所の改修を行った。

⑤便益設備その他

○防犯・防火設備

鉄柵は、■年度に塗り替えを行っており、その後は部分的な塗装の補修をしてきた。

○植栽

史跡西側の桜が枯れたことで一部を伐採、その後は景観維持もあり植樹の追加は行っていない。

○園路

開園数年で芝による浸食を受けたことから、モルタルにより舗装止めを追加したものの、芝の浸食は止められていない。

5 周辺の文化財の活用状況

平沢官衙遺跡の近隣地域には、平沢官衙遺跡の本質的価値とも関連する古墳や寺院跡など遺跡や文化財が散在しているが、調査も限定的であり郡衙関連施設も含めて全体像が不明な部分が多い。また、平沢官衙遺跡の当初整備後に得られた新知見もあるが、当然ながら整備内容には反映されておらず、その後の活用でも十分な関連付けはなされていない。周辺の文化財については、復元整備した日向廃寺跡や説明板のある指定文化財の石造物などを散策できるよう、観光推進課により北条・平沢フットパスで、マップと案内道標が用意されているが、まだ広く普及はしておらず、平沢官衙遺跡から周辺への案内も不十分といえる。

整備された国史跡小田城跡は、平沢官衙遺跡から自動車でも10分程と近く、また公共交通機関でもつくば駅からのつくバス、土浦駅からの関東鉄道バス、ともに同一路線に位置しているだけでなく、つくば霞ヶ浦りんりんロードからもアクセス可能な場所である。小田城跡には、徒歩などで行ける範囲での周辺の石造物や文化財を案内した説明板だけでなく、筑波山麓地域の文化財を紹介した説明板もある。

金田官衙遺跡は、現在公有化を進めている段階で、簡単なパンフレットは作成しているものの、説明板などの設置は行われていない。

第4節 課題の抽出

1 利用上の課題

- 小中学校の見学については、広い市域に文化財展示施設などが5館分散していることや、市所有のバスの台数が限られているため、市内全ての小中学校（45校）が見学できる状況にはなっていない。また、近隣の博物館などが行っている見学以外の体験メニューなどの付加価値がないことも見学が増えない要因と考えられる。
- 説明依頼への対応は、文化財課職員のみでは限界があり、その他の文化財展示施設で実施している職員とともに対応するボランティアの育成が必要となっている。
- 史跡の価値を伝える学術的なイベントについては、実物大復元建物の扉を開けて建物などの説明を行う、年間で10日間ほどの特別開扉以外にあまり行っていないため、説明会や講座、シンポジウムなどをより積極的に開催していくことも課題となる。

2 整備の課題

平成15年（2003年）に開園した「平沢官衙遺跡歴史ひろば」について、整備、維

持・管理、現況を見てきたが、それらに関連する課題として整理しておく。なお、案内所についても課題はあるが、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』でも中・長期の課題とされていることから、今回の再整備対象からは、除外している。

①柱位置表示

整備当初は、平沢官衙遺跡の本質的価値である建物が立ち並ぶ状況を表現できていたと評価される。しかし、早く朽ちてしまったため長期にわたって価値を伝えることができていなかったため、素材の見直しが課題となる。また、実物大復元建物の存在感が大きすぎてあまり目立っていないことや、25 cmの高さの差で示したⅡ期・Ⅲ期の建物の時期の違いにわかりにくさがあることは難点であり、表現の工夫が課題である。

②実物大復元建物

復元建物はその工法や素材を含めて、古代の正倉のあり方を実物大でよく体感できることから、本史跡の魅力を大いに高めてきた実績がある。一方で、屋根を主とした経年劣化が進み、建物全体の維持や見学者の安全確保への悪影響が危惧される。大規模な修理が必要であるとともに、耐久性を高めるための改修や、定期・周期的な点検や小修繕、大規模修理の方針を検討する必要がある。

③ 説明板

総合案内板と復元建物説明板は、板面の劣化もなく良好に維持できており、改修の必要性は少ない。柱位置表示で表現した建物毎に設置した説明板は、景観を重視して地面と同じ高さで水平に設置したため、見学者が見つけにくいという問題がある。解説板の体系の中で、柱位置表示で示した建物群をどのように見学者に説明していくかが検討課題となる。また、板面の劣化は少ないものの、板面の端に草刈りの影響と思われる小さな欠損が生じており、保護のための対策が必要である。

また、説明板の表記が日本語のみであるため、多言語化への対応も課題となる。

④便益設備その他

○防犯・防火設備

当初の整備では、柱位置表示の配置との関係から車両の進入路が確保できないことから、復元建物周囲の柵に作業車両等の出入口設置を断念したが、維持管理に支障をきたす場合があるため、再検討が必要である。

○植栽

日陰のくつろげる場所が少ないことは見学に際しての難点といえるが、当初の整備で高木植栽を少なくして見通しを良くしたためでもある。景観や遺構保護も考え合わせて、解決策の有無を探ることが課題である。

○園路

透水性カラー舗装は、表面の砂利がはがれて路面に浮いてしまったため歩きにくくなっていること、両端から芝の浸食があることが問題点である一方、表面以下には舗装の劣化が及んでいないため、継続した使用も可能である。今後の経年劣化の時期を

考え合わせた対策を検討することが課題である。

、斜面部のコンクリート洗出し平板舗装は、遠目からは隙間の芝が平板を隠すように見え、自然な景観をもたらすことに貢献しており、改変の必要性は感じられない。ただし、数か所で不陸が生じているため、修理が必要である。

○排水

史跡内の排水は史跡外の南西隅の柵に集まるが、その先の水路が詰まりやすく、大雨の際に溢れることがあるため、現在も年1回の清掃を市が行っている。史跡整備での解決は難しいが、維持管理上の課題といえる。

3 近隣・周辺文化財との関係での課題

平沢官衙遺跡の本質的価値とも関連する近隣の文化財については、調査が限定的でありながら新知見も得られている。また、小田城跡の史跡整備や金田官衙遺跡の史跡指定、筑波山地域ジオパークの日本ジオパーク認定など、当初整備以降の大きな変更も蓄積されてきた。

これまで、近隣・周辺の文化財との関係は、案内所での展示や北条・平沢フットパスの援用があるものの、新知見等を含めた十分な紹介ができていない。しかしながら、例えば史跡整備された小田城跡と平沢官衙遺跡は、自動車・バスに加えて、つくば霞ヶ浦りんろードを通じた自転車でのアクセスも容易であり、特に相互作用が生み出しやすい環境にある。このような近隣・周辺の文化財との関係から平沢官衙遺跡の価値が理解し相互の活用が促進できるような、ハード・ソフト両面での整備が課題である。

第4章 基本方針

第1節 基本理念と基本方針

1 基本理念

『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』では、以下のとおり大綱を定めた。

平沢官衙遺跡は、『常陸国風土記』などにも登場する筑波郡に所在した、古代筑波郡衙の正倉院跡で、その全体像が分かる遺跡として国の史跡に指定された。平成15年(2003年)には、復元整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばとして開園し、この整備事業により、平沢官衙遺跡は市民の新たな誇りとなった。市は史跡の価値を未来に伝えるために、適切な保存・整備・活用を行うための必要な措置をとる。また、周辺に広がる郡衙関連遺跡についても、学術的調査を行い、市民の協力を得ながら保存措置をとる。

本計画では、この大綱に沿った史跡の保存活用をより推進していくため、以下のとおり再整備の基本理念を掲げる。

史跡平沢官衙遺跡を、

**よりわかりやすく倉庫群が並び立つ正倉院を理解・体感できるようにする
より長く安全に立体復元建物等や柱表示を伝えていけるようにする。
市民だけではなくより多くの多様な人々に利用してもらえるようにする。**

史跡平沢官衙遺跡は、つくば市が平成14年(2002年)度までに実施した復元整備事業により、調査・研究に基づいた筑波郡衙正倉院跡としての史跡の価値を体感できる歴史ひろばとなり、多くの見学者を受け入れ、地域とともにさまざまに活用されるようになった。

本遺跡では、学史的にも比較的早くに郡衙正倉院の全体像が示され、整然と正倉が立ち並ぶ様子が明らかになり、三種類の実物大復元建物と柱位置表示によって、この正倉群を表示してきた。特に実物大復元建物は、その工法や素材を含めて真正性を追求したことで古代の正倉のあり方を非常に強く体感させるものとなり、本史跡の魅力を大いに高めてきた。

再整備での基本理念は、これまでの成果を継承しつつ、約20年間の運営で見えてきた遺構の表現や耐久性、利便性での課題を改善し、さらなる活用を図ることで、史跡を未来へ継承していくことを目指すものである。

2 基本方針

基本理念を再整備内容へと反映させる上での基本方針として、以下の6つを掲げる。

①整備内容の基礎として前回整備での史跡に係る調査・研究の成果を継承する。

前回整備にあたり、史跡の発掘調査成果や建物の復元内容については十分な検討を経ており、整備地内での新知見の追加や整備内容の変更を要する研究の進展も現在のところ認められない。また、3棟の実物大復元建物で空閑地を囲む一群を立体復元し顕在化するという整備を行った全国で唯一と言える史跡である。それらは現在も何ら変わっていないことから、基本的な事実の認識や整備の基本配置は前回整備での成果を継承する。

②多くの人から好評を得ている史跡南からの景観を維持する。

筑波山地を背景とし自然景観がよく残る独立丘陵上に所在するという立地は史跡の本質的な価値を構成しているとともに、前回整備の結果得られた実物大復元建物と相まった景観は多くの方に愛されている。再整備にあたってこの景観を損ねない配慮をしていく。

③史跡の本質的価値をよりわかりやすく伝えるため遺構表現や解説の改善を図る。

古代郡衙正倉院跡という史跡の性格や規則的に配置された高床倉庫群の時期毎の変遷がわかることは、平沢官衙遺跡がもつ本質的価値の中でも最も重要である。これらを表現す

る整備内容のうち、本物を追求した復元建物は多くの見学者が古代官衙を体感できる成功例といえ、適正な継承を図る。一方、柱位置表示については早くに劣化してしまい、本来は実物大復元建物と並ぶ重要な要素でありながら、現時点では整然と立ち並ぶ倉庫群を表現できていないため、解説の方法と合わせて改善を図る。

④遺構表現の真正性の追求に配慮しつつ、耐久性・安全性の強化を図る。

前回整備において、復元建物は本物を追求した素材・工法により復元したことで史跡を理解・体感できる成功例となった。一方で、屋根の経年劣化や鳥害は深刻であるが、これは実物大の復元建物を屋外暴露したことにより、経年変化の歴史的な痕跡が明らかとなったとも評価できることから、将来に向けて長く伝えていくため、この変化を記録として残し、本物の追求に配慮しつつ耐久性・安全性の強化を図っていく。柱位置表示についても早期の劣化が認められたため、素材等の見直しを含めて改善を図る。また、適切な維持管理の負担が軽減できるよう設備の改善を図り、維持管理の方法や計画についても定める。

⑤多様な来場者に向けた利便性を高め、史跡の本質的な価値を発信する。

前回整備では一般的な日本人の成人を見学者と想定して解説等を作成したが、外国人や聴覚障害者、子ども等、多様な見学者に対応できるよう、解説・案内方法の強化を図る。また、成果を広く発信することで、広く市民に理解されることが持続可能な史跡の保存につながることも、来園できない方々へも、史跡平沢官衙遺跡を知ってもらえるよう、専用サイトを整備するなどして継続的に情報発信を行う環境を整備する。

⑥指定地外での新知見や環境の変化に対応した解説・案内等設備を新設する。

保存活用計画では、周辺の古代寺院との関係を史跡の本質価値として捉え、史跡周辺の発掘調査で得られた新知見や、筑波山地域ジオパークの日本ジオパーク認定を受けた人の歴史と自然とのつながりを知る場となったことを、新たな価値として位置付けた。また、前回整備後に史跡小田城跡の整備、金田官衙遺跡の国指定、隣接市での史跡整備の進展があり、交通手段としてもつくば霞ヶ浦りんりんロードがナショナルサイクルルートに指定されるという変化があった。これらを反映した、平沢官衙遺跡の理解を深める解説や来場者増加につながる案内誘導の設備を、新たに追加する。

第2回 史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会 協議資料

〈再整備基本計画・基本設計資料〉

目 次

1. 再整備の目的と方針	1
2. 実物大復元建物の再整備 ...	5
3. 造園的整備施設の再整備 ...	16
4. 情報発信	30
○ 現状調査記録	32

令和3年10月12日
つくば市教育委員会

1. 再整備の目的と方針

1-1. 目的

史跡平沢官衙遺跡の整備諸施設は平成15年(2003)4月の開園以降、約20年を経ており、実物大復元建物の屋根や各部の劣化・損傷をはじめ、柱位置表示等の造園的整備諸施設の損傷を来している。この再整備は、当初の整備の考え方を踏襲しつつ、利用者の安全や施設の維持、さらにはより充実した遺跡の価値の顕在化を目的に行うものである。

1-2. 方針

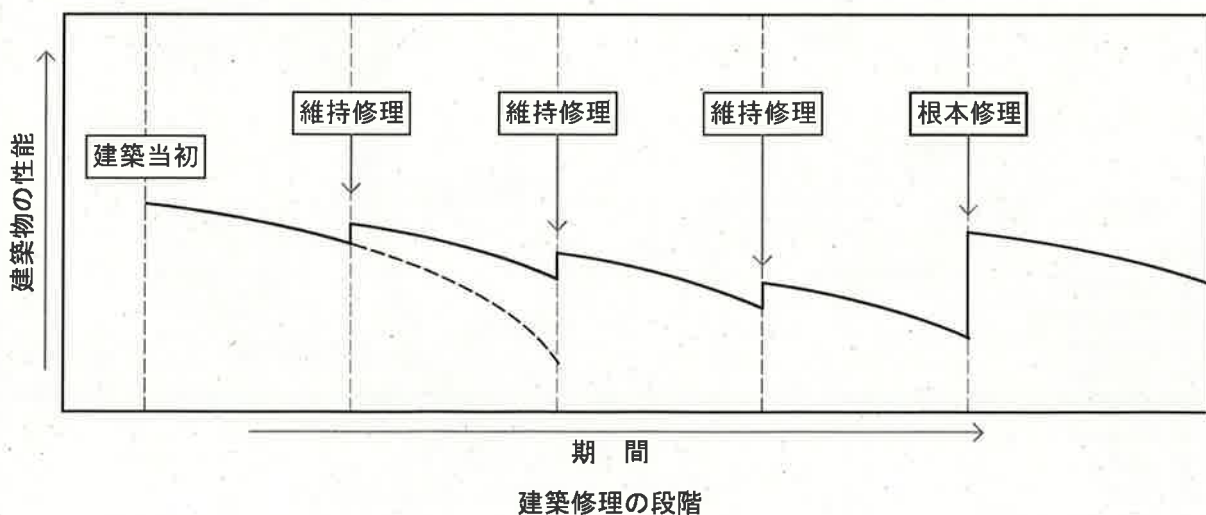
整備施設の耐用年数は、その材料・工法に応じ、また維持管理や利用状況によって左右される。

一般的に建造物の修理では、日常的に傷みややすい部分を修理する小修理、経年による破損を補修し建造物の維持をはかる維持修理、柱・梁など主要構造部にまで破損が及んだ場合に行う根本修理(半解体修理・解体修理)といった修理の段階があり、軽微な修繕や一定期間において必要となる屋根替えなどの維持修理を計画的に実施することで、根本修理までの期間を延ばすことが可能となる。現状では、実物大復元建物は維持修理が必要な段階であり、甚大な損傷を来す前に処置することで根本修理までの期間を伸ばすことができる。さらに、今回のような維持修理は将来も周期的に実施する。

この再整備では、当初の復元の意図を尊重しつつ、耐久性を考慮した新たな工法の導入も検討する。なお、この工法には将来の根本修理に支障を来さないよう配慮する。

造園的整備施設については、柱位置表示等の腐朽・遺失した部材はあるものの、説明板や園路舗装等は機能を維持しているものも多い。この再整備では、腐朽・破損の著しいものについては材料の変更も視野に検討し、機能を維持しているものについては、軽微な修繕にとどめるものとする。

さらに、遺構表示や案内解説施設については当初の整備の目的を踏まえつつ、より明瞭に表現するとともに、来場者が遺跡の理解をより深めることを目指して追加・更新する。



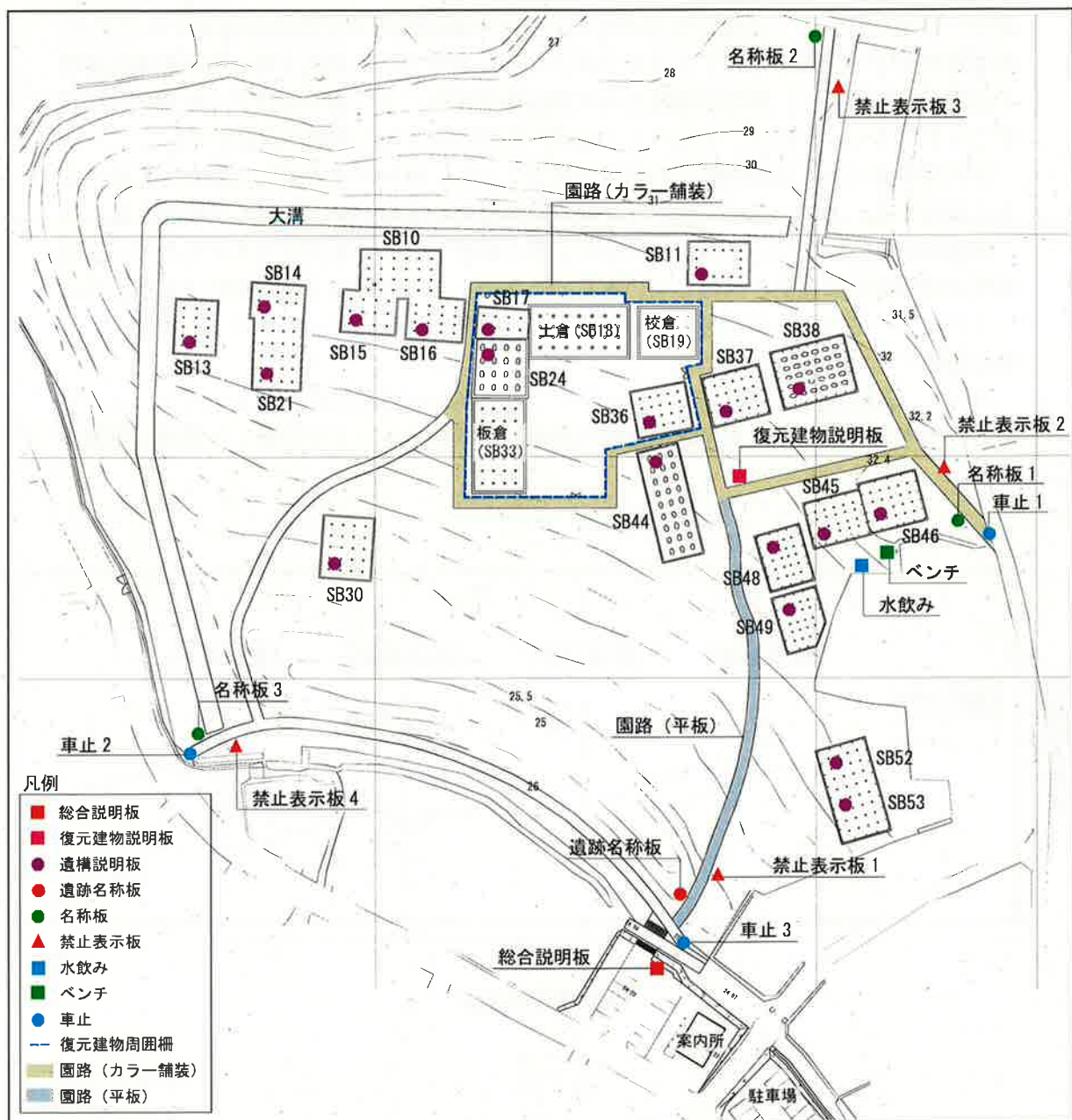
1-3. 再整備の調査・検討対象

再整備検討対象施設 一覧

項目	数量	単位
復元建物		
校倉 (SB19)	1.0	棟
土倉 (SB18)	1.0	棟
板倉 (SB33)	1.0	棟
階段	4.0	基

項目	数量	単位
案内所		
便器の水圧確保	1.0	式
情報発信	1.0	式

項目	数量	単位
造園設備		
柱位置表示	20.0	箇所
説明板		
総合説明板	1.0	基
復元建物説明板	1.0	基
遺跡名称板	1.0	基
名称標識	3.0	基
禁止表示板	4.0	基
遺構説明板	20.0	基
鉄柵		
高所作業車の進入口	1.0	箇所
園路		
コンクリート洗出平板舗装・透水カラー舗装・舗装止	1.0	式
その他便益施設		
ベンチ	2.0	基
車止め	3.0	組
水飲み	1.0	基



再整備検討対象施設 配置図 1 : 1500

1-4. 再整備の計画概要

「史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会第1回会議」における協議や意見を踏まえて、再整備計画の概要を下表に整理する。

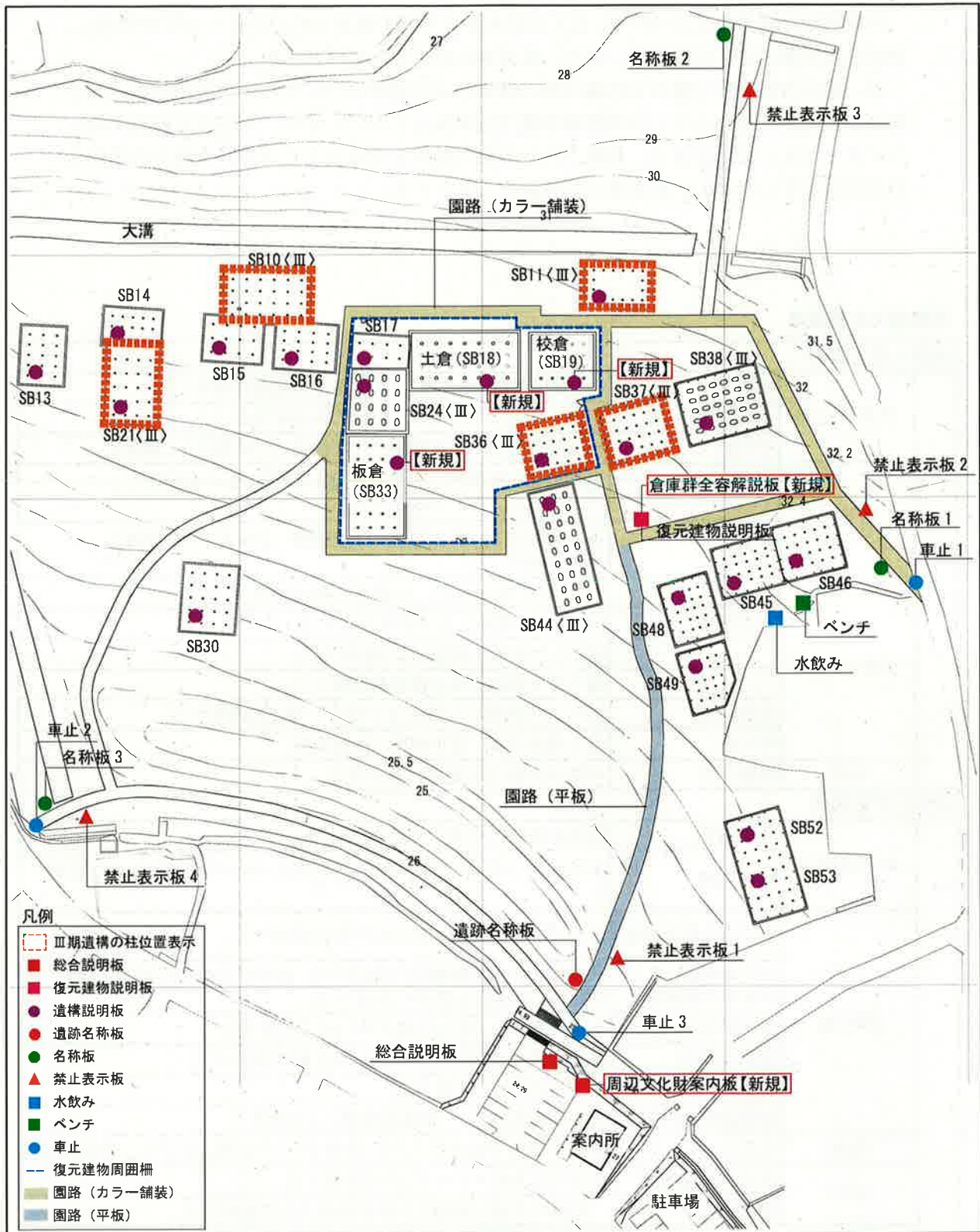
また、今後の維持管理に向けた基礎資料として、今後修理等の実施にあたっては劣化・損傷状況とともに、実施した修理等の工法・仕様について詳細に記録する。さらに、修理後はチェック項目を定めた経過観察を実施する。

再整備後の情報発信について、完了に合わせて内容を更新したパンフレットを作成し、史跡内ほか多方面に活用する。また、多言語に対応したものとする。

尚、前回の懇話会で提示した案内所の便器の水圧確保については、現状では根本的な解決策が見出せないなのでこの再整備事業では対象としない。また、デジタル技術を用いたVR・ARによる解説は、整備された現物の展示を重視することや、今後の技術進歩が期待されることから、本事業では見送ることとする。

再整備の計画概要

実物大復元建物		
校倉(SB19)	屋根替	当初の通り流し板葺きとし、防腐等の補強措置をとる。
	木部補修	屋内への漏水がみられる校木の亀裂を補修する。
	その他	棟上導体更新 害虫駆除 外壁清掃 小屋裏ボルト締直し
土倉(SB18)	屋根替	当初の通り茅葺きとし、景観に配慮した防鳥ネットを補う。茅葺きの厚さについて検討する。
	その他	棟上導体更新 害虫駆除 外壁清掃 小屋裏ボルト締直し 扉割れ補修
板倉(SB33)	屋根替	当初のクレ板葺きとし、防腐等の補強措置をとる。
	木部補修	屋根廻りの腐朽した木材を更新する。
		腐朽した壁板を樹脂により補強する。
		漏水や光漏れのある板壁を補修する。
	建具調整	反りにより開閉に支障を来す扉を一部削り調整する。
その他	棟上導体更新 害虫駆除 外壁清掃	
階段	新規製作	可搬式の階段を新規に製作する。
造園的整備施設		
柱位置表示	Ⅱ期遺構	腰掛を兼ねた柱表示に更新する。
	Ⅲ期遺構	実物大復元建物と同時期の遺構であり、高さのある柱表示に更新する。
説明板	周辺文化財案内板	新規に製作し、総合案内板付近に設置する。
	復元建物説明板 倉庫群全容解説板	倉庫群の全容を俯瞰的に解説する「倉庫群全容解説板」を新規に製作し、既設説明板裏面に設置する。
	建物解説板	新規に製作し、復元建物タタキ面に設置する。
	遺構説明板	既設説明板の周囲にコンクリートを補い維持する。
	禁止表示板	内容を追加して更新する。
	総合説明板・遺跡名称板・名称標識	軽微な補修により維持
鉄柵	出入口	車両の通行可能な出入口に改修する。その他、部分的に塗装補修。
園路	洗出し平板舗装	法肩付近をモルタルにより再設置する。
	透水性カラー舗装	当面は表層の離脱した砂利を除去して維持する。
その他便益施設	ベンチ	座板を更新する。
情報発信		パンフレット・インターネット利用の情報発信、多言語対応



再整備計画配置図 1 : 1200

2. 実物大復元建物の再整備

復元建物3棟については、何れも屋根替が必要な状況にある。基本的には当初の復元の材料・工法を踏襲するとともに、仕様を変更しない範囲で補強等を加えて屋根替を行う。

また、校倉の壁（校木）や板倉の板壁、建具等の支障箇所については、現状の材料を維持する範囲で補修する。

復元建物の屋内見学用の可搬式階段については、現状の木造階段の腐朽により、新規に移動の容易な階段を制作する。

尚、建物の現状の劣化・損傷状況については巻末の「現状調査記録」を参照。

2-1. 校倉（1号建物・SB19）

① 屋根

目板葺きであり、屋根板（幅1尺厚2寸）、目板（幅5寸厚2寸5分）、ヒバ材とする。榎棟・目板・屋根板とも腐朽が進んでおり、小屋裏の観察から雨漏りは生じていないが棟端付近に屋外からの光漏れが確認でき、屋根替えが必要な段階である。

復旧にあたっては、当初と同じ腐朽に強いヒバを用いるとともに、次のことを検討する。

- ・浸透性防腐剤を塗布する。さらに維持管理として3年毎など周期的に塗布する。防腐剤の説明書には、数年おきに再塗布が必要と記されている。
- ・変形と腐朽を抑制する酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を検討する。

モックル処理液の主成分の効果

モックル処理液は、加熱・水分の蒸発により化学的に安定した難水溶性に変化します。この化学変化により長期に渡って処理効果を維持させることができ、木材の耐用年数を延ばすことが可能となります。

成分	有機酸亜鉛	ポリエチレングリコール
効果	防腐・防蟻	膨張・収縮率の減少 及び変色の減少



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（メーカー HP より）



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を用いた整備事例
（新居関跡高札場・静岡県湖西市）



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を用いた整備事例
（駿府城車御内橋・静岡県静岡市）

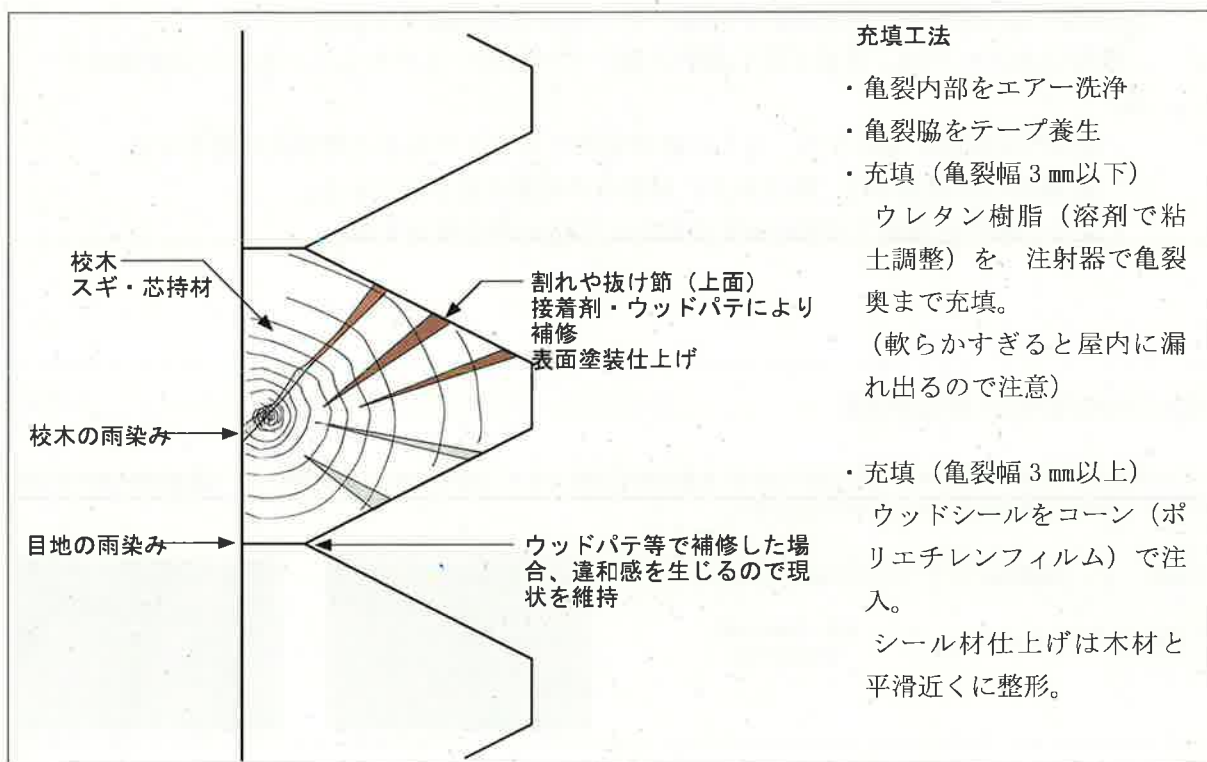
② 壁（校木）

屋内の観察から、校木を組む四隅と校木の割れ目からの雨染みがみられる。スギの芯持材であり、外側には全体的に乾燥収縮によると思われる割れが生じている。また、隅の一部には隙間がみられる。建設後約20年を経過しているため、これ以上の変形は生じ難いと思われるが、外側の風蝕は経年的に進むとみられる。

根本修理を要する段階ではないので、校木の割れや抜け節からの雨染みの箇所について外側からのみ樹脂系接着剤・ウッドシールを充填する。この措置により、漏水の軽減とともに校木の劣化を抑制することを意図する。

尚、校木の目地からの雨染みもみられるが、外側からウッドシール等で補修した場合、どうしても景観上の違和感を生じると思われること、屋内側からでは補修が難しいことから、現状維持することとする。

また、屋内に腐朽菌を繁殖させないように、日常管理のなかで扉を開けて換気することも重要となる。



壁（校木）の補修方法

③ 小屋裏

木部の損傷や顕著な雨漏りの痕跡は見られないが、先にも触れたように棟木端の位置に屋外からの光漏れがある。また、一部に補強金物（ボルト）のナットが緩んだ状態にある。

光漏れは先述の屋根替えにより解決できる。また、ナットの緩みも容易に修理できる。

一方、下棟木周辺がゴキブリの巣になっているとみられ、その下の天井板上には糞が堆積しており、室内にもゴキブリが多くみられる。これに対しては衛生面から全体的に駆除・清掃を行う。

④ 東 柱

抜節や丸太材の性質による割れは見られるものの、構造上の影響はないと思われ、当面は現状を維持しつつ経過観察を継続する。

⑤ タタキコンクリート舗装

現状ではコンクリート面が表れており、整備当初の化粧砂は剥離してしまったとみられる。

このコンクリート面の風合いは経年変化により落ち着いており、遺跡景観のなかで違和感を生じるものではないと思われるので、現状を維持する。

⑥ 軒支柱跡表示

軒支柱跡の遺構表示であり、校倉では簡易なコンクリート柱を土面に若干埋めて立てていた。現状では転倒・移動や遺失したものもある。

再整備では、後述する柱位置表示と同工法により更新する。

⑦ 避雷設備

棟上導体端部の突針は上向きとするが、東側が下向きに変形している。

設置後約20年を経過しているので、屋根替えに伴い新規に更新する。

⑧ その他

西側外部の懸梁付近に鳥が営巣している。

再整備にあたっては巣を除去するが、後述する土倉では茅葺屋根の鳥害が生じており、再整備後にも営巣する場合には専門業者に駆除を依頼するなど検討する。

また、外壁北面や東柱などにみられる苔については、苔・黴用の洗浄剤等で除去できる。木部の腐朽の要因ともなるので、再整備後は例えば年1回など、周期的に洗浄を実施する。

扉については変形が軽微であり、現状を維持する。

2-2. 土倉（2号建物・SB18）

① 屋根

茅葺屋根であり、当初整備の竣工図によると葺き厚約 60 cm である。この地方に伝わる筑波流によるものであり、段葺・通しものと呼ばれる軒の化粧や、割竹を編んだ棟飾りのグシ、キリトビと呼ばれる棟積端部に特徴がある。平成 15 年（2003）公開後、平成 20 年度（2008）に北面のみ葺き替え、南面は差茅を施して現在に至る。

現状では茅葺面の損傷や棟飾りの風蝕・腐朽が進んでおり、小屋裏の観察からも屋外からの光漏れや茅の脱落などがみられ、屋根替えを要する段階にある。茅葺面の損傷は鳥害によるものが大きいとみられ、今回の調査では屋根面に空いた穴周辺に多くのスズメが観察された。

一般的に茅葺屋根の耐用年数は 15 ～ 20 年程度といわれるので、この再整備での葺き替えは標準的な周期と考えられる。伝統工法を継承する意味からも、当初と同様な工法により再整備を行う。

葺き替え後に痛みが目立つ箇所に、過去に行ったように維持修理として差茅を施すことで葺き替えまでの期間を長くしていく。

鳥害対策については後述する。

② 壁

外壁漆喰面の一部に黒カビがみられる他は、内壁とも健全な状態を維持している。

黒カビについては、校倉の苔と同様に周期的な洗浄により除去する。

また、屋内の台輪に雨染みがみられるので、外壁漆喰の下端にシーリングを施す。

③ 鳥害

屋根の茅葺面の損傷や、中央吹き抜け部分の営巣や糞の堆積は建物の維持とともに衛生上の問題となる。

営巣については専門業者に駆除を依頼することも検討されるが、飛来する鳥に対しては屋根面に防鳥ネットを張り、鳥の啄みによる茅の持ち出しを防ぐことを検討する。

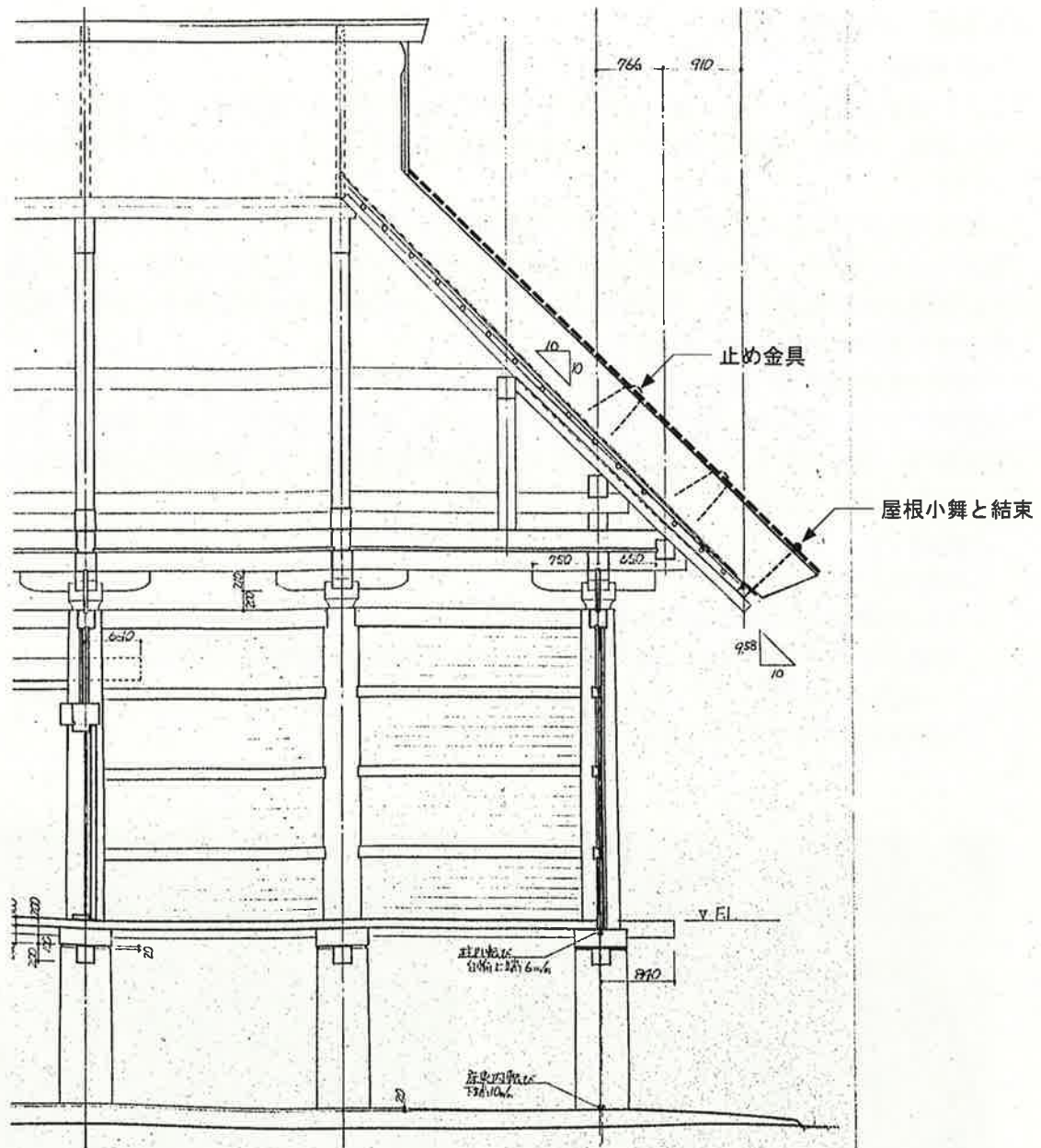
景観上の影響について、事例では遠景ではほとんどネットが見えないと思われ、この土倉では屋根面の見えるのはある程度遠景である。一方、近景では軒部分を見上げることとなるので、ネットが目立つ恐れがある。

この整備では、屋根面のみネットを張り、軒部分には張らないことを計画する。

尚、木部に鳥止まり防止材（バードワイヤー・バードスパイク）を設けることについては、景観上の影響が懸念されるので設置せず、鳥が営巣を始める時期に綿密に対策を行うことで対応する。



防鳥ネット（建築設計社 HP より転載）



防鳥ネット敷設模式図

④ 建具

扉は変形もわずかであり概ね健全な状態であるが、東室の北側扉に一部割れが生じている。

木目に沿った軽微な割れであり、接着剤により補修する。

⑤ その他

避雷針は校倉と同様に屋根替えに伴って更新する。

束柱及びタタキコンクリート舗装、また苔の除去についても校倉と同様である。

2-3. 板倉（3号建物・SB33）

① 屋根

クレ板葺きであり、クレ板（長2尺1寸厚6分ヒバ割板）、葺き足6寸、板押さえ1寸3分角、1尺2寸間隔とする。また、屋根材下にアスファルトルーフィングを敷設している。

現状ではクレ板の腐朽が進み、軒先や平葺面でも欠損箇所が生じている。小屋裏の観察から、ルーフィングのためか雨漏りはあまり見られないが、北室の母屋の一部に雨染みが確認され、雨漏りを生じ始めているとみられ、屋根替えが必要である。また、虻羽のウダツ木口の腐朽も進んでいる。

同様に屋根板にヒバ材を用いた校倉と比較して、板倉の屋根の腐朽は進行が早い。この要因として、屋根面の苔の繁殖があるとみられる。繁茂した苔がクレ板と板押さえの間に塞ぎ、雨水が溜まる。これがさらに苔が繁殖する要因となり、腐朽菌も増殖するという現象が考えられる。

再整備では、当初と同様にクレ板葺きとしつつ、腐朽抑制として次のことを検討する。

- ・板押さえの下面に水抜き穴を設ける。
- ・クレ板数段おきに敷き込み銅板を設ける。
柿葺きなどで用いられる方法であり、溶出する銅成分が防腐効果を持つ。
- ・クレ板割材・押え木・ウダツ材に酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を行う（校倉屋根と同様）。
- ・浸透性防腐剤を周期的に塗布含浸する（校倉屋根と同様）。



当初整備 クレ板下のアスファルトルーフィング
「整備事業報告書」より



敷き込み銅板（偕楽園好文亭・水戸市）



敷き込み銅板（箕輪城郭馬出西虎口門・高崎市）



② 壁

板壁であり、幅8寸、厚2寸7分、ヒバ材を柱間に落とし混んで横羽目とし、板上下は樋部倉矧ぎとする。

外部は各面とも風蝕を受けており、特に北面、東面が進行しているようにみられるが、維持できる程度である。

屋内や小屋裏を見ると、節からの雨染みが各外壁面にみられる。これに対しては、校倉と同様にウッドパテによる補修を行う。

北室東壁面の一部に板の収縮によると思われる板目地の開きがある。通例では下方の羽目板を上押し上げ、最下段に細材を嵌めるが、板が容易に動かない場合は当該位置に埋め木することも検討される。

建物の維持として最も優先すべきは北室北東隅壁面の雨漏りであり、床面にも広く雨染みがみられ、羽目板の腐朽が進みつつある。一部の板は腐朽により脆弱化している箇所があり、軸部（柱）に影響を及ぼす前に処置する必要がある。

解体することなく壁板の腐朽部分に強度を与えるとともに、柱との隙間についてはウッドパテやシーリングで塞ぐ。

木材の基質を強化する方法として、シリケート系樹脂を塗布含浸させる方法が考えられる。

シリケート系樹脂は石造文化財の保存処理として強化・撥水に多く用いられるが、木材に対しても有効と考えられる。しかしながら、あまり例のない方法であるので、適する製品の選定やアクリル系樹脂との混合などについて、事前に試験する必要がある。

- 工 法 ・ 乾燥養生
・ ポリシロキサン・パラロイド混合材を塗布含浸



北室北東隅の状況

③ 建 具

北室・南室とも扉の反りによる変形が激しく、北室では海老錠が使用できない状況にある。反りは横方向に最大22mm、縦方向には2mm程度である。

校倉や土倉の扉と異なるのは東外壁に位置することであり、雨掛りや日当たりの影響ではないかと思われる。

この修理としては、一旦取外し、薄くはなるが戸締りに支障がない程度まで戸当り部分を削り直すことも考えられる。この場合、落とし錠との位置関係を維持するため一部削り残すなどの工夫が必要となる。

④ その他

束柱及びタタキコンクリート舗装、また苔の除去については、校倉や板倉と同様である。

なお、校倉・土倉は束柱・台輪構造であるのに対し、板倉の軸部は通し柱である。さらに、この柱は基礎コンクリートに埋込となっている。したがって、根本修理が必要となった場合には基礎コンクリートから解体する必要があるため、軸部の腐朽・損傷に対しては特に注視していく必要がある。

2-4. 階段

ア. 損傷状況

見学・管理を目的とした取外しできる木造の階段であり、復元ではない。利用時のみに設置するという運用方法が前提とされていた。

当初は校倉に1基、土倉に1基、板倉に2基が設けられていたが、現状では校倉1基、土倉1基を残して腐朽により撤去された。これら残る2基についても腐朽・破損が進んでいる。

木造の階段は重量があるので、当初予定した取外し・移動は容易ではなかった。このため結果的に常設となり、雨掛りとなるため腐朽が進んだものである。



当初の階段（2008年3月）

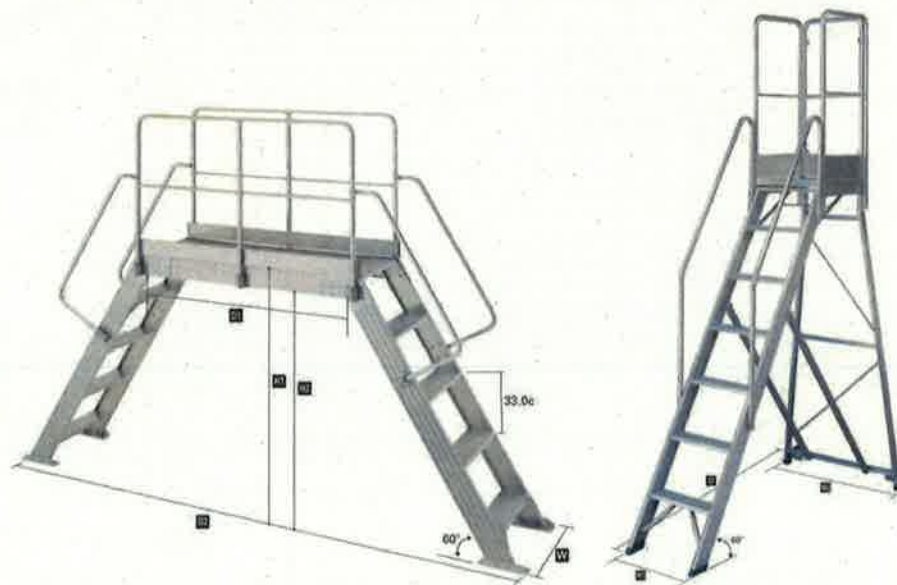
イ. 再整備

再整備では、利用者の安全性と取扱いの容易さを重視して、丈夫で軽量の階段を新設する。

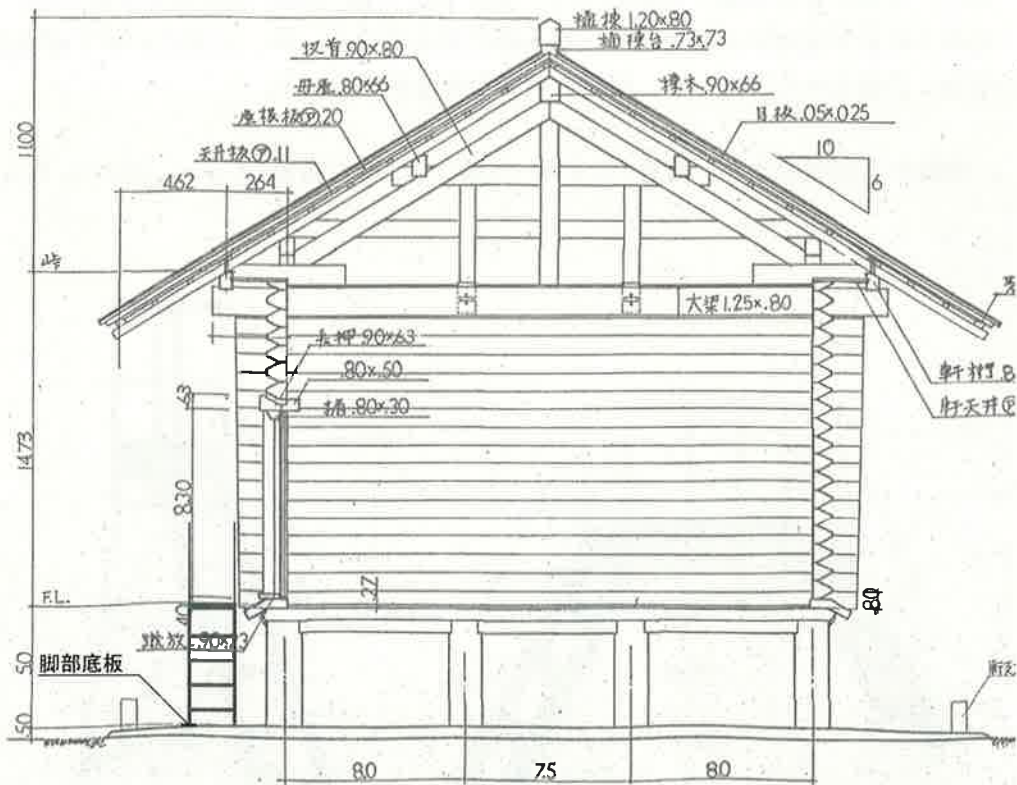
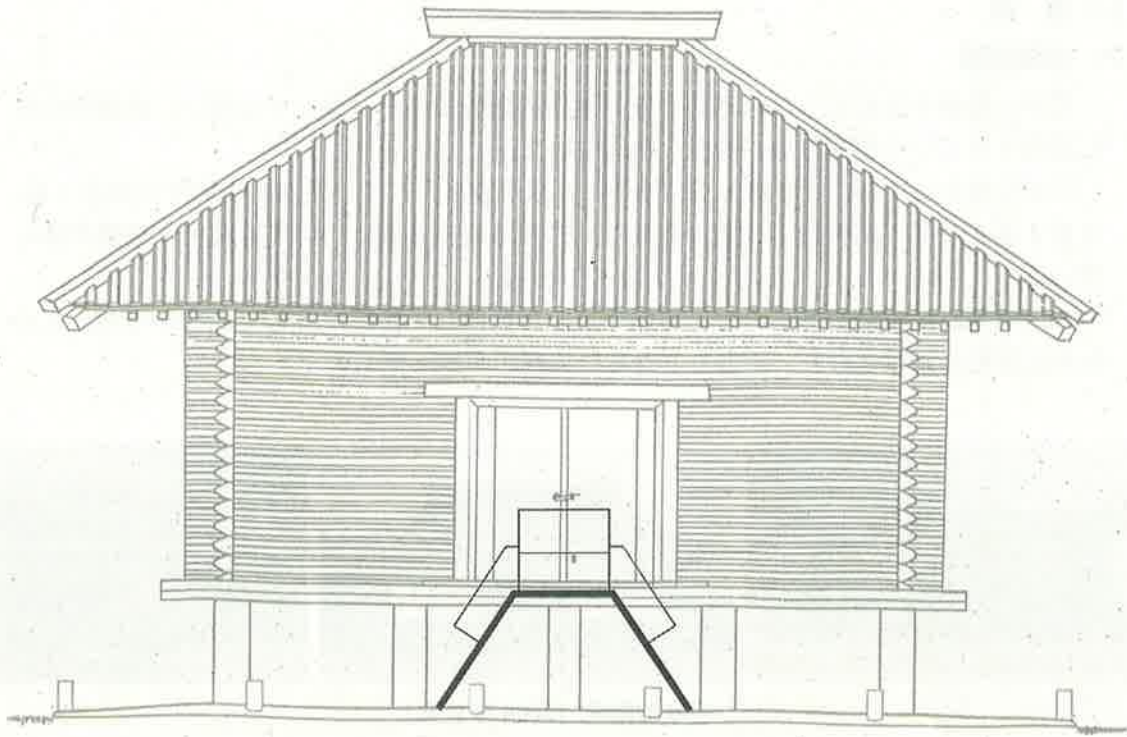
この計画では、軽量のアルミ製階段をそれぞれの高さに合わせて製作する。

また、本来の昇降形態とは異なるが、扉に対して横方法に昇降部分を設けることで、一方向での見学管理が可能であり、多人数に対応できる。尚、土倉については吹抜部分の中央に台輪があることから、現状と同様な昇降形態とする。

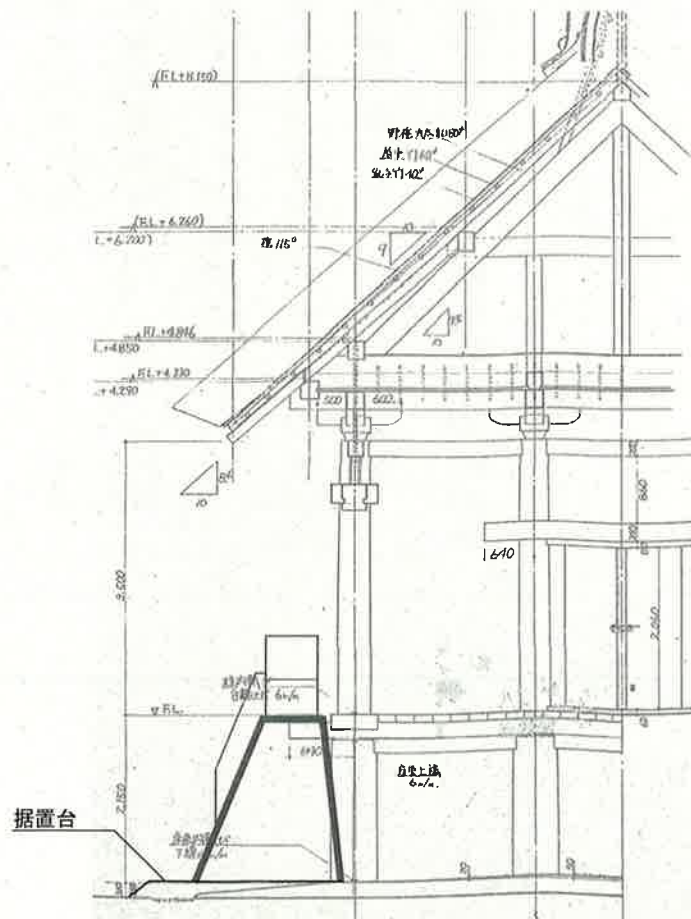
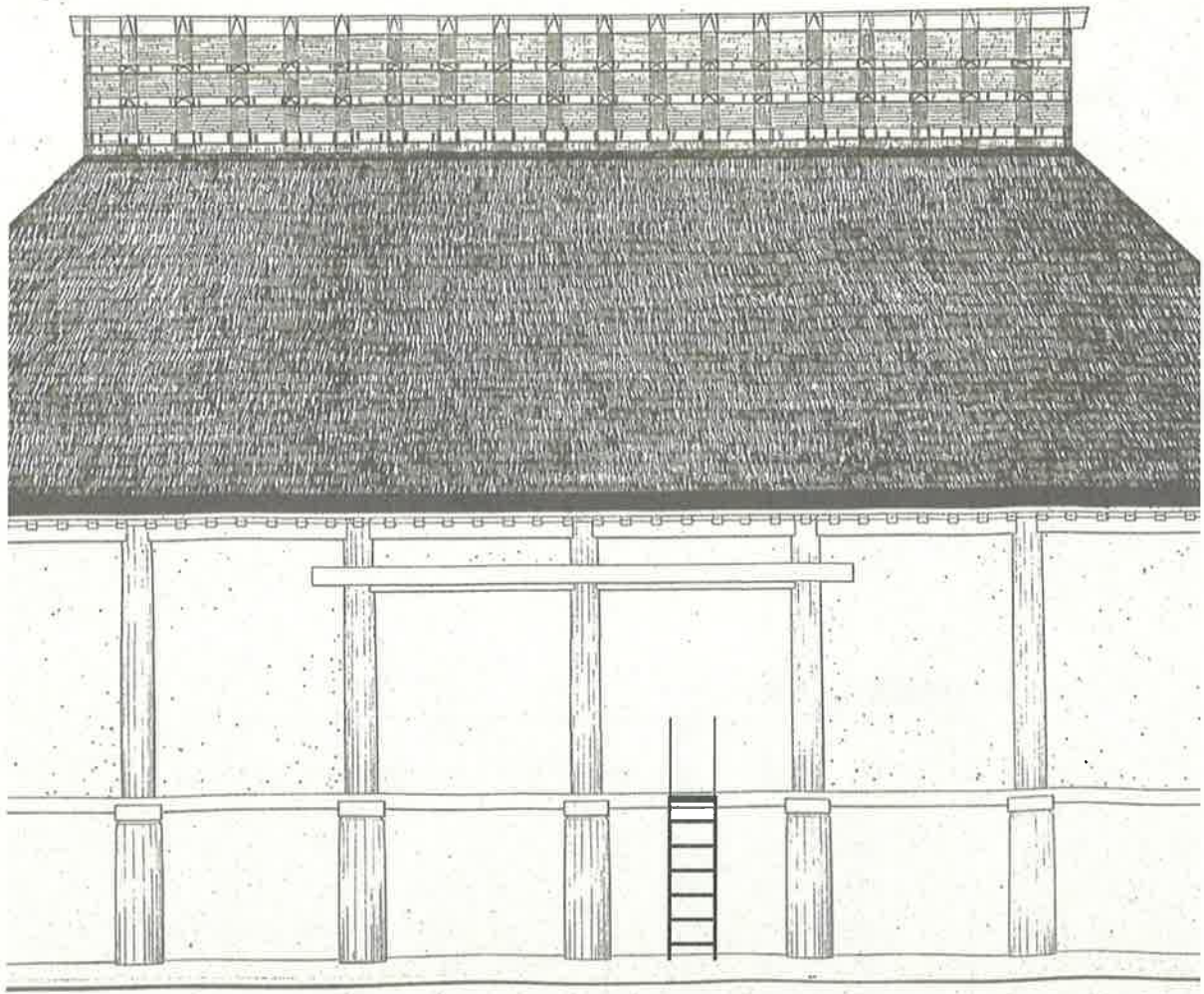
地盤から床面の高さ 校倉：1.5 m 土倉：2.2 m 板倉：1.5 m（北）・1.7 m（南）



階段（右：校倉・板倉用 左：土倉用 メールHPより）



階段設置イメージ (校倉・板倉 上：正面・下：側面) (S=1/100)



階段設置イメージ (土倉 上: 正面・下: 側面) (S=1/100)

3. 造園的整備施設の再整備

3-1. 柱位置表示

ア. 損傷状況

当初は木柱（タモ材）を用いた掘立柱の位置表示であったが、腐朽によりすべて撤去された。現状では簡易的に竹筒で代用したものとなっているが、その破損も進んでいる。なお、基礎コンクリートとボルトについては維持しているものが多い。

また、建物の軒下範囲の表示としてタマリユウを植栽したが、これもすべて失われ芝（つくばグリーン）に置き換わっている。なお、タマリユウの外周には芝との見切り材として畦畔シートを敷設していた。

現状の詳細については巻末の「現状調査記録」を参照。

柱位置表示 一覧

		柱			外周柱		
		φ	H	数量	φ	H	数量
Ⅱ期	SB13	350	200	15	—		
	SB14	350	200	11	—		
	SB15	350	200	12	—		
	SB16	350	200	16	—		
	SB17	350	200	8	—		
	SB30	350	200	20	—		
	SB45	350	200	20	200	200	17
	SB46	350	200	20	200	200	18
	SB48	350	200	20	200	200	18
	SB49	350	200	18	200	200	15
	SB52	350	200	16	200	200	11
	SB53	350	200	16	200	200	13
計				192			92
Ⅲ期	SB10	350	450	24	—		
	SB11	350	450	16	—		
	SB21	350	450	24	—		
	SB24	礎石表示			—		
	SB36	350	450	20	—		
	SB37	350	450	20	200	350	18
	SB38	礎石表示			200	350	26
	SB44	礎石表示			—		
計				40			44

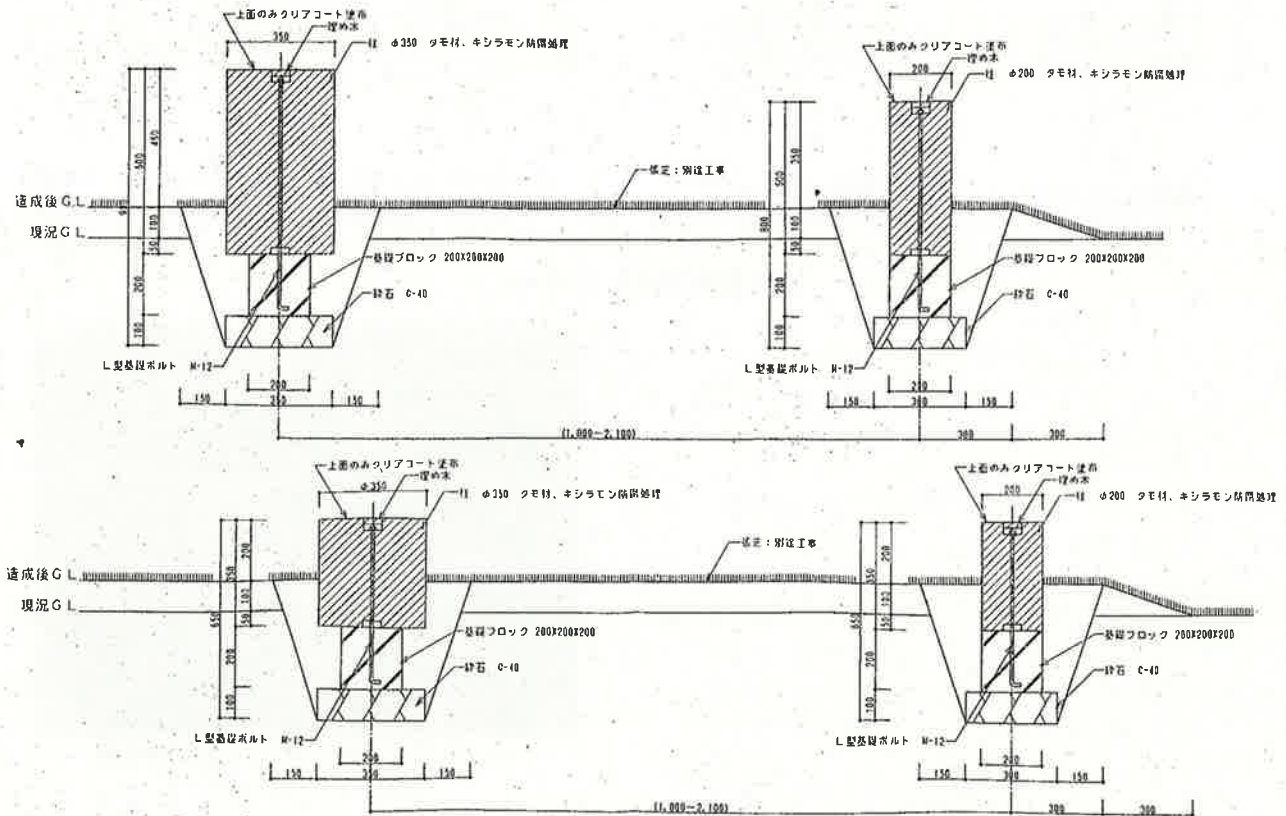
イ. 再整備

当初の整備の遺構表示は次の寸法としていた。またこの表示は、正倉院の倉庫群が林立する様相を表現した整備として評価された。

【当初整備の柱位置表示寸法】

Ⅱ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 200 mm、外周柱：径 200 mm・高 200 mm

Ⅲ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 450 mm、外周柱：径 200 mm・高 350 mm



当初整備詳細図

この再整備では、倉庫群の様相をより積極的に表現することを目指して、実物大復元建物と同時期のⅢ期遺構については遠方からも視認できる高さに改める。また、表示物の素材は木質にこだわらず、耐久性のある鋼管を用いることとする。

Ⅱ期遺構については、上記と時期が異なることから低い形状とし、また腰掛にも用いることのできるものとする。この素材についてもⅢ期とは異なるものとし、さらに腰掛として支障のないコンクリート製とする。

尚、当初整備で施した軒下範囲のタマリユウによる表示については復旧せず、現状の芝を維持する。砂利敷等の簡易な方法ではタマリユウと同様に維持が難しいこと、また現状の芝は史跡景観に調和しており、舗装等による景観の変更を避けることによる。古代においても軒下と床下は土壌面であったと考えられることから、建物範囲は芝として維持する。

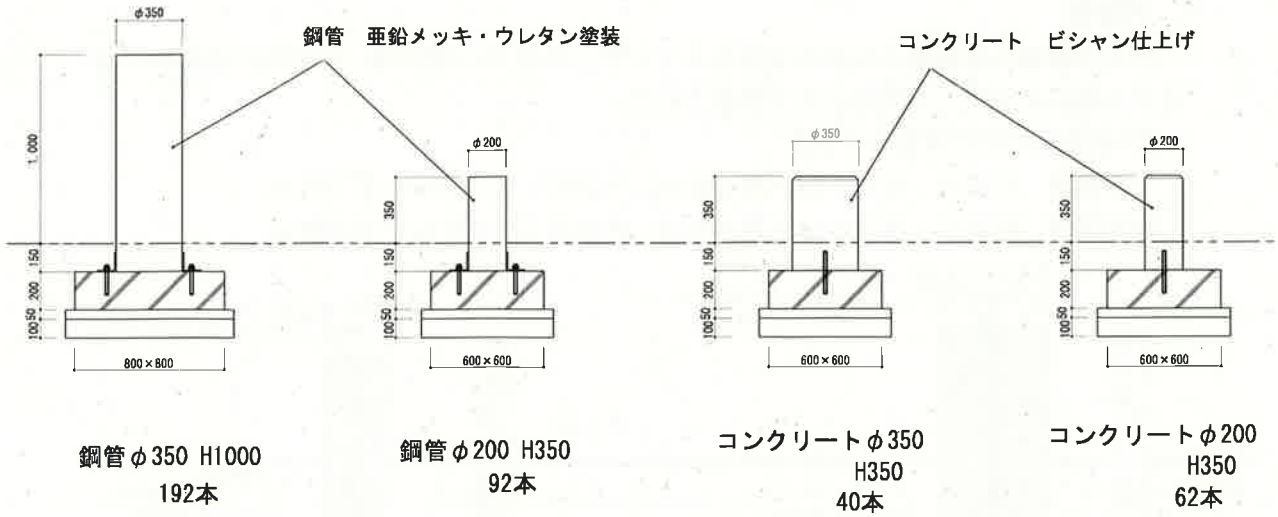
【再整備の柱表示寸法】

Ⅱ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 350 mm、外周柱：径 350 mm・高 350 mm

Ⅲ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 1,000 mm、外周柱：径 200 mm・高 350 mm



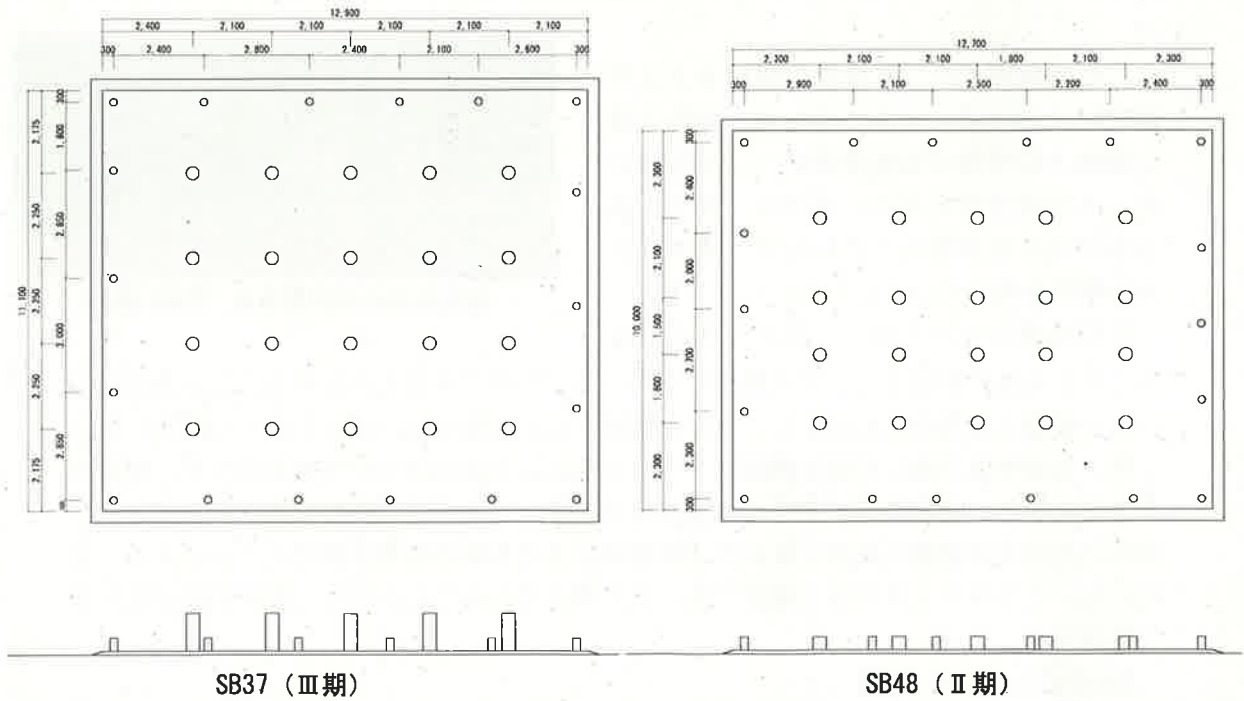
当初整備の柱位置表示 (2008 撮影)



柱表示詳細図 (S=1/40)



コンクリートビシャン仕上げ参考例
(例はツツキ仕上げ)



柱表示 平面図・断面図 (S=1/200)



SB36(Ⅲ期) 鋼管柱



SB37(Ⅲ期) 鋼管柱

柱位置表示再整備イメージ



SB48(Ⅱ期) コンクリート柱

3-2. 説明板

ア. 損傷状況

史跡内には利用上の案内や遺構表現の解説を目的とした説明板類を多く設置している。

遺跡環境への調和から立ち上がりのあるものは木材を多用し、遺構説明板は地盤面に置くように設置されている。

概ね表示面は健全に維持されているが、木部の腐朽が進みつつある。また、遺構説明板は周囲の芝が伸びて所在が判りにくく、また芝刈り管理の際に表示面を損傷することもあるとみられる。さらに、禁止表示板のいくつかのように転倒・破損したものもある。現状の損傷等については巻末の「現状調査記録」を参照。

- | | | |
|-----------|------|-----------------------------|
| ① 総合説明板 | 1 基 | (木部に軽微な損傷) |
| ② 復元建物説明板 | 1 基 | (木部の腐朽等) |
| ③ 遺跡名称板 | 1 基 | (木部根元付近の軽微な腐朽等) |
| ④ 名称標識 | 3 基 | (良好。一部埋没) |
| ⑤ 禁止表示板 | 4 基 | (1 基欠け、1 基ぐらつき、1 基脱落、1 基割れ) |
| ⑥ 遺構説明板 | 11 基 | (概ね良好。数基端部の割れ) |

イ. 再整備

既設の案内解説板は、表示面に高耐久性の工法を用いることから部分的な補修により維持できるものが多い。これらは当面軽微な補修等により維持する。

さらに、この再整備では既設の解説内容を補完する目的で新規の案内解説板等を設置する。尚、禁止表示板は内容更新の必要があるので更新する。

導入部	総合説明板	周辺文化財案内板	・ ・ 新規
倉庫群	復元建物説明板	倉庫群全容解説板	・ ・ 新規 (復元建物説明板裏面に追加)
		遺構解説板 (11基)	
		建物解説板 (3基)	・ ・ 新規 (復元3棟のタタキ面に設置)
出入口	名称標識 (3基)		
	禁止表示板 (4基)		・ ・ 更新 (内容追加)

① 総合説明板・周辺文化財案内板

【総合説明板】

当初整備の木フレームはレッドウッド（欧州赤松）の角材をボルトで固定し、柱脚部はコンクリート巻きとし、地盤と接する部分には銅板巻を施す。表示面はステンレスホーローパネルとする。

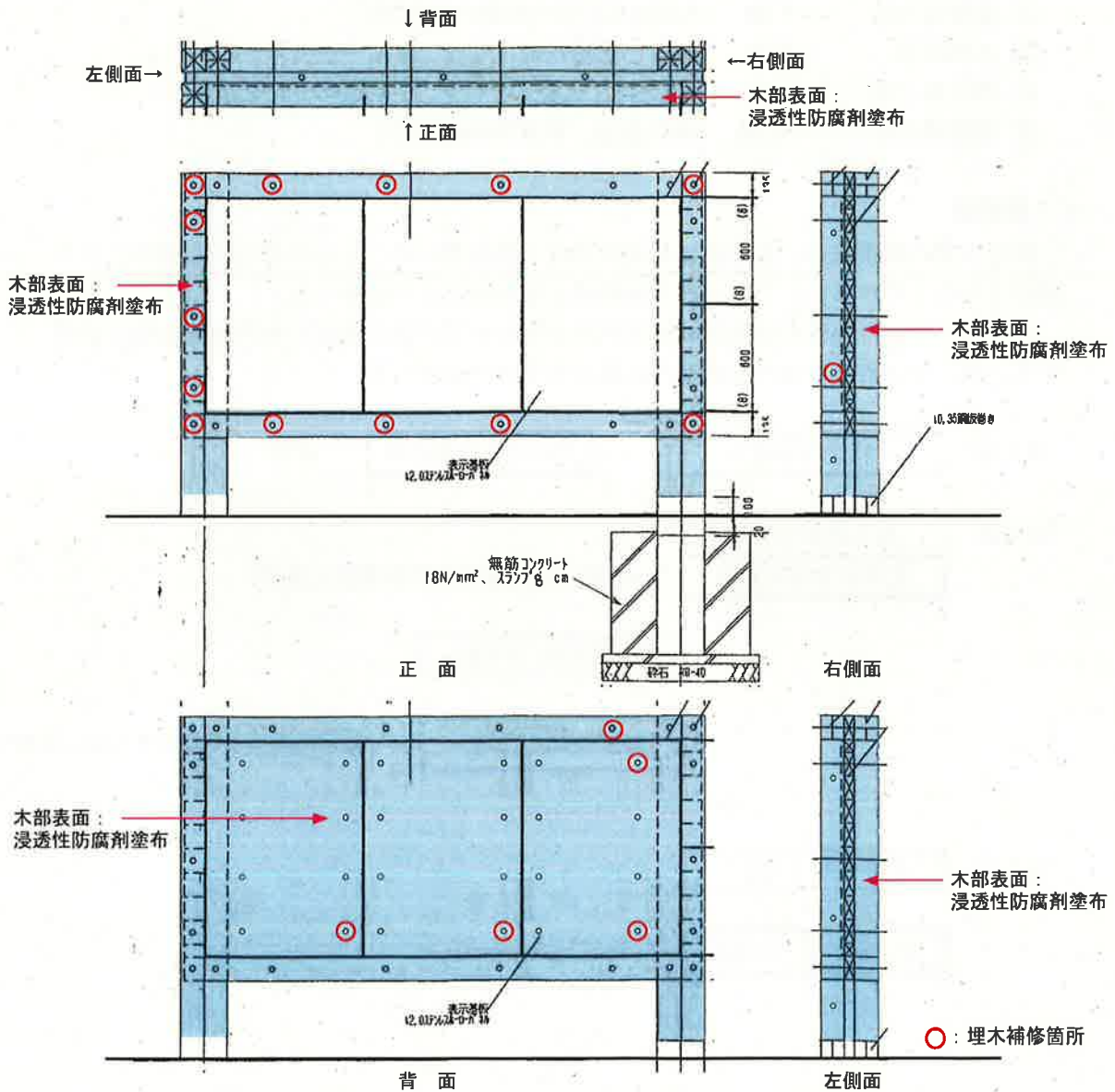
表示面・木フレームとも特に異常はなく、ボルトを隠す埋め木が欠損している程度である。

再整備に伴っては、埋め木を補修するとともに、木部に浸透性防腐剤を再塗装する。

先にも述べたように、防腐剤は数年の周期で再塗布が必要となる。

【周辺文化財案内板】

平沢官衙遺跡とかかわる周辺の遺跡や文化財の紹介と散策案内を目的とする案内板を案内所駐車場付近に設置する。フレームの形状・仕様は上記の総合説明板に倣う。表示面は20年程度での内容更新を想定した仕様として、電子線印刷パネルとする。



表示面仕様の耐用年数	
対候性インクジェット印刷	13～15年程度で更新
電子線印刷	20年以上
ステンレスホーロー	半永久

② 復元建物説明板・倉庫群全容解説

【復元建物説明板】

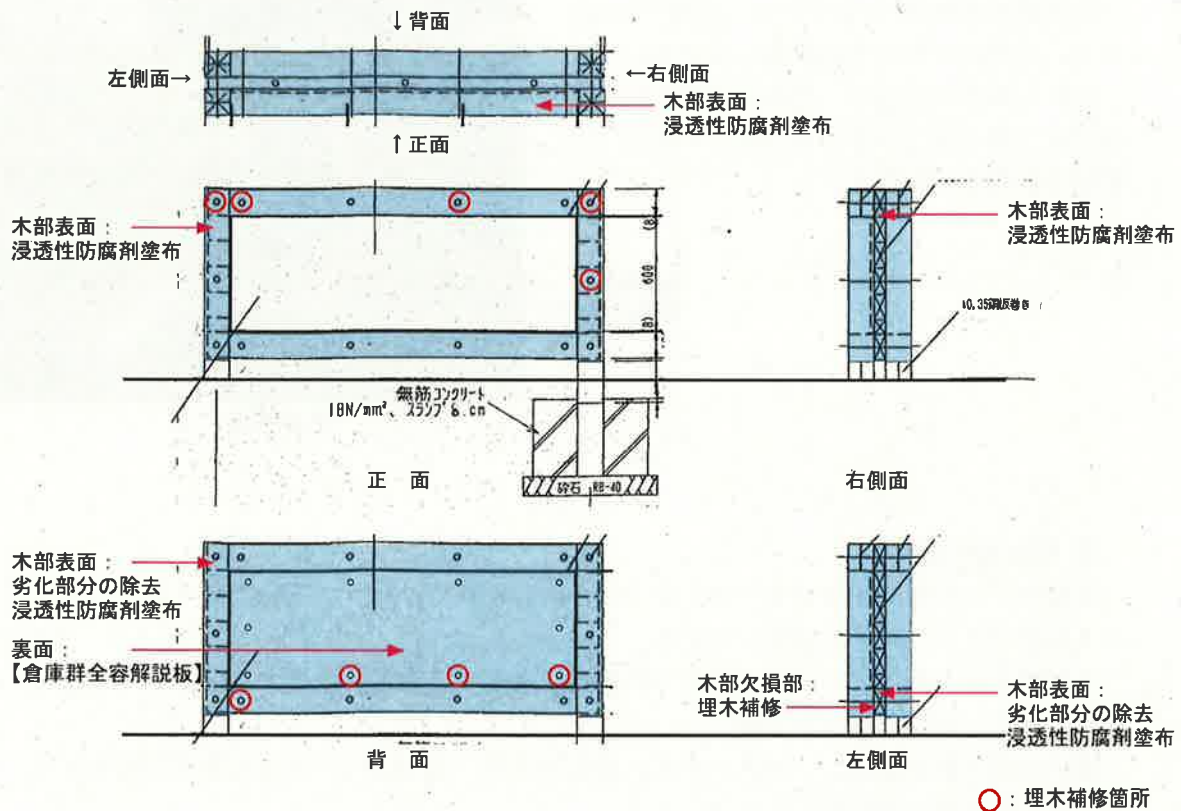
総合説明板と同様に、木フレームに表示面はステンレスホーローパネルとする。なお、柱脚部には銅板巻を施していない。

木部に苔が発生し、埋め木の欠損箇所もあり、やや腐朽が進みつつある。表示面には遺構はない。同仕様の総合説明板と異なるのは、芝生の中に設置されることと銅板巻を施していないことである。

再整備では、木部表面の劣化した部分をグラインダー等で薄く削り、欠損した埋め木を補い、浸透性を塗布する。また、柱脚の地中部分や地盤に近い下框下面には、アスファルト系塗料を塗布し土壌からの水分供給を防ぐ。

【倉庫群全容解説板】

実物大復元建物や柱位置表示の全体を包括する倉庫群の全容を俯瞰する解説板であり、上記の復元建物説明板の裏面に新設する。当初の整備の通り、史跡内で立上りのあるものは極力遺構の表現物に限定すべきであり、高さのある説明板は限定すべきと考え既設説明板のフレームを利用する計画とする。また、この表示面の仕様は周辺文化財案内板と同様に電子線印刷パネルとする。

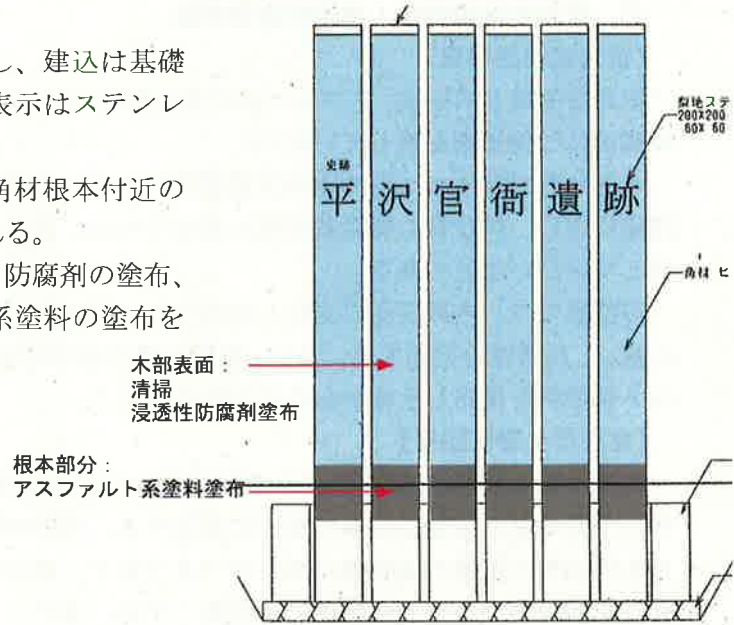


③ 遺跡名称板

本体はヒバ角材に防腐処理とし、建込は基礎コンクリート巻きとする。文字表示はステンレス切り文字である。

補修を要する異常はないが、角材根本付近の若干の腐蝕と苔類の発生がみられる。

再整備に伴って、木部の清掃と防腐剤の塗布、また根本部分へのアスファルト系塗料の塗布を行う。



④ 名称標識

白御影の石柱堀文字であり、史跡への出入口3箇所それぞれ設置している。

何れも異常はないが、北側出入口にある1基は最下段の文字が半ば埋まっているので、周辺土の鋤取りを行う。



名称標識 2

⑤ 禁止表示板

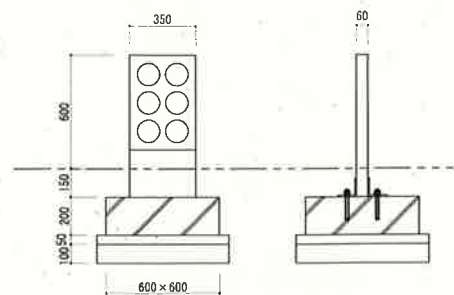
史跡内での利用制限をピクトサインで表示するもので、クラフト磁器製であり、出入口4箇所付近にそれぞれ設置している。

この禁止表示板については、現状の利用実態に即して内容を追加する必要があることから、構造・内容とも更新する。

表示内容は次を想定し、ピクトサインを印刷する。表示面は周辺文化財案内板等と同様に電子線印刷パネルとする。

禁止表示内容

- ・火気禁止 ・タバコ禁止 ・ゴミ捨て禁止
- ・ペットノーリード禁止
- ・ペットフン捨て禁止 ・ドローン禁止



禁止表示板 (S=1/40)

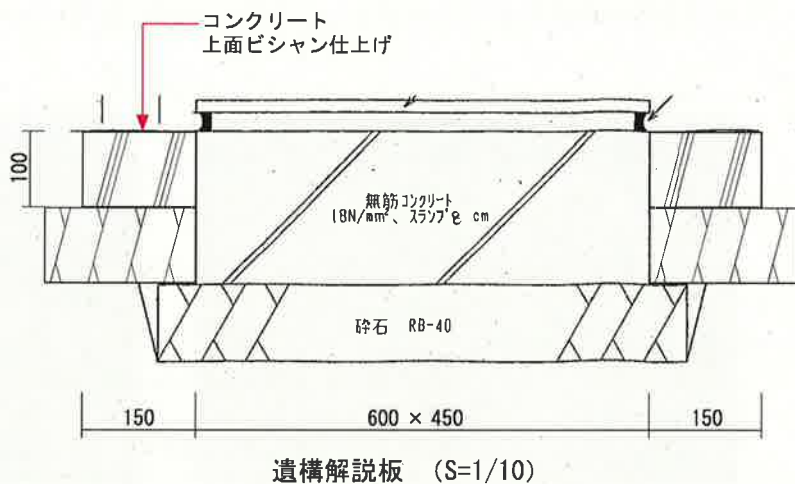
⑥ 遺構説明板

掘立柱跡の表示遺構 20 か所にそれぞれ設置している。基礎コンクリートを設け、磁器板だけが見えるように設置している。整備当時の図面では、磁器板（厚さ 14 mm）の表面は地盤面から 4 cm の高さに設定されている。

概ね健全ではあるが、端部に小さい割れを生じたものが多い。また、周囲の芝が伸びた状態では利用者が存在に気づき難いこと、芝刈り時に損傷することがあることが問題となっている。

再整備にあたっては、解説板の直近に芝が及ばないように、周囲 15 cm をコンクリートで縁取りし、この上面はビシャン仕上げとする。これにより解説板に対する視認性も高まると思われる。若干の欠けについては、再製作を要するほどではなく、部分的な補修も難しいことから現状を維持する。

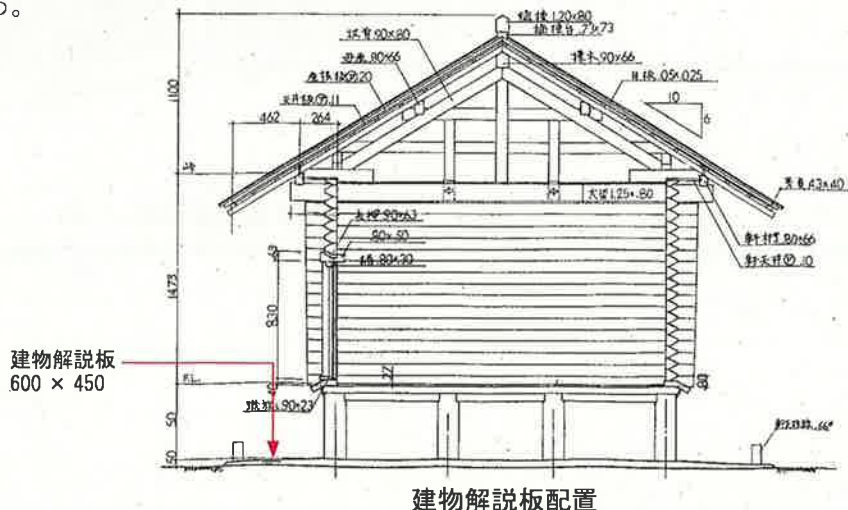
化粧砂利も検討したが、現状の芝の状況から簡易な見切り材では対応できないと思われること、また立ち上がりのある見切り材は利用者の躓きの要因となることから採用しない。



⑦ 建物解説板

実物大復元建物 3 棟について、それぞれの位置で構造や屋内の様子などを解説するものを新設する（現在木階段に設置している簡易説明に替わるもの）。

遠景では目立たないものとして、既設コンクリートタタキ面を一部研磨して設置する。解説板は遺構説明板と同様の大きさ（60 cm × 45 cm）とし、踏圧等を考慮してステンレス板に電子線印刷とする。



3-3. 鉄 柵

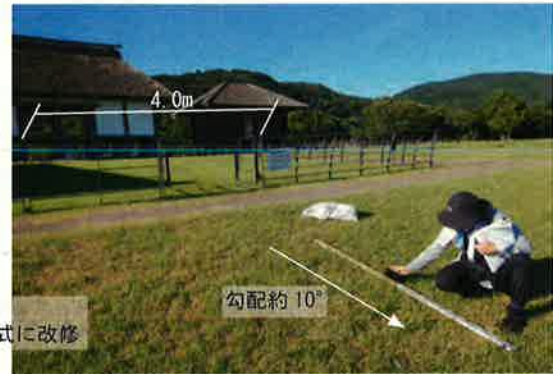
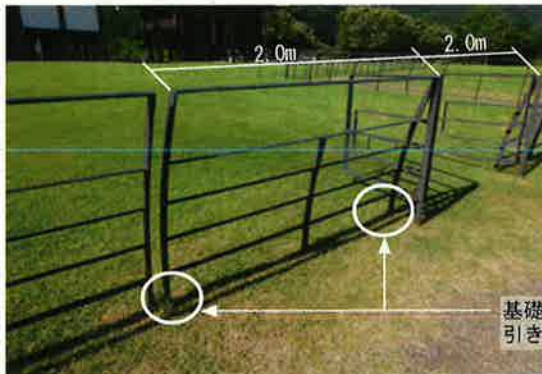
実物大復元建物の一帯を取り囲む鋳物製の柵であり、高さ1.1mで、開口幅2.0mの扉が東辺と南辺にそれぞれ設けられている。

この鉄柵に異常はないが、車両の出入り口が無いことが管理上の問題となっている。実物大復元建物の維持修理や日常的な維持管理には、高所作業車をはじめとする工事用車両が進入できる必要がある。

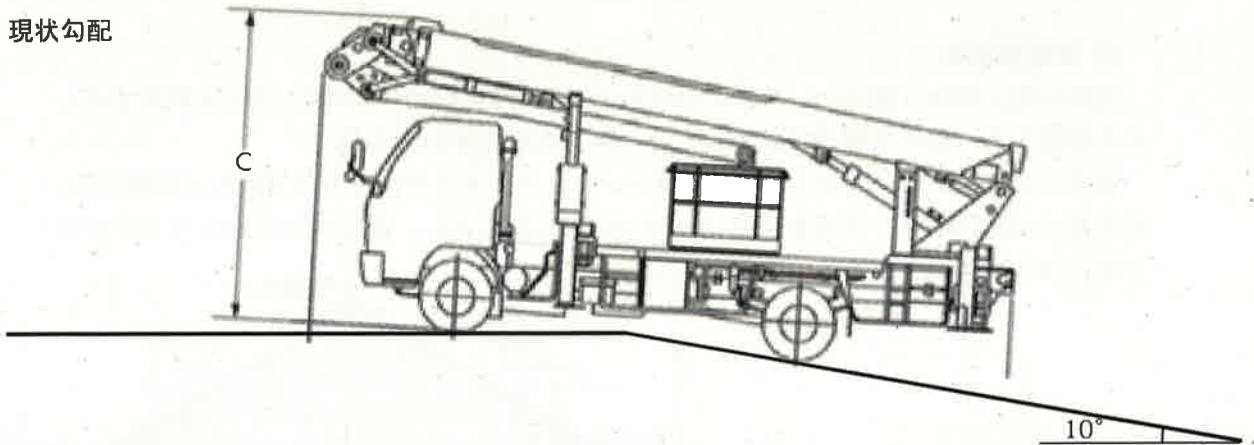
再整備にあたっては、南面の出入り口付近にある鉄柵の切れ目を利用して、車両が進入できる開口に改修する。

両開き門扉の西側の軸を吊る支柱と、その西側1間目の支柱の基礎を改修し、工事等の必要に応じて上に引き抜くことができるようにする。これにより合計4.0mの開口が確保できる。

この開口への進入路は、史跡の東側の出入り口から入り、南面の芝生斜面を経ることを想定する。鉄柵南面は園路を挟み約10°の勾配であり、下図の検討から16mクラスの高所作業の登坂に支障はないと考えられる。さらに大型の車両も想定するならば、法肩付近を若干掘削することも考えられるが、当面必要ないと考えられるので掘削は行わない。



現状勾配



高所作業車乗入検討図 1/60

3-4. 園 路

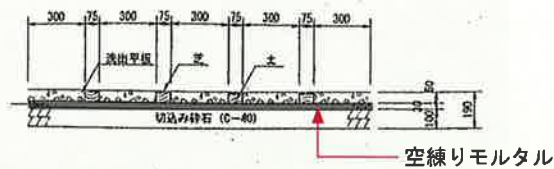
史跡内にはコンクリート洗出し平板舗装と、透水性カラー舗装の園路が敷設されている。

洗出し平板は厚 40mm、敷き砂 30mm、碎石路盤 100 mm であり、透水性カラー舗装は表層 40 mm、路盤 150 mm で、舗装止には台形状にモルタルを施している。

① コンクリート洗出し平板舗装

歩行に支障があるほどではないが、南側園路の低地側などに若干の不陸を生じたものが 18 枚ほどある。

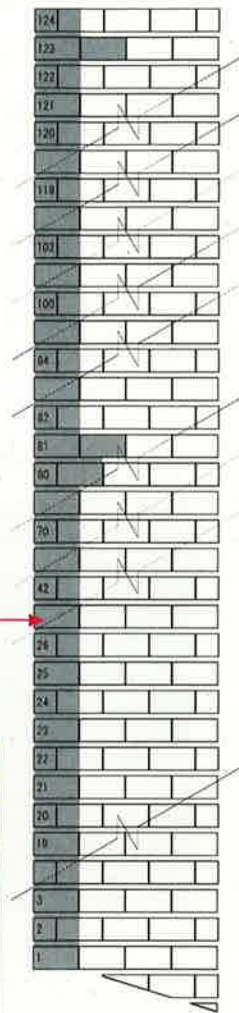
敷き砂の流失、あるいはモグラなどによるものとみられるので、法肩付近の平板を一旦取外し、敷き砂を補足のうえ据え直す。この際、砂の流失を防ぐために貧配合の空練りモルタルを用いる。



空練りモルタルを用いて再設置



傾いている平板



平板に問題のある部分

② 透水性カラー舗装

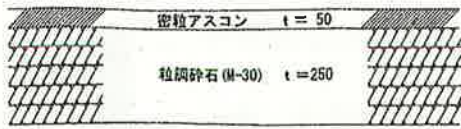
表層材は化粧砂利を固化転圧して表面を洗い出したものとみられる。現状では大半の範囲で表面の砂利が分離しており、利用者がこの砂利で滑りやすいことが問題となっている。

化粧砂利の離脱はあるものの、表層本体は強度を維持している。また、砂利下は土系の色調ではあるが砂利があり、遺跡景観にもよく調和すると思われる。

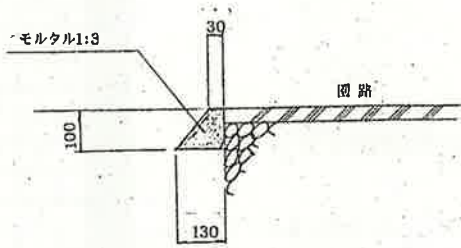
この再整備では、分離した化粧砂利だけを除去して引き続き現状の舗装を利用する。やがて微細な土部分がはがれ、内部の化粧砂利が表れると考えられる。

また、芝の舗装面への進入に対しては、舗装止モルタルの外側に立上りのある芝止め用の見切り材を敷設する（柱位置軒下範囲表示の見切り材に同じ）。

離脱した砂利の除去は再整備後も周期的に必要となる。またやがて表層材の摩滅等により舗装の打ち替えが必要になる時期に至るが、新規舗装に要する費用と、舗装初期に予測される景観上の不調和を考えると、現時点では打ち替えの必要性は低いと考えられる。



透水カラー舗装標準断面図



舗装止断面図



透水カラー舗装 (分離した化粧砂利と表層)



舗装止



舗装止と芝

3-5. その他便益施設

史跡内の管理・便益施設として、車止め（2基）、水飲み（1基）、ベンチ（2基）を確認した。水飲み、車止めには異常は見られない。ベンチについては、座面の板の腐朽・破損がみられた。なお、脚部コンクリート及び鋼材部分は健全とみられる。

ベンチについては、座面の板のみ更新する。

① ベンチ

- ・ 2基とも、脚部は問題なし。座面に汚れ・苔が見られ、端部が一部欠けている。

② 水飲み

- ・ 問題なし。現状はブルーシートで覆われている。

③ 車止め

- ・ 車止 1：問題なし。カラーコーンが設置されている。
- ・ 車止 1：問題なし。パイプガードが設置されている。
- ・ 車止 1：問題なし。



ベンチ



水飲み



車止 1



車止 2



車止 3

4. 情報発信

平沢官衙遺跡の情報発信のあり方として、インターネットを利用したシステムを新規に導入する。このことは保存活用計画に位置付けているほか、本年7月に実施したアンケート調査においても市民要望の多いものである。

この情報発信はインターネット上に平沢官衙遺跡の専用サイトを設け、随時更新・追加しながら運用していく。提供する情報には次のような項目が考えられる。

- ・遺跡の情報 考古学的価値
現地の表現と連動した遺構解説
遺物の解説
- ・整備の情報 利用案内・アクセス情報
整備施設の解説（実物大復元建物・遺構表示）
- ・イベント情報 体験学習の案内
季節イベントの案内
- ・周辺の情報 周辺の文化財や文化施設の案内

利用者が情報を取得する方法として、最も簡便なものはQRコード（二次元バーコード）を端末で読み取って専用サイトにアクセスするものである。

端末は利用者のスマートフォンを利用するほか、案内所でタブレットを貸し出すことも考えられる。

既設の解説板にQRコードを印刷したシールを貼ることや、リーフレットに印刷することなどが考えられる。

また、再整備の完成に合わせて、内容を更新したパンフレット制作する。このパンフレットは案内所で配布するほか、公共施設、公共交通機関等での配布や、インターネットを介してダウンロードできるようにするなど、多方面に活用する。



QRコードの事例（原の辻遺跡・長崎県壱岐市）

平沢官衙遺跡再整備内容について

種類		状況	再整備内容（前回ウッドサークル提案）	懇話会構成員・文化庁調査官等指摘事項	事務局案
校倉	屋根	・避雷針の片方逆向き ・屋根板・目板・樋棟・隅樋棟の腐朽、特に木口	・避雷針は屋根葺き替えと共に更新 ・屋根板・目板などヒバ材で葺き替え ・酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理 ・浸透性防腐剤の塗布	復元建物を継承していくためには、凍結保存という手法には拘泥せず、史跡における復元建物の価値を損なわない範囲で、修理方法や技術・材料を選択することが好ましい（海野、建物全般）。	・提案のとおり ・浸透性防腐剤の塗布は実施して、浸透性防腐剤塗り替えができるかは経過観察か。
	壁	・校木に芯割れ	・割れにウッドパテ、ないしは樹脂系接着剤で外側から補修		・割目には接着剤を入れ、材木の継ぎ目には目立つため、見栄えを考慮して入れない。
	束柱	・北側台座・束柱に緑色のコケ ・軒支柱の欠失	・専用洗剤などで除去 ・軒支柱は柱位置表示と同様な方法で表示		提案のとおり
	内部	・屋根裏にゴキブリの糞、巣 ・四隅に多数の雨染み ・校木ノ割れ部分から雨染み ・ゴキブリ死骸多数	・ゴキブリの巣の駆除・清掃を行う ・割れにウッドパテ、ないしは樹脂系接着剤で外側から補修		提案のとおり
	タタキコンクリート砂	・砂の剥離	・風合いが経年変化で落ち着いているためそのまま維持		・一部骨材の小石が露出している部分も、その部分のみ補修すると目立つため、そのままとする。
土倉	屋根	・棟飾りの木口割れ、腐食により欠損 ・茅の欠損によりオシボコ、杉皮が露出 ・スズメによる茅の引き出し	・全面的に茅による葺き替え ・屋根面全体に防鳥ネットを設置し、茅の持ち出しを防ぐ ・梁などの上に、鳥止まりの防止材を設置	・茅葺の葺き厚が60cmでは薄いのではないか（海野） ・ただお金をかけるのではなく、茅を刈って差し茅のメンテナンスなどを学生や市民が参加するワークショップでできるような方法があると良いと思います（黒田）。 ・ネットで全体を覆うのは景観への影響が大きいと思います。軒下等に防鳥ネットを設置する、または軒下等にバードワイヤー・バードニードルを設置で、できればと思います（黒田）。	・茅葺の厚さについては、厚さを厚くする、維持管理をまめにする、防水シートなど、見えない部分で現代的工法により、長寿命化を図るなどを検討。 ・防鳥ネットは入れてみることで検討し、鳥どまり防止材などは設置しない。 ・管理の中で、スーパーケムラーのようなものが有効か、検討。
	壁	・北面漆喰壁に黒カビ汚れ	・洗浄を行い除去		提案のとおり
	束柱	・北側台輪上・束柱に緑色のコケ	・専用洗剤などで除去		提案のとおり
	内部	・南面台輪上に雨染み ・中央部分にツバメの巣4か所、糞が堆積 ・屋根裏に茅堆積	・外壁漆喰の下端にシーリングを行う ・梁などの上に、鳥止まりの防止材を設置		鳥どまり防止材を除き、提案のとおり
タタキコンクリート砂	・砂の剥離	・風合いが経年変化で落ち着いているためそのまま維持		提案のとおり	
板倉	屋根	・クレ板が腐朽、脱落あり ・板押さえも腐朽、脱落あり ・ウダツも腐朽、特に木口 ・茅負木口や垂木の木口が腐朽、軒裏板・茅負腐朽	・葺き替えを行う ・板押さえの下面に水抜き穴設置 ・クレ板数段置きに敷き込み銅板設置 ・酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理 ・浸透性防腐剤の塗布		・浸透性防腐剤の塗布は実施して、浸透性防腐剤塗り替えができるかは経過観察か。
	壁	・北面東側壁板に薄い黒変	・北東隅壁面の雨漏りには、シリケート系樹脂を塗布含浸		提案のとおり
	束柱	・北列通柱の柱脚と腰長押にコケあり ・北東隅通柱根本に腐朽	・専用洗剤などで除去 ・軸部の腐朽・損傷には特に注意		提案のとおり
	内部	・北面東部雨染みは深刻な腐朽 ・壁面で、節や継目から雨染み ・南・北扉湾曲 ・南扉の落とし金具外れる	・節目等にウッドパテ、ないしは樹脂系接着剤で外側から補修 ・北東隅壁面の雨漏りには、シリケート系樹脂を塗布含浸 ・扉は外し、ソリ部分を削りなおす		・割目には接着剤を入れ、材木の継ぎ目には目立つため、見栄えを考慮して入れない。 ・扉の湾曲は、上下のあたり部分を削り調整する。
	タタキコンクリート砂	・砂の剥離	・風合いが経年変化で落ち着いているためそのまま維持		提案のとおり

実物大復元建物

	階段	4基のうち2基が腐朽し撤去。	丈夫で軽量のアルミ製階段を製作。手摺付き、踏み面の広いもの。景観に配慮し塗装。	・階段をミニマムな良いデザインにすることを希望します。個人的な意見ですが、色は茶色よりは濃いグレー、黒などのほうが良いと思います（黒田）。	・折畳ができる既製品に手すりなどを追加する。 ・階段収納場所を史跡内にする場合は、史跡北東付近で、追加して検討
柱位置表示	束柱表示	・当初表示材は腐朽・遺失し、竹材で代用 ・一部にボルトの傾き、ぐらつきなどあり	当初の形状・色調を踏襲しつつ、耐久性・対候性を重視し、腐朽しない材質のもので製作・設置。鋼管柱・塗装、合成木材、FRPを提案。基礎コンクリート・ボルトは極力使用。	・視覚情報として、①柱と柱の位置関係（柱間距離）、②柱の太さ、③柱掘方の形状、④建物の範囲があるとよい。建物範囲を舗装し柱を立てる、もしくは柱を立てずに、舗装表示で柱穴を示す。舗装の色でⅡ期の建物とⅢ期の建物を区別（三谷）。 ・素材は、太さが重要で、木材に見える必要なし（三谷）。 ・柱位置の遺構表示は遺跡整備において、復元建物と並ぶ重要な項目。発掘調査と近似する太さで表示することで、遺構の情報を齟齬なく伝達する（海野）。 ・発掘調査にもとづく柱径の大きさが分かるような表示としたうえで、変更したほうが良い（近年の例では擬木による弥勒寺官衙遺跡の正倉以降の表示事例有。）柱の高さ次第では腰掛けるベンチなどにも使用可能（海野）。 ・舗装による違いで柱穴表示も可能だが、半立体復元は有効な手段のひとつ。いっぽうで、建物の軒内程度の大きさを芝生の表現などを変える方法あり（海野）。 ・ベンチが少ないという現状に鑑みて、イベント等の際にも使用できる椅子にしてしまうのはいかがでしょうか。丸太を切っただけの木の年輪などを表現したもので、小さい背もたれを付けるということで、単純さを回避するのも一案かと思えます。イメージとしては、柱を横からみると、頂部が横S字形に切られている形に見えるものですが、そうすると棒グラフなどに用いる省略記号に近くなります。太さは、そもそも上まである柱の存在感はまったく違うので、事実上即す必要はなく、位置さえ表示できればよいように思います（田中）。 ・柱表示そのものは反対ではありません。見せ方の工夫が必要だと思います（黒田）。 ・柱が立ち並ぶ様子を見せるのであれば、木材ではない方が良いと思います。ただ、FRPや合成木材などの「木材のにせもの」ではなく、異なる素材でデザイン性を高めた方が良いと思います。FRPを使う場合も木材のように見せる必要はないと思います（黒田）。 写真の北秋田市のものは高さがありますが、素材だけでなく、太さ、高さなどをよく検討して、「良いデザイン」にする工夫が必要です（黒田）。	・調査で確認した太さに近いもの（直径35cm）で表示 ・舗装による表示ではなく、従来通り立体的な表示を行う ・3期（高いほう）は、鋼管に塗装したもので、高さ1mほど。2期（低いほう）は、コンクリートビシャン仕上げで、高さ35cmほど。 ・校倉の軒支柱は、鋼管の塗装、高さ35cmとする。
	礎石表示	問題なし			提案のとおり
	軒下範囲表示	表示のタマリユウや畝畔シートは遺失	防草シートを敷いての砂利舗装。芝への対策としてある程度立ち上がりのある見切り材を使用。	建物の軒下表現がなくても良いのであれば、特に意見はありません。見せるのであれば、提案通りの砂利でも良いと思います（黒田）。	・芝のまま、特に新たな表示を加えない。 簡単な表示では維持ができず、しっかりしたものでは雰囲気が変わってしまうため、舗装などは実施しに。また、区画すると床の建物と勘違いする可能性がある
	総合説明板	・木部に塗装のはげ ・根元銅板巻きに錆 ・埋木19個欠損	・浸透性防腐剤の再塗布 ・埋木を補修	※以下海野 【平沢官衙遺跡以外との関連性】 ・郡衙の基本的な構成や平沢官衙遺跡でわかっていること、わかっていないこと（郡庁関連）の説明（関東の郡衙関連遺跡の事例をマップに落とし込んだり、写真を掲載したりすることで、相互教育的効果を狙う） ・周辺遺跡などとの関連性に関する説明 ・周辺文化財巡りルート（散策ガイドルート） 【平沢官衙遺跡内】 ・平沢官衙遺跡内のルート案の提示（遺跡整備全体におけるゾーニング計画にもかかわる） ・撮影スポット等の紹介 ・溝など、十分に理解されていない部分へも誘導するための案内板やルートの設置 ★案内板は表示が薄れると、適切な維持管理がなされていないように見えるので、定期的なメンテナンスを項目に入れておく。陶板は初期投資が大きい、劣化がすくない。 ・予算の関係もあると思うので、ひとまずご提案のとおりできるだけ現状のものを修理しながら使うことで良いと思います。ただ、将来的には説明板がどのくらい機能しているのか検証し、QRコードの利用などもふまえてデザインを一新した方が良いと思います。このため、新たに追加する看板は慎重に検討する必要があります（黒田）。	・平沢官衙遺跡とかかわる周辺の遺跡や文化財散策ガイドなどの説明板1基を案内所駐車場付近に追加 ・案内所付近の説明板は、総合説明板と同デザインとする ・平沢官衙遺跡案内の内容は、再整備完了時に新しいパンフレットを作成し、内容を更新。

説明板	建物説明板	<ul style="list-style-type: none"> 左側面足元付近の木部腐食 木部の一部に苔・カビ、表示板に汚れ 埋木9個欠損 	<ul style="list-style-type: none"> 木部表面をグラインダーで削り、埋木を補う 浸透性防腐剤の再塗布 		<ul style="list-style-type: none"> 裏面を利用し、柱位置表示などの俯瞰的に全体像が分かる中間的説明板を追加
	遺跡名称板	<ul style="list-style-type: none"> 木部根本、若干腐食 木部の一部に苔・地衣類 	<ul style="list-style-type: none"> 木部の清掃、防腐剤の塗布 根本へのアスファルト系塗料の再塗布 		提案のとおり、
	名称標識	<ul style="list-style-type: none"> 一部で字が半分うまる 	<ul style="list-style-type: none"> 埋まったものは周辺土の鋤取り 	<ul style="list-style-type: none"> 施行令の標柱に合致しているか（岩井） 	<ul style="list-style-type: none"> 総合説明板の記述で対応しているため、特に変更せず
	禁止表示板	<ul style="list-style-type: none"> 1 一部欠け 2 基礎から本体が浮く 3 基礎からとれる 4 四面にひび 	<ul style="list-style-type: none"> 1 そのまま使用 2・3 別途金物で再設置 4 同形状のものを作成し、再設置 	<ul style="list-style-type: none"> 禁止内容が足りているか検討を（岩井） 	<ul style="list-style-type: none"> 注意事項を検討し、新規に作り直して更新。火気厳禁、ゴルフ禁止、犬放し飼い禁止、禁煙、ドローン禁止など
	遺構説明板	<ul style="list-style-type: none"> 一部欠け多数 文章・図版の欠損（SB16、24、30、36、52） 	<ul style="list-style-type: none"> 欠けは現状を維持 説明板直近に芝が及ばないように、化粧砂利を敷設 	<ul style="list-style-type: none"> ※以下岩井 中間的なエリア説明板を設置するのもいいのでは 内容の更新がないか、今後15～20年間持つのか検討を 化粧砂利の効果や見え方を試してみるのもよい エリアごとの俯瞰的な全体像がわかる中間的な説明板は有益（三谷）。 説明板を高さのある土台（石製・金属製など）のうえに付けると、遠くからの視認性がよくなり、草の繁茂に煩わされることも少なくなる（三谷）。 まわりのコンクリートの幅を最小限にすれば良いと思います。将来的には表示する情報を精査し、（1）と同様に要不要も含めて検討する必要があります（黒田）。 	<ul style="list-style-type: none"> 中間的なエリア説明板を建物説明板の裏面に追加 現説明板を使用し、芝や草刈り機対策として、コンクリートで保護しビション仕上げとする 階段設置の説明板は、1 新規の階段に設置、2 建物基礎に印刷した陶板？などを埋め込むことを検討
鉄柵		異常なし			<ul style="list-style-type: none"> 錆落としと再塗装
	出入口	車両の出入口がない	<ul style="list-style-type: none"> 南側にある鉄柵切れ目を利用し、引き抜き可能に改修し4m幅の出入口を確保 16m以上の車両の場合、法肩付近の掘削を検討 		提案のとおり、それほど大型は検討していないので、掘削はせず
園路	コンクリート洗出し平板舗装	南側園路の低地側に若干の不陸を生じたものあり	敷き砂の流出とみられ、モルタルを入れ据えなおす		提案のとおり
	透水性カラー舗装	砂利が分離し、利用者が砂利で滑りやすい	分離した化粧砂利を除去し、現状の舗装を利用	<ul style="list-style-type: none"> 滞水の心配がなければ大丈夫（岩井） 雑草による浸食が内容、スチールの見切りを入れる等、対応が必要。砂利敷の舗装などの場合にも、見切りにより、雑草対策は必要。定期的な雑草駆除も継続的に行う（海野）。 当面は定期的な砂利の除去で良いと思います。空練りのモルタルについても問題ないと思います（黒田）。 	提案のとおり
その他の 便益施設	ベンチ	座面に汚れ・苔、端部にかけて	座面板のみ更新		提案のとおり
	水飲み	異常なし			特になし
	車止め	異常なし			特になし
案内所	手洗所	利用集中時に水圧低下	<ul style="list-style-type: none"> 給水管の新規引き込み。引き込み径に変化なく改善は見込めない 高置貯水タンク設置。用地確保や景観が問題 地下貯水タンク+加圧ポンプ。復旧費用・ポンプ費用・動力電源費用が必要となる 便器の更新。 	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者のための駐車場の整備・花壇の整備などが有効。花やサクラは人目を惹きやすい（過度にボール遊び禁止など、利用制限をしないことの一策）（海野） 	<ul style="list-style-type: none"> 今回は根本的な解決策が見当たらないため、今回の再整備事業では対象としない。
情報発信		なし	<ul style="list-style-type: none"> 専用サイトを設けて随時追加・更新をしながら運用する 遺跡の情報。遺構・遺物の解説など。 整備の情報。利用案内。整備施設の解説など。 イベント情報。 周辺の情報 VR・ARを制作し、現地での疑似体験 QRコードを説明板に貼付、またはリーフレットで印刷 	<ul style="list-style-type: none"> 専用サイト（および案内所内）の説明は、これまでの郡衙遺跡に関する全般的な研究成果を示し、そのなかに平沢を位置づけることで、他遺跡との共通性と平沢の独自性がよくわかるような内容になればと希望します（三谷）。 VR・ARについては、流行りとは思いますが、個人的にはあまり必要性を感じません。実物の復元という平沢の特長をアピールすればよいのではないのでしょうか（三谷）。 	<ul style="list-style-type: none"> VR・ARについては、本物を維持管理して見せること、今後の技術の進歩に期待し、今回の再整備事業では見送ることとする